

つくばにおける農業者大学校の教育(資料編)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-12-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24514/00004575

つくばにおける農業者大学校の教育
(資料編)

平成24年3月

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農 業 者 大 学 校

資料編 目次

1	独立行政法人農業者大学校法	1
2	独立行政法人農業者大学校中期目標	5
3	独立行政法人農業者大学校中期計画（抄）	7
4	独立行政法人農業者大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性	10
5	「独立行政法人農業者大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」 における指摘事項を踏まえた見直しについて	12
6	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（抄）	14
7	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構第2期中期目標（抄）	15
8	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構第2期中期計画（抄）	16
9	新農業者大学校あり方検討委員会関係資料（開催要領、委員名簿、開催経緯）	18
10	農業者大学校運営準備会関係資料（開催要領、委員名簿、開催経緯）	21
11	独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果（概要）（抄）	24
12	事業仕分け第2弾の結果（抄）	26
13	赤松農林水産大臣から学生に対するメッセージ	28
14	農業者大学校同窓会から農林水産大臣に対する要請書	29
15	農業者大学校存続を求める要請書	30
16	農業者大学校の存続に関する緊急アピール	37
17	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（抄）	39
18	独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（抄）	40
19	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、 独立行政法人農業環境技術研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターの 中期目標期間の終了時における組織・業務全般の見直しについて（抄）	41
20	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構第3期中期目標（抄）	42
21	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構第3期中期計画（抄）	43
22	各年度に実施した募集活動	44
23	農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果（抄）	52
24	平成21年度入学試験受験者の受験までの道のり	53
25	農業者大学校入学選抜委員会設置要領	54
26	地域総合課題演習現地調査資料	55
27	先進経営体等派遣実習の手引き	63
28	先進経営体等派遣実習の派遣先	74
29	派遣先研究チーム決定の手順	75
30	研究チーム派遣実習について（ガイダンス資料）	76
31	研究チーム派遣実習についての学生アンケート集計結果	82
32	平成22年度農作業実習計画	83
33	筑波大学との連携協定	84
34	日本法人協会との連携協定	86

35	専修科のカリキュラム	89
36	専修科受講者アンケート結果	95
37	教育応援団名簿	97
38	農業者大学校評議会規則	98

(資料1から38までは、本編の資料番号(*)に対応している。)

* * * * *

39	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構業務方法書(抄)	100
40	カリキュラム一覧表	101
41	年間行事(平成20~23年度)	103
42	農業者大学校の学生数等の推移	107

独立行政法人農業者大学校法

平成十一年十二月二十二日法律第百八十八号
最終改正：平成一二年五月二六日法律第八四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 役員（第七条—第九条）
- 第三章 業務等（第十条・第十一条）
- 第四章 雑則（第十二条）
- 第五章 罰則（第十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人農業者大学校の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業者大学校とする。

（大学校の目的）

第三条 独立行政法人農業者大学校（以下「大学校」という。）は、青年である農業者に対する近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。

（特定独立行政法人）

第四条 大学校は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（事務所）

第五条 大学校は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第六条 大学校の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、大学校に追加して出資することができる。

3 大学校は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本

金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 大学校に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 大学校に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して大学校の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 大学校は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術の教授を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 大学校は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 大学校は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承

認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 大学校に係る通則法 における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした大学校の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 大学校の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、大学校の成立の日において、大学校の相当の職員となるものとする。

第三条 大学校の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、大学校の成立の日において引き続き大学校の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であつて、大学校の成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、大学校の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、大学校の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区

の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、大学校の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(大学校の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第四条 大学校の成立の際現に存する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号) 第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、大学校の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、大学校の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、大学校の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第五条 大学校の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、大学校の成立の時に於いて大学校が承継する。

2 前項の規定により大学校が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から大学校に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、大学校の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、大学校の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年五月二六日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

独立行政法人農業者大学校中期目標

第1 中期目標の期間

独立行政法人農業者大学校の中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 学理及び技術の教授に関する業務（2の業務を除く。）

教育時間当たりのコストを3%低減させる。

2 果樹農業に関する研修業務

研修時間当たりのコストを3%低減させる。

3 業務運営の効率化による経費の抑制

各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 青年である農業者に対する近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術の教授

(1) 学理及び技術の教授に関する業務（(2)の業務を除く。）

ア 学生の就農状況等の維持・改善

現場の農業者による講義の実施、学生に対する卒業後の農業経営の方向についての具体的な指導の実施等を行い、学生の就農意識を高めることにより、卒業生の就農率についておおむね90%以上を確保する。（就農率の算定に当たっては、卒業生が継続的に農業研修等を行う場合を就農に含めるものとする。）

イ 教育内容の改善

(ア) 卒業後5年以上を経た農業者を対象に、農業現場からみて望ましい教育内容に関するアンケートを実施し、その結果を分析することにより、新たな教育の進め方に反映させる。

(イ) 毎年度、卒業後2年程度の農業者を対象に、在学中の教育の満足度に関するアンケートを実施し、その結果を分析することにより、満足度の低い教科について見直しを行うとともに、将来の食料・農業・農村の方向性を踏まえたカリキュラム編成を行う。

(2) 果樹農業に関する研修業務

ア 研修生の就農状況等の維持・改善

現場の農業者による講義の実施、研修生に対する修了後の農業経営に関する指導の実施等を行い、研修生の就農意欲を高めることにより、修了生の就農率についておおむね90%以上を確保する。(就農率の算定に当たっては、研修所修了生が継続的に農業研修等を行う場合を就農に含めるものとする。)

イ 研修内容の改善

(ア) 研修修了者、都道府県果樹行政担当部局等に対し、農業現場からみて望ましい研修内容についてのアンケートを実施し、その結果を分析することにより、新たな研修の進め方に反映させる。

(イ) 研修生自らが栽培管理計画の立案及び管理を行うほ場の設定、土地基盤整備に係る実習の導入等研修内容の改善を図る。

(ウ) 短期研修について、研修内容の充実を図るため、研修生のニーズに見合ったコース設定を行う。

2 1の業務に附帯する業務

教育内容の質の向上等に資するため、次の業務を行う。

(1) 卒業生の経営実態調査・情報提供

ア 卒業後の農業者を対象に、農業経営の実態に関するアンケート調査を実施する。

イ 毎年度、卒業後の農業者の中から2事例以上を抽出し、経営状況に関する詳細な実態調査を行う。

ウ 卒業後の農業者を対象に、毎年度2地域以上において研究集会を開催する。

エ 経営改善等に資する新たなテーマについての情報を、毎年度2回以上、ホームページに掲載する。

(2) 関係機関への教育方法等に関する情報提供

ア 情報誌を毎年度発行することにより、関係機関への教育方法に関する情報提供を行う。

イ 業務内容、卒業生が各地域で特色ある経営を展開している成果等について、適時かつ的確な情報開示を行うことにより、国民の理解を深める。

第4 財務内容の改善に関する事項

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

独立行政法人農業者大学校中期計画

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 学理及び技術の教授に関する業務（2の業務を除く。）

演習、特別講義等の教育時間数を増加させ、教育内容の充実を図るとともに、中期目標の期間中に教育時間当たりのコストを3%削減する。

2 果樹農業に関する研修業務

研修カリキュラムの充実、研修生のニーズに見合った研修コースの設定等を行うことにより、中期目標の期間中に研修時間当たりのコストを3%削減する。

3 業務運営の効率化による経費の抑制

各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 青年である農業者に対する近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術の教授

(1) 学理及び技術の教授に関する業務（(2)の業務を除く。）

ア 学生の就農状況等の維持・改善

学生の確保と定員の充足を図るため、新聞広告等の宣伝活動の的確な実施、卒業生の協力の下でのきめ細かな応募者の発掘、インターネットによる周知等により学生募集を効果的に行う。

また、卒業生の就農率についておおむね90%以上を確保するため、

(ア) 現場の農業者（卒業生を含む。）による講義を実施し、農業現場の声を教育課程に導入するとともに、

(イ) 演習において、学生に対する卒業後の農業経営の方向についての具体的な指導の実施等を行い、

学生の就農意欲を高める。

イ 教育内容の改善

(ア) 卒業生を対象に、以下のアンケート調査を実施し、農業者大学校の教育に対

する評価及びニーズを把握する。

- ・ 卒業後5年以上を経た農業者を対象に、農業現場からみて望ましい教育内容に関するアンケートを実施する。
- ・ 毎年度、卒業後2年程度の農業者を対象に、在学中の教育の満足度に関するアンケートを実施する。

(イ) 学識経験者によるカリキュラム検討委員会を設置し、上記アンケート調査の分析結果（教育の満足度、今後の教育ニーズ等）や将来の食料・農業・農村の方向性を踏まえ、カリキュラム等の見直しを行う。

(2) 果樹農業に関する研修業務

ア 研修生の就農状況等の維持・改善

研修生の確保と定員の充足を図るため、新聞広告等の宣伝活動の的確な実施、修了生の協力の下でのきめ細かな応募者の発掘、インターネットによる周知等により研修生募集を効果的に行う。

また、修了生の就農率についておおむね90%以上を確保するため、

- (ア) 現場の農業者（修了生を含む。）による講義の実施や
- (イ) 研修生に対し修了後の農業経営に関する指導の実施等を行い、研修生の就農意欲を高める。

イ 研修内容の改善

(ア) 研修修了者、都道府県果樹行政担当部局等に対し、農業現場からみて望ましい研修内容についてのアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえ、学識経験者等を含めた検討会の開催により研修内容の見直しを行う。

(イ) 研修生自らが栽培管理計画の立案及び管理を行うほ場の設定、土地基盤整備に係る実習等を導入し、研修内容の改善を図る。

(ウ) 短期研修について、研修生のニーズに見合ったコースの設定及び充実を行う。

2 1の業務に附帯する業務

(1) 卒業生の経営実態調査・情報提供

ア 中期目標期間中に1回以上、卒業後の農業者を対象に、農業経営の実態に関するアンケート調査を実施する。

イ 毎年度、卒業後の農業者の中から、経営タイプの異なる2事例以上を抽出し、経営状況に関する詳細な実態調査を行う。

ウ 全国を7地域（北海道・東北、関東、北陸、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）に区分し、毎年度2地域以上において、当該地域の実態に即したテーマを

設定し、卒業後の農業者を対象とした研究集会を開催する。

エ 経営実態調査及び研究集会の結果を通じて得られた経営改善に資する新たなテーマに関する情報を、毎年度2回以上、ホームページに掲載する。

(2) 関係機関への教育方法等に関する情報提供

ア 関係団体とも連携し、調査収集した農業教育に関する情報等を取りまとめ、農業教育関係機関を対象に情報誌を毎年度発行する。

イ 業務内容、卒業生が各地域で特色ある経営を展開している成果等について、国民の理解を深めるため、公開講座、インターネット等を活用して情報提供を行う。

(以下 省略)

独立行政法人農業者大学校の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人農業者大学校（以下「農業者大学校」という。）の主要な事務及び事業については、地方にできることは地方にゆだねるとの観点から、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成を目的とする事業（以下「農業の担い手育成事業」という。）として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 農業者大学校の事務及び事業の廃止・見直し

農業者大学校の事務及び事業については、①入学者数及び入所者数が定員を大幅に下回る「定員割れ」の状況が恒常化していること、②農業実習と講義等を組み合わせた実践的な研修教育を通じて、近代的な農業経営に必要な技術及び知識の習得を目的として道府県が設置している農業大学校等（平成16年度40校）との機能分担が明確になっていないこと、③新卒者を対象とする道府県の農業大学校等の8割程度においても入学定員を下回る状況が恒常化しており、今後、農業者大学校において定員を満たすほどの入学者数及び入所者数の増加が見込まれない状況にあることから、廃止するものとする。

その際、本校の事務及び事業については、抜本的に見直し、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手育成事業に改定した上で、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「農業・生物系特定産業技術研究機構」という。）に移管して、その研究開発業務と一体的に実施するものとする。また、落葉果樹農業研修所（岩手県岩手郡雫石町。修業年限1年間、入所定員25人）及び常緑果樹農業研修所（大分県東国東郡国東町。修業年限1年間、入所定員25人）の事務及び事業については、廃止するものとする。なお、施設等については、厳しい国家財政事情も考慮しつつ、その有効活用が図られるものとする。

第2 本校の事務及び事業の改定

本校（東京都多摩市。修業年限3年間、入学定員50人）の農業の担い手育成事業につ

いては、農業経営に関する講義形式の科目を中心としてきたが、抜本的に見直し、農業者のニーズも的確に確認した上で、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心とするものへ転換することが適当と考えられる。先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法については、農業生産力の向上、農業生産現場の経営革新等を図ることを目指して、農業・生物系特定産業技術研究機構が研究開発を行ってきていることから、本校の農業の担い手育成事業と農業・生物系特定産業技術研究機構の研究開発等の事務及び事業とを一体的に実施するものとする。

その際、効率的かつ効果的な運営を図る観点から、次の点に留意するものとする。

- ① 学生の入学定員（現行50人）については、これまで恒常的に入学生が大幅に下回っていた（平成13年度から16年度までの平均で32人）ことを踏まえ、算定の基礎となる需要予測、将来推計等を的確に行った上で、適切な規模とすること。
- ② 育成の対象者については、現行の「青年である農業者」（高卒以上の学歴を有する30歳未満の者で、かつ1年以上の農業実務経験を有する者）に限定することなく、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を必要とする者を広く全国各地から受け入れるものとする。
- ③ カリキュラムについては、育成対象となる農業者等の多様なニーズに的確に応えるため、国の機関でなければできない、農業・生物系特定産業技術研究機構の研究開発により得られた先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心としたものとする。
- ④ 修業年限については、育成対象となる農業者等の実情、家庭環境等を把握し、短縮化・多様化を図るなど適切なものとする。
- ⑤ 業務の合理化の推進、総費用（人件費を含む。）の削減を図ることはもとより、より円滑かつ効率的な運営を確保する観点から、校舎等を農業・生物系特定産業技術研究機構本部の所在地へ移転することについて、明示すること。移転に当たっては、現校舎等の売却益を活用するなど既存の資産の有効活用を図るものとする。

第3 合理化メリットの発現

上記第1及び第2により、運営費交付金の削減、役職員の縮減を図るものとする。

「独立行政法人農業者大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて

平成16年12月24日

農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人農業者大学校（以下「農業者大学校」という。）の事務及び事業については、現行の中期目標期間終了までに、以下の見直しを行うこととする。

第1 農業者大学校の事務及び事業の廃止・見直し

- 農業者大学校の事務及び事業については、廃止する。その際、本校の事務及び事業については、抜本的に見直し、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成を目的とする事業に改定した上で、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「農業・生物系特定産業技術研究機構」という。）に移管して、農業・生物系特定産業技術研究機構の研究開発業務と一体的に実施する。なお、現学生及び平成17年度、18年度入学予定者の卒業までは、従来の事務及び事業を継続する。
- 落葉果樹農業研修所及び常緑果樹農業研修所の事務及び事業については、廃止する。なお、施設及びほ場等については、維持管理コストの削減を前提として、立地条件等を考慮しつつ、有効活用について検討する。

第2 本校の事務及び事業の改定

- 本校の農業の担い手の育成を目的とする事業については、抜本的に見直し、農業者のニーズも的確に確認した上で、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心とするものへ転換する。
- 先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法については、農業・生物系特定産業技術研究機構が研究開発を行ってきていることから、本校の農業の担い手の育成を目的とする事業と農業・生物系特定産業技術研究機構の研究開発等の事務及び事業とを一

体的に実施する。

- なお、事務及び事業の見直しに当たっては、効率的かつ効果的な運営を図る観点から、次の点に留意する。
 - ① 学生の入学定員の設定に当たっては、これまで恒常的に入学生が定員を下回っていたことを踏まえ、需要予測等を的確に行い、規模の適切化を図る。
 - ② 育成の対象者の設定に当たっては、現行の「青年である農業者」に限定することなく、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を必要とする者を広く全国各地から受け入れる。
 - ③ カリキュラムについては、農業者等の多様なニーズに的確に応えるため、国の機関でなければならない、農業・生物系特定産業技術研究機構の研究開発により得られた先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とするよう設計する。また、事務及び事業の見直しが円滑に行われるよう、新たなカリキュラムの作成等に必要な体制を適切に整備する。
 - ④ 修業年限の設定に当たっては、育成の対象となる農業者等の実情、ニーズ等を踏まえた上で現行を見直し、短縮化・多様化を図る。
 - ⑤ より円滑かつ効率的な運営を確保する観点から、校舎等については、必要な条件整備等を行って、可能な限り早期に農業・生物系特定産業技術研究機構本部の所在地へ移転する。なお、移転に当たっては、現校舎等の売却益を活用する等、既存の資産を有効に活用した上で、必要な整備を行う。

第3 合理化メリットの発現

上記第1及び第2の実施により、運営費交付金の削減、役職員の縮減に努める。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（抄）

（平成十一年十二月二十二日法律第九十二号）

最終改正：平成二十二年五月二十八日法律第三十七号

（研究機構の目的）

第四条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

十 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。

附 則 （平成十八年三月三十一日法律第二十六号）

（職員の引継ぎ等）

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、それぞれ、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所（以下「農業者大学校等」という。）の職員にあっては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員にあっては独立行政法人水産総合研究センターの職員となるものとする。

（農業者大学校等の解散等）

第八条 農業者大学校等は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に農業者大学校等が有する権利のうち、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）第三十二条第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び勧告は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対してなされるものとする。

5 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2. 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授

平成17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、将来の担い手となり得る農業者を育成するため、農業技術や経営管理に関する高度な知識・技術に関する研修教育の充実を図ることとされている。また近年、農家数の減少が進む一方で農業法人経営は増加し雇用形態での就農が増加するなど、農業の担い手の範囲が農家後継者だけでなく農業法人の構成員等にまで広がっている。これらの動きを踏まえ、研究機構における農業研修教育は、廃止した農業者大学校の担い手育成の実績を活かしつつ、研究機構の持つ高い研究開発能力を十分に活かした最先端の農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とするとともに、教授の対象者を従来の「青年である農業者」に限らず、農業及び農村の担い手として意欲のある者を対象として実施するものとする。

(1) 学理及び技術の教授に関する業務

ア 新たな農業研修教育に関する農業者のニーズ等を踏まえた適切な定員とするとともに、道府県農業大学校等他の農業研修教育関係機関との連携やより一層の広報活動、卒業生への資格付与等魅力向上のための仕組みの導入の検討により、意欲ある学生の確保に努め、定員の充足に当たっては数値目標を設定して取り組む。

イ 教育の目標は以下のとおりとし、その達成のため教育の手法及び内容については、最新の研究開発の成果、社会情勢の変化及び農業の担い手育成に関する農政の動向等を踏まえ、時代に合った適切なものとする。

(ア) 本科においては、農業を担うべき者のニーズに応え、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心として、幅広い視野と高度な専門知識、農業経営をめぐる情勢変化で直面する課題の解決能力等を養うことにより、今後の我が国農業・農村を牽引する担い手となるべき人材を育成する。

(イ) 専修科においては、農業者等の多様なニーズに応え、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法等を習得させることにより、効率的かつ安定的な農業経営を実践できる者を育成する。

ウ 広く識者等から意見を求め、教育の内容の改善に反映させる。

エ 卒業生の就農の確保に当たっては数値目標を設定して取り組む。

オ 業務内容、卒業生の特色ある活動等について情報開示を行うことにより、研究機構における農業の担い手育成業務に対する国民の理解を深める。

(2) 旧教育課程の継続

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号）の施行の日の前日において独立行政法人農業者大学校に在籍している長期農業者教育を受ける者及び平成18年度に入学した者に対しては、独立行政法人農業者大学校の長期農業者教育に係る業務を引き続き行う。また、引き続き卒業生の就農の確保に努める。

(3) 本校校舎等の移転

農業者大学校本校校舎等について、平成21年3月までに移転を完了する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

2. 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授

(1) 学理及び技術の教授に関する業務

- ① 定員は、新たな農業研修教育に関する農業者のニーズ等を踏まえて適切に設定する。
- ② 意欲ある学生の確保及び定員の充足を図るため、以下の事項を効果的・効率的に行い定員の充足率100%確保に努める。

(ア) 道府県農業大学校、高等学校、農業法人等へのきめ細かな情報提供

(イ) 新聞広告・インターネット等による宣伝活動

(ウ) 先進的農業経営者等の協力の下での応募者の発掘

(エ) 卒業生への資格付与等志望者への魅力向上に資する仕組み導入に関する検討

(オ) その他、学生の募集に関する活動

- ③ 教育の手法及び内容は、以下のとおりとする。

(ア) 本科は、講義、演習及び実習の組合せにより、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心に教授する。また、多様な分野にわたる教育を実施し、幅広い視野と多面的なものの見方・考え方を修得させる。

(イ) 専修科は、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法等に関する農業者等のニーズを踏まえ、最新の研究開発の成果、社会情勢の変化に対応したカリキュラムを設定し、農業経営の発展に必要な学理及び技術を修得させる。

(ウ) 学識経験者、先進的農業経営者、研究者等による準備委員会を設置し、新たな農業研修教育における教育目標、教育の手法・内容、その効果的・効率的な実施体制等を検討する。なお、先端技術等を効率的に修得するための新たなカリキュラムの設定のため、既存の施設を活用し、必要な体制を整備して検討する。

- ④ 教育の内容の改善を図るため、以下のことを行う。

(ア) 旧農業者大学校の卒業生、非農家出身学生等の就農先となるような農業法人の経営者及び指導農業士等の先進的農業経営者や農業研修教育関係者から、農業現場から見て望ましい教育内容についての意見を把握し、カリキュラムの検討の参考にする。

(イ) 入学の対象となる者の農業研修教育へのニーズを把握し、ニーズに応えた教育の内容となるよう努める。

(ウ) 新しい教育課程の開始後、在学中の学生や卒業生を対象に、教育内容の満足度等に関するアンケートを適切な時期に実施し、授業の満足度が80%以上となるよう教育内容の改善に努める。

- ⑤ 卒業生の就農率についておおむね90%を確保するため、以下のことを行う。

(ア) 現場の農業者による講義

(イ) 演習における学生に対する卒業後の農業経営の方向についての具体的な指導

(ウ) 非農家出身学生等に対する農業法人の紹介・就農相談によるきめ細かな就農支援

(エ) その他、学生の就農意欲を高めるための活動

- ⑥ 公開セミナーを開催するとともに、教育の理念・内容、学生の取組、卒業生の特色ある活動等についてのインターネットによる情報の発信、報道機関等への積極的な情

報提供等を行い、農業の担い手育成業務に対し国民の理解が得られるよう努める。

(2) 旧教育課程の継続

平成18年度までの入学者に対しては、卒業生等現場の農業者による講義の実施により農業現場の声を教育課程に導入するとともに、演習において、学生に対する卒業後の農業経営の方向についての具体的な指導の実施等を行う。また、引き続き卒業生の就農率についておおむね90%以上を確保する。

(3) 本校校舎等の移転

農業者大学校本校校舎等（東京都多摩市連光寺3-23-1、岩手県岩手郡雫石町二十五地割字沼返19-2ほか、計159,065 m²）について、平成21年3月までに売却する。なお、業務のより円滑かつ効率的な運営を図るため、本部の所在地へ移転し、売却収入等により業務に必要な施設、設備等を整備する。

新農業者大学校あり方検討委員会開催要領

1 趣旨

先端的農業技術及び先進的経営管理手法の教授を中心とし、研修教育期間の短縮・多様化を図る新たな農業者大学校の研修教育について幅広い視点から検討を行い、そのあり方、内容をとりとまとめる。

2 検討事項

- (1) 新研修教育の基本理念・目標
- (2) 募集対象者
- (3) カリキュラム
- (4) 学生募集のあり方
- (5) 県農業大学校等との連携のあり方
- (6) その他

3 運営

- (1) 「新農業者大学校あり方検討委員会」(以下「検討委員会」という。)は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討委員会の座長は、委員の互選により選任する。座長は、検討委員会の議事を運営する。
また、座長は、検討委員会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (3) 検討委員会は、必要に応じ適当と認められる者に対して検討委員会への出席を求め、意見聴取を行うことができる。
- (4) 検討委員会は、公開とする。ただし、検討委員会の運営に著しい支障があると認められる場合には、検討委員会に諮って、非公開とすることができる。
なお、議事概要等は原則として公開するものとする。
- (5) 検討委員会に関する庶務は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業者大学校において行う。

4 スケジュール

4月に第1回検討委員会を開催し、平成18年8月を目途に中間取りまとめを行う。

別紙

新農業者大学校あり方検討委員会委員

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 稲 泉 博 己 | 東京農業大学助教授 |
| (座長) 今 村 奈良臣 | 農林水産省政策評価会座長 |
| 亀 若 誠 | 社団法人農林水産技術情報協会理事長 |
| 小 林 仁 | 財団法人日本植物調節剤研究協会会長 |
| 高 橋 栄 二 | 茨城県農林水産部次長、前茨城県立農業大学校
校長 |
| 長谷川 久 夫 | 社団法人日本農業法人協会会長、株式会社みず
ほ代表取締役 |
| 佛 田 利 弘 | 農業者大学校同窓会会長 |

(五十音順、敬称略)

検討委員会の開催経緯

日 程 等	検 討 項 目
第 1 回 平成 1 8 年 4 月 7 日	○農業者大学校の現状について ○見直しの経緯について ○今後の検討事項について
第 2 回 5 月 1 9 日	○フリートーキング
第 3 回 6 月 2 日	○関係者からのヒアリング
第 4 回 7 月 1 0 日	○新農業者大学校の基本的考え方について
第 5 回 7 月 2 8 日	○新農業者大学校の枠組みについて ○本科・専修科のあり方について ○カリキュラムのあり方について
第 6 回 8 月 2 1 日	○新農業者大学校本科の主要事項について ○募集・広報活動のあり方について ○道府県農業大学校等との連携について
第 7 回 9 月 2 5 日	○とりまとめ案について

農業者大学校運営準備会の開催について

1 趣旨

平成20年度からつくばにおいて新課程の教育を開始する農業者大学校について、教育機関として現農業者大学校の建学の精神を継承しつつ、新たな時代の変化に的確に対応できるよう、関係者及び外部有識者の意見を運営に反映する体制を整備することが必要である。

このため、平成20年度の開校に合わせて運営評議会を正式に立ち上げることとするが、19年度においては農業者大学校運営準備会を開催し、必要な事項の審議検討を行う。

2 検討事項

- ・学則その他の重要な規則の制定・改正
- ・農業者大学校つくば開校に向けての円滑な準備について（教育課程等）

3 構成員

- ・機構役職員：理事長（議長）、農者大担当理事、研究管理担当理事、
農業者大学校長
- ・外部有識者：学識経験者、同窓会代表者、農業経営者等

4 スケジュール

19年

- 5月31日 運営準備会開催
- ・つくば開校の準備状況（学生募集、入学試験、校舎建設等）
 - ・新たな教育課程について

- 10月 運営準備会開催
- ・つくば開校の準備状況（前期入試の状況等）

- 20年 2月 運営準備会開催
- ・学則（案）その他の規則について

4 庶務

運営準備会の庶務は本部総合企画調整部の協力を得て農業者大学校で実施する。

農業者大学校運営準備会 外部有識者委員

- 上原 征彦 明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授
食料・農業・農村政策審議会会長
- 大杉 立 東京大学農学生命科学研究科附属農場長・教授
- 金子 美登 有機農業実践農家（埼玉県）
食料・農業・農村政策審議会生産分科会臨時委員
- 佐々木義之 京都大学名誉教授
- 田嶋 一 國學院大學文学部教授・副学部長
- 納口るり子 筑波大学生命環境科学研究科准教授
- 久川 英昭 （有）久川養鶏場専務（熊本県）
- 佛田 利弘 農業者大学校同窓会長
（株）ぶった農産代表取締役（石川県）
- 松永 和紀 科学ライター

（五十音順、敬称略）

運営準備会の開催経緯

日 程 等	検 討 項 目
第 1 回 平成 1 9 年 5 月 3 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの経緯について ○つくば開校の準備状況について ○新たな教育課程について
第 2 回 1 1 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの準備状況について (前期日程入試の状況含め) ○専修科のあり方について ○来年度の入学試験及び学生募集について
第 3 回 平成 2 0 年 2 月 1 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ○開校に向けた準備状況について (後期日程入試の状況及び3月期募集含め) ○来年度の入学試験及び学生募集について ○学則について ○専修科の実施について

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔「平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に
関する評価の結果等についての意見」〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 指摘事項の具体例は、P. 6~18を参照。

農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省)

○ 事務・事業の費用対効果や存廃の必要性を含めた評価が必要

農林水産省評価委員会の評価結果

評価項目:近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授
【評定:B(計画に対して業務の進捗がやや遅れている。)】

入学者の確保に関しては、様々な取り組みが行われていることは評価できるが、前年度に引き続き入学定員を充足できていない。入学者確保に向けたこれまでの取り組みの効果について分析するとともに、入学者確保に向けた一層の努力が必要である。教育方法・内容に関しては、本科において入学者の多様性を踏まえた充実したカリキュラムが設定されていること、農業者を対象とした専修科において農研機構の研究成果を活かしたコースが設定されていること、学生授業評価アンケートによる授業改善の取り組みがなされていること等、人材養成目的に即した教育課程が編成されており評価できる。20年度に実施したアンケートの結果等を反映した、より充実かつニーズに合致したカリキュラムが構成されることを期待する。卒業生の就農率(94.7%)が高いこと、新教育課程の卒業生の就農を支援するために、無料職業紹介室を開設したことは評価できる。今後は、関係機関と協力しながら、農業者大学の必要性や目的、農業の担い手育成業務に係る国民の理解増進を進め、意欲ある入学者や定員が確保されることを期待する。

(参考)入学者数の推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20
定員(A)	50	50	50	50	50	50	—	40
入学者数(B)	33	39	23	31	20	20	—	31
充足率B/A(%)	66	78	46	62	40	40	—	77.5

(注1)平成19年度は、新たな農業者大学の開学に向けた準備のため、入学者はいない。
(注2)平成13~18年度までは、旧農業者大学本校分の数値である。

当委員会の二次評価意見

本法人の農業者大学校は、平成17年度まで旧独立行政法人農業者大学校として運営され、18年度から本法人に移管されたものである。独立行政法人による事業として運営された13年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が18年度まで常態化(この間の定員充足率は40%~78%)していた。このようなことから、抜本的な見直しが行われ、入学対象者の変更、入学定員の50人から40人への削減、修業年限の3年から2年への短縮、カリキュラムの大幅な見直しが行われて、20年度に新たな農業者大学校として開校したものの、開校初年度である20年度の入学者数も31人と定員の40人を下回っている(定員充足率は78%)。

これについて、貴委員会においては、農業者大学校が先端的農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成という目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から評価を行った結果、定員の適正規模への言及は時期尚早であり、入学定員の充足のためにこれまでの取組の分析及び入学者確保に向けた一層の努力が必要であると評価している。

しかしながら、農業者大学校の定員充足の現状を踏まえると、今後の評価に当たっては、同大学校が上述の目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から、費用対効果や存廃の必要性も含めた評価を行うべきである。

事業仕分け第2弾の結果(平成22年4月27日)(抄)

ワーキンググループB

(事業番号) B-15

(項目名) 農業・食品産業技術研究等業務

(法人名) 農業・食品産業技術総合機構

(4) 農業・食品産業技術研究等業務(教授業務)

評価者のコメント

(4) 農業・食品産業技術研究等業務(教授業務)

- 役割は終わっていると考える。
- 役割は終わった。地方や4年制大学に任せるべき。
- わずか30名程度のためにこの事業を維持すべき必然性が認められない。
- 国立大学農学部において社会人を対象にした人材の育成コースを実施すれば、各地域で参加しやすくなり、リーダーの育成が進むと考えられる。
- 各地の農業専門校で役割を果たすべき。
- 道府県の農業大学校で対応できている。
- 農・畜産大学で十分に機能している。
- 今在学している学生については、十分な配慮をしたうえで廃止。この予算は農業大学の補助にまわすべき。農業教育は重要だし、幅広いキャリア人への教育も重要だが、その担い手が独法である必要はない。
- 大学の農業系学部、大学院、県レベルの大学校、さらには農業高校も含めると、この大学校定員40名(定員割れ)は非常に少ないので効果は限定的。「研修」として、再構築を図るべき。
- 定員40人に対し、36人が受験し、35人が合格、31人が就学している状況から、ニーズが全くないとは言えないが、国費を投じてまで行う事業と言えないのではないかと。また「大学であるから先端的(農業技術)、先進的(農業経営)」と自己評価するが、実践、現場の就農者を愚ろうする発想に思える。
- 道府県農業大学校等のカリキュラムを拡充するなど、他の法人で実施したほうが効率的かつ効果的。
- 道府県農業大学校に必要なカリキュラムをつくれれば、年間5億4,000万円の国費を投入して、1人当たり291万円のコストをかけて続けていく必要性なし。現にニーズは減少している。H22年度から1学年32名の定員にする。

- 研究の組織化はリーダーシップを発揮すべし。

WGの評価結果

(4)農業・食品産業技術研究等業務(教授業務)

事業の廃止

(ただし、廃止時期については在学者に配慮)

<対象事業>

- ・ 廃止 10名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 2名
- ・ 他の法人で実施 1名
(事業規模 拡充 1名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ ガバナンスの強化 1名

とりまとめコメント

農業の大事さは人一倍理解しているつもりであり、本日参加している評価者も農業はこれから本当に大事であるということ認識した上で、だからこそあえて厳しい視点になっていると思っている。今回仕分けで取り上げた研究テーマについては、強い疑いをもって評価者13人全員が廃止とした。コメント欄をみても、独法自体がそもそも行う必要のある研究テーマなのか、もう1度政務3役で総ざらいし、組み立ててスタートしていただきたい。研究自体を否定するつもりはないが、今回取り上げた研究テーマについては廃止との結論とさせていただく。なお、今後の研究に当たっては厳格にテーマ選定を行うことはもとより、成果の公表・普及に努めてもらいたい。

農業者大学校については、事業の廃止が10名、事業の実施は自治体／民間の判断に任せるが2名、他の法人で実施するが1名であり、いずれにせよ国が農業者大学校をもって運営していくことに関して強い疑念をもっているということであり、結論としては事業の廃止とさせていただく。議論にもあったが、やはり各地の農業者大学校自体の力を伸ばしていく、箱を持ったやり方ではなく国が持っているスキルを全国に広めていく、というやり方で尽力していただきたい。

なお、廃止時期については、在学者に配慮することとする。

農業者大学校学生各位

4月27日に行われた事業仕分けにおいて、農業者大学校について、廃止（ただし、廃止時期については在学者に配慮）との結果となりました。

この仕分け結果に対し、政府としてどのように対応していくかは今後検討することになりますが、いずれにしても、現在、農業者大学校に在学している皆様が卒業し、資格と能力をもって頑張っていただけ様、責任を持って対応して参りますので、安心して勉学に励まれますようお願いいたします。

平成22年4月28日

農林水産大臣

赤松広隆

要請書

このたびの行政刷新会議事業仕分けにおいて、農業者大学校廃止の判定があつたが、農業者大学校の果たしてきた機能の重要性に鑑み、廃止の判定に反対し、次のとおり要請します。

- 一、国として、リーダーたるべき農業者の教育・育成を責任をもつて行うこと。
- 一、現在の在校生について、十分な配慮を行うこと。
- 一、このような事態に至つた経緯・原因を解明すること。

以上

平成二十二年四月二十八日

農業者大学校同窓会長 坂井涼子



農林水産大臣 赤松広隆 殿

平成 21 年 4 月 30 日

各位

農業者大学校存続を求める署名活動のご協力のお願い

農業者大学校 42 期生
高澤 亘

田を渡る風が気持ちの良い季節になりました。皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度はぶしつけながら、お願いがありまして筆を手にとりました。

皆様方もご存じかと思いますが、この 4 月 27 日の行政刷新会議の事業仕分けにより、農業者大学校の廃止という判定がされました。この判定は国としては農村のリーダーたる人材の教育を放棄するという許し難い判定です。農業者大学校は今まで全国から広く学生を集め、それぞれの地域に農業経営者の種をまいてきました。新課程になったとしても、国際的視野で物事を考え地域で行動するという特命にも変わりありません。学生は全国から集まった仲間とともに切磋琢磨し、自らの目指す農業、自らの理想とする地域を形作ります。これは国として人材を集め、農業経営者を育成したからこそその成果です。今ここで農業者大学校を廃止してしまえば、我々自身としては特にどうとはならないでしょう。しかし、近い将来の農業・地域・日本を考える上で、後に続く人材がいないということは大きな損失になるに違いありません。

そこで、私たちは後に続く人々のためにも、農業者大学校の存続を求める活動をしたいと考えて、私たちの思いを広く訴え、理解していただき、署名を集めようと思います。多くの方に農業の重要性に共感していただき、赤松農水大臣に農業者教育の重要性を訴えたいと思っております。

このお願いとともに同封いたしました要請書の用紙にご署名いただき、農業者大学校までご返送いただけるよう、よろしく願いいたします。ご家族や、農業や農業者教育にご理解いただける方や、地域の皆様にもお声掛けいただき、大変失礼ではございますが取りまとめてお送りいただければ幸いです。なお、用紙はコピーして構いませんので、一人でも多くの方に理解いただければ、なお幸いです。期限ですが、急で大変申し訳ないのですが、農水省内での方針決定の際に我々の声を届けるために 5 月 11 日 必着で取りまとめをお願いいたします。

最後になりますが、これからの日本の農業や農村のため、後に続く人々のため、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

農業者大学校の廃止に関して

農業者大学校 学生自治会交流委員長
42期生 福原 悠平

今回の行政刷新会議において、独立行政法人農業・食品産業総合研究機構に属する農業者大学校が廃止との決定がなされ、そのことに関して行政サイドに学生の声を聞いていただきたく、在校生に意見を募りました。多くの学生が今回の決定について、非常に残念な思いや憤り、あるいは今後の農政への不信感をあらわにしています。全員の意見を簡潔にまとめると、以下の通りです。

- ・40年以上の伝統を誇り、数々の著名な農業者を輩出してきた農業者大学校がなくなるのは非常に残念である。
- ・道府県の農業大学校と違って、農業者大学校は経営者、リーダーを育成する機関であるのだが、その点の理解が足りない。
- ・全国から同じ志をもつ農業青年が集い、寝食を共にできる場がなくなるのではないか。
- ・農業の未来を担う青年への教育の場を奪わないでほしい。
- ・他教育機関では得られないネットワーク作りができなくなる。
- ・何よりも再度の検討を期待したい。

私個人の思いと致しましても前述の学生の思いと一緒にあります。私の地元にも農業大学校はありますが、やはりカリキュラム内容や全国から同じ志をもつ幅広い年齢や経歴の人間が集まるという事で、あえて農業者大学校への入学を希望し、受験しました。この1年間、非常に有意義であったと思います。何より、様々なバックグラウンドを持った仲間と出会えたこと、このことが非常に価値のあることです。ひとたび就農してしまえば、このような機会は二度とないことでしょう。

人々の価値観やライフスタイル、あるいは産業の構造や経済の動き。様々なものがめまぐるしく変化していく現代において、「ただ単に栽培する」だけの農業者が生き残れなくなっていくことは必然であると思います。そのことは政治の世界からこの日本をみつめていらっしゃる方々の方が私のような若輩者よりもよくご存じのことでしょう。今の日本の農業に本当に必要なものは、優れた経営感覚をもってこのような状況を乗り切っていける知識と人格とリーダーシップを備えた農業者であると私達は考えています。そして、そういった優

れた人物を育成できるのはこの農業者大学校しかないと強く信じています。事実として、農業者大学校では金子美登氏や佛田利弘氏、木内博一氏をはじめ、日本を代表する優れた経営者、優れた農業の地域リーダーが数多く学んでおられました。

私達全員がそんな素晴らしい先輩達に憧れ、そしていつか自分自身も地域農業、日本の農業に貢献できるような農業者になりたいという強い思いを持っています。そして、そういった思いをもった青年が集うのは日本にこの農業者大学校しかありません。「在校生への配慮」との発言がありましたが、一番の配慮は農業者大学校を存続させることです。どうか、私達在校生、そして今も日本のどこかで農業を志し立ち上がろうとしている若者の未来を奪わないでください。農業を志す若者のため、地域農業のため、そして日本の農業の未来のために再度の検討をどうかよろしくお願いいたします。

農業者大学校の存続意義について

農業者大学校 43期生代表
学生自治会副会長 堂脇 敏彦

これは本年入学した43期生の意見をまとめたものです。これまでの農業者大学校の果たしてきた役割と学生の未来を無視し、農研機構のあらや経営と教育機会の喪失とが明確ではない農業者大学校の「廃止」という決定が覆ることを期待しています。

農業者大学校と道府県農大・農学系大学・農学系学部の違いについて

他の農学系の学校機関と大きな違いは、様々な年代のいろいろな経験をした学生が集まってくる場所ということです。道府県農大出身者、農学系大学の出身者、社会人の経験を積んできた者もいます。また、農家の小作もいますし、非農家出身者もいます。技術・専門知識を学ぶならば、既存の学習機関でいいかもしれません。なぜ既存の学習機関で学んだ者、社会経験を積んだ者がここを選ぶか皆様に今一度、考えていただきたい。

視野の広い農業者を育成してきた学校

地域に出てそれぞれの地域で学んだ方が良いのでは？

こういった議論が刷新会議でなされたと聞いています。我々は全国各地から様々な視点をもった農業志望者が一箇所に集まること自体に農業の6次産業化を見越して意義があると考えています。世界の、また日本の農業の抱える問題は、多種多様、多岐にわたっています。個人の農業観やそれぞれの地元が抱えている問題意識を出し合うことが、それぞれの地域に留まった農業者に可能でしょうか？ 広い視野は様々な人を見て、様々な意見を聞いて形成されるのではないのでしょうか？ この学校の卒業生には広い視野をもって経営をされている方がたくさんいます。我々は幅広い分野のカリキュラムを通して広い視野をもった農業者となって農業に関する問題をひとつでも解決したい、健全かつ効率的な経営のできる農業者になりたいと考えています。定員割れを指摘されましたが、知名度の問題であると推測でき、全国には農業者大学校で学びたいと思う人々が多数いると信じています。そういった人々から生涯学習の機会を奪うことは多様性を認める民主主義の芽を摘むことではないでしょうか？

成功へ導く経営感覚をつかめる学校

「経営感覚をつかむ」このことを主眼において農業者大学校に入学してきた生徒も多数います。道府県農大出身者・農学系大学出身者にこの傾向は強いです。我々は農業者大学校と道府県農大及び農学系大学の違いはそこにあると考えています。作物生産過程は一通り学べるが、流通・出荷・販売といったところが道府県農大では足りない。あと2年でその

部分を強化していこうと明確な学習意欲、目的意識をもった学生は少なくありません。また、農業系大学出身者には、専門分野を活かした社会人、研究者になるのであれば農業系大学で満足できるが、農家を生業にするには経営の感覚を身につける必要があると感じ入学を決めた者がいます。農業者大学校では優れた経営をしているモデルケースを示してくれます。優れた経営とはただ単に多額の利益をあげるという意味だけではなく、社会貢献であったり、環境保全であったり様々な面から利益を社会に還元しようという経営も含まれます。「成功へ導く経営」は学生によりイメージは様々ですが、農業経営で将来生計を立てていこうという思いは一致しています。この学校を「廃止」することは、未来の農業経営者の芽を潰すことに直結するとは考えられませんか？

農業に携わりながら地域を考える人材を育てる学校

この学校の特色の一つに実際に地域でリーダーとして活躍されている農業者やOBを講師としてお招きし、我々学生が地域に根ざした農業を考えるという授業があります。地域に密着した農業者が、様々なかたちで自分の根付いた土地を盛り上げていく様子や地域が抱える問題点や成功につながるまでの失敗談を実際に聞くことができる教育機関はここにはありません。この疑似体験は将来、農家となり、地域で指導的役割を果たさねばならないときに必ずや財産となるはずで、非農家出身の新規就農者を増やそうと思うのならなおさらです。農業に携わりながら地域を考える人材育成にこの教育方針は絶対不可欠です。他にこういった個性的な教育方針を打ち出している学校があるでしょうか？

立地の利便性

農業者大学校の立地は各種研究機関が集積しているつくばにあり、先端技術・研究に身近にふれあう機会が他の教育機関にはない特徴であります。また、少し車で走れば農村の雰囲気も残っています。農村と技術都市が混在するつくばで農業を学ぶことは、今一番欲しい情報を先進的農家・研究所の双方から手に入れます。農業を学ぶ上で好条件の立地です。このように優れた立地条件を活かせる農業者大学校を廃止することは、無駄と一蹴するにたる理由を見いだせません。

廃止する理由がどこにあるのでしょうか？

今回の事業仕分けについての失望

我々が非常に残念だと思っているのは、「友愛」「コンクリートから人へ」のスローガンを掲げる鳩山政権が農業者大学校に対し廃止の判断を下したことです。仕分け作業・報道等でも指摘されている定員割れ・赤字続きが廃止という判断の決定的な理由ならば、それは間違いと言わざるを得ません。仕分け結果を拝見しますと経済原理優先を掲げていた前政権の政策を否定して政権与党となった民主党が、農業者大学校の中身を精査せず帳簿のみで廃止の判断を下したのではないかと思えてしまいます。作物も人も育つまでには時間が

かかります。農業者大学校は優れた人材を育てるための要素が揃っています。今は採算が合わないかもしれませんが、優れた教育方針・理念をもっています。その教育の結果は我々の先輩方が証明しています。廃止するべきではありません。むしろ農業者大学校は農業経営者を育成する素晴らしい教育機関であることを広めていただけないでしょうか？

農業者大学校がこれまで果たしてきた役割、これからも果たして欲しい役割

非農家出身の学生からは、農業者大学校があるから農業という分野に進もうと決心がついたという旨の意見が多数寄せられました。非農家出身者は農業をやりたいとは思ってはいても、どこの農地で、どういった作り方で、何を作ろうかという部分で不安を少なからず抱えています。しかし、農業者大学校には40余年の歴史の中で築き上げられてきたネットワークがあり、全国どこで就農しても力になっていただけるOBがいます。つながりを重視する農業界でこれほど心強い味方はいません。また、この学校には充実した就農支援があり、農業者になるためにありとあらゆる面からサポートしてもらえます。実際に、卒業後も相談に来る先輩方の姿も見えています。この学校はどういった方向性で農業に取り組んでいくか導いてくれる羅針盤の役割を果たしています。全国規模の農業、地域密着型の農業、目指す農業の方向性は違ってもこのネットワークは欠かすことはできません。

我々が危惧していることは、この学校が廃止になることによって、先輩から後輩へと続くネットワーク、サポート体制が崩れてしまうのではないかと。そして、将来、農業経営者になる人々の学習機会が減るということです。これは国にとってムダな部分でありましょうか？我々にはこれほど有益かつ頼もしいことはなく卒業後も活用したいと考えます。そして皆、後輩ができれば農業者大学校を通して彼らの就農への思いをバックアップしたいと考えています。農業に未来をかけた人材に対し、国がフラッグシップをとる農業者大学校という形でこれからも主導していくことこそ果たすべき使命とは考えられないでしょうか？

平成 22 年 5 月 24 日

農林水産大臣
赤松 広隆 殿

農業者大学校の存続を求める要請書

〒305-0856 茨城県つくば市観音台2-1-9

農業者大学校学生自治会 会長 石川 敬一

(担当)農者大刷新特別委員会 委員長 高澤 亘

Tel 090-7289-6596(高澤)



2010年4月27日、内閣府行政刷新会議の事業仕分けにより、農林水産省所管の独立行政法人 農業・食品産業総合研究機構の教授業務である農業者大学校について廃止と判定されました。

農業者大学校は国際的視野で考え地域で行動する農業経営者を育てる学校です。全国各地に散らばった1,200余名の卒業生は、それぞれの地域で農業のリーダーとして活躍しています。全国の農業に希望をもつ若者を各地域の農業を表舞台に導くリーダーとして育成することは、国が行うべき使命であり、その務めを農業者大学校は遂行してきました。

私たちは、国の基礎を支える農業を安全かつ安心な形で発展させるためには、国の事業として全国的なネットワークを持った地域のリーダーたる農業者を育成する農業者大学校が必要だと考えます。

我々の趣旨にご賛同していただいた方々、20,046名の署名簿とともに下記の通り要請いたします。
20,488

記

- 一、国として、地域のリーダーたるべき農業者の教育を行い、教育機関として農業者大学校を存続させること

以上

先進的農業経営者の育成体制の維持充実を！

—— 農業者大学校の存続に関する緊急アピール ——

2010年6月18日

農業者大学校教育応援団有志一同

(代表 今村奈良臣)

行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「農業者大学校（農業・食品産業技術総合研究機構所属）はその役割を終えたので廃止する」との判定が行われましたが、「新たな農政」が展開されるまさに今こそ農業者大学校の真価が発揮されるべきであり、農業者大学校の廃止は、時代の要請に逆行し将来に重大な禍根を残すものと考えます。

「担い手の確保」と一般にひと言で表現されますが、①価格政策から所得補償政策への大きな流れの中で、農業者の能力や戦略によって所得や収益に大きな差が生ずる状況になってきたこと、②農業農村の6次産業化を担うには、加工・流通・ツーリズム・バイオマス・IT利用など幅広い知識・情報を活用する能力が求められること、③新しい農地法の施行に伴い、農業参入してくる企業とも競争しうる農業経営者を育成する必要があること、④グローバル化の進展に対応して海外市場も視野に入れた経営力が求められていること、を考えると、いわゆる「担い手」の育成にとどまらず、国際的な視野を持ち、高い経営能力・技術力を有して、わが国及び地域の農業・農村のリーダーとなり得る「先導的な農業経営者」を育成することが、今まさに急務になっています。

もとより各道府県の農業大学校（短大）も担い手育成の役割を果たしているとはいえ、先導的な農業経営者の育成をめざす国の大学校とはその教育の性格や水準において一線を画するものであります。一般の高等教育においても、経済社会の複雑化に伴いMBAやMOTなど高度な教育訓練へのニーズが高まっているように、農業経営者の育成についても、学生の意欲、能力、目指す経営形態に応じて先端的で高度な理論的・実践的教育を行う機関を整備充実することはきわめて重要であり、時代の要請でもあります。

農業者大学校は、近隣に集積する各種研究機関との密接な連携を背景に、このような期待や要請に応えることのできるかけがえのない存在であり、今後、新たな農政展開の核心となるものとしてわが国農業農村の発展に不可欠のものであります。私たちは、大学校の理念・実績を高く評価し応援をしてきた教育応援団有志一同（名簿添付）として、その存続・充実を強く訴えます。

〔本文書に関する連絡先〕

東京農業大学総合研究所教授 三輪睿太郎

TEL 03-5477-2618、FAX 03-5477-2634

農業者大学学校教育応援団有志名簿

氏名	所属・役職
足立原 眞	特定非営利活動法人 農業開発技術者協会・農道館 理事長
荒蒔 康一郎	リソール・インクス株式会社相談役
池戸 重信	宮城大学食産業学部フードビジネス学科教授
稲泉 博己	東京農業大学国際食料情報学部准教授
稲葉 光國	NPO法人民間稲作研究所理事長
今村 奈良臣	東京大学名誉教授
上原 征彦	明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授
内山 節	特定非営利活動法人 森づくりフォーラム代表
宇根 豊	特定非営利活動法人 農と自然の研究所代表理事
梅沢 昌太郎	日本大学大学院商学研究科教授
大泉 一貫	宮城大学 事業構想学部教授
大野 和興	農業ジャーナリスト
長田 竜太	日本キヌカ株式会社代表取締役
金子 美登	霜里農場代表、全国有機農業団体協議会代表、小川町議会議員
鎌田 信一	日本獣医生命科学大学名誉教授
家老 洋	長岡市市議会議員
栗田 和則	暮らし考房主宰、山形大学 山形短大 非常勤講師
栗田 キエ子	暮らし考房主宰
見城 美枝子	青森大学教授
齋藤 修	千葉大学園芸学部教授
桜井 直文	明治大学教授
生源寺 眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部 研究科長・学部長
菅井 益郎	國學院大學経済学部教授
杉山 経昌	宮崎県綾町葡萄園経営
高橋 智子	山梨大学大学院准教授
田嶋 一	國學院大學文学部教授
塚本 晃子	ビジネス・マネージング代表
徳野 貞雄	熊本大学文学部教授
中村 桂子	株式会社生命誌研究館館長
中村 靖彦	東京農業大学客員教授、女子栄養大学客員教授
野中 和雄	中山間地域フォーラム副会長 食・農・水・里コンシェルジュ
服部 信司	東洋大学名誉教授
服部 幸應	学校法人服部学園理事長、服部栄養専門学校校長、医学博士
堀口 健治	早稲田大学常任理事・副総長・政治経済学術院教授
松崎 昭雄	森永製菓株式会社顧問
水野 葉子	有限会社リーファーズ代表取締役、NPO法人日本オーガニック検査員協会参与
陽 捷行	北里大学副学長
宮城 道子	十文字学園女子大学 人間生活学部人間福祉学科教授
宮脇 昭	(財)地球環境戦略研究機関 国際生態学センター長
三輪 睿太郎	東京農業大学教授
村尾 嘉孝	村尾人財総合研究所所長
山崎 一之	おけら牧場、(有)三國漢物語社長
山崎 洋子	おけら牧場、(有)三國漢物語理事

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年11月26日行政刷新会議決定）（抄）

農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構
-------	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 農業・食品産業技術研究等業務 （教授業務）	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直し	22年中に実施	農業者大学校については、平成23年度から新規募集が停止されているところであり、「廃止」との事業仕分けの結果を踏まえ、在学生に配慮しつつ、農業経営者育成教育の在り方を抜本的に見直す。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
08	不要資産の国庫返納	土地の売却等によって生じた不要資産	23年度中に実施	農業者大学校の本部所在地への移転の際に生じた不要資産（約8.6億円）を国庫納付する。
09		農業者大学校用施設	24年度以降実施	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直しに伴い、農業者大学校関連施設のうち、不要となるものを国庫納付する。

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について (平成22年11月26日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会)(抄)

第2 事務及び事業の見直し

1 農業・食品産業技術総合研究機構の事務及び事業の見直し

(1) 農業・食品産業技術研究等業務の見直し

イ 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授業務の在り方の抜本的見直し

農業・食品産業技術総合研究機構では、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授業務として、農業者大学校を設置・運営している。この業務は、平成18年度に旧独立行政法人農業者大学校から農業・食品産業技術総合研究機構に移管され、その際、入学定員の削減(50人から40人)、修業年限の短縮(3年から2年)及びカリキュラムの抜本的な見直しが行われ、20年度から新たに実施されているものであるが、20年度から22年度までの入学者数はいずれも定員を下回っているところである。

したがって、この業務については、当委員会の「平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成21年12月9日付け政委第35号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知)^(注)や、行政刷新会議の事業仕分け(第2弾)での評価結果も踏まえ、23年度入学者の新規募集を停止しているところであり、今後、在学者に配慮しつつ、平成22年中にその在り方を抜本的に見直すものとする。

(注) 「平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成21年12月9日付け政委第35号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知)(抜粋)

- ・ 本法人の農業者大学校は、平成17年度まで旧独立行政法人農業者大学校として運営され、平成18年度から本法人に移管されたものである。独立行政法人による事業として運営された平成13年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が平成18年度まで常態化(この間の定員充足率は40%~78%)していた。このようなことから、抜本的な見直しが行われ、入学対象者の変更、入学定員の50人から40人への削減、修業年限の3年から2年への短縮、カリキュラムの大幅な見直しが行われて、平成20年度に新たな農業者大学校として開校したものの、開校初年度である平成20年度の入学者数も31人と定員の40人を下回っている(定員充足率は78%)。これについて、貴委員会においては、農業者大学校が先端的農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成という目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から評価を行った結果、定員の適正規模への言及は時期尚早であり、入学定員の充足のためにこれまでの取組の分析及び入学者確保に向けた一層の努力が必要であると評価している。

しかしながら、農業者大学校の定員充足の現状を踏まえると、今後の評価に当たっては、同大学校が上述の目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から、費用対効果や存廃の必要性も含めた評価を行うべきである。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターの中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて
(抄)

平成22年12月24日

農 林 水 産 省

第2 事務及び事業の見直し

1 農業・食品産業技術総合研究機構の事務及び事業の見直し

(1) 農業・食品産業技術研究等業務の見直し

イ 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授業務の在り方の抜本的見直し

現行の農業者大学校における教育は、在学者が卒業する23年度までとする。

24年度以降の農業経営者育成教育については、

- ① 6次産業化など新たな展開をリードする人材
- ② 国際的な視野を持ち、高い技術力を活かして先進的な農業を展開する農業経営者

の育成に重点を置き、他の教育機関にない内容に抜本的に見直す。具体的な運営主体や仕組みについては、「食と農林漁業の再生推進本部」における検討と整合を持ったものとする。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構第3期中期目標（抄）

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2. 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授

平成20年度に開始した農業者大学校の教育は、平成23年度末をもって終了するものとする。

なお、在学生に対しては、今後の我が国農業・農村を牽引する担い手となるべき人材の育成に向けて、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心とする教育を引き続き実施し、卒業生の就農の確保に努めるものとする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2. 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授

(1) 学理及び技術の教授に関する業務

現行の農業者大学校における教育は、平成23年度末までとし、以下のとおり実施する。

① 教育の手法及び内容は、以下のとおりとする。

(ア) 本科は、講義、演習及び実習の組合せにより、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心に教授する。また、多様な分野にわたる教育を実施し、幅広い視野と多面的なものの見方・考え方を修得させる。

(イ) 専修科は、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法等に関する農業者等のニーズを踏まえ、農業経営の発展に必要な学理及び技術を修得させる

② 教育の内容の改善を図るため、以下のことを行う。

(ア) 先進的農業経営者や学識経験者から教育内容についての意見を把握する

(イ) 演習における学生に対する卒業後の農業経営の方向についての具体的な指導

(ウ) 非農家出身学生等に対する農業法人の紹介・就農相談によるきめ細かな就農支援

(エ) その他、学生の就農意欲を高めるための活動

③ 卒業生の就農率についておおむね90%を確保するため、以下のことを行う。

(ア) 現場の農業者による講義。

(イ) 演習における学生に対する卒業後の農業経営の方向についての具体的な指導。

(ウ) 非農家出身学生等に対する農業法人の紹介・就農相談によるきめ細かな就農支援

(エ) その他、学生の就農意欲を高めるための活動

④ 公開セミナーを開催するとともに、教育の理念・内容、学生の取組、卒業生の特色ある活動等についてのインターネットによる情報の発信、報道機関等への積極的な情報提供等を行い、農業の担い手育成業務に対し国民の理解が得られるよう努める。

平成18～19年度の募集・広報活動の状況について

19年2月下旬以降、機構本部及び農林水産省の協力を得て、全国の農学系大学、道府県立農業大学校、都道府県庁、普及指導センター、農業関係団体等に対し、新たな農業者大学校に関するPR、説明、学生募集協力依頼活動（キャラバン、パンフレット送付等）を実施するとともに、農学系以外の主要大学や、学生サークル等にも資料・ポスター送付等によるPRを行った。

また、学校説明会の開催、就農フェア等への出展のほか、農林水産省や関係団体等が実施する各種会議等において随時説明・PRを実施している。農水省から自治体等への出向者等に対する協力依頼も行った。

さらに、我が国の学術・文化・経済など幅広い分野のオピニオンリーダーに賛同を呼びかけて「教育応援団」を組織し、広報活動に協力いただいている。

このほか、新聞、車内広告、インターネット等の媒体を用いて、広く一般に広報を実施するとともに、問い合わせ等については随時対応するなど、各般の機会を捉えて募集・広報活動を行ってきたところである。

7月以降は、農業に関心のある学生向けフリーペーパーにおける特集企画や、「サイエンスカフェ」などを通じ、後期募集に向けて学生に直接働きかける取り組みを強化しており、今後は、農業関係団体推薦の母体となりうる団体への働きかけ、IT・メディアを活用した募集活動等も一層力を入れていくこととしている。

1 パンフレット等の作成

(1) 開校PRパンフレット 19年2月 (7,000部)

(2) 開校PRポスター 19年2月 (3,000部)

(3) 学校案内

19年4～6月 (7,000部)

19年10月 (5,000部)

(4) 学校案内要約版パンフレット

19年5～8月 (7,000部)

19年10月 (10,000部)

(5) 学生募集ポスター 19年5月 (約1,400部)

注：車内広告ポスターの自前印刷)

(6) 学生募集チラシ

19年 6月 (5,000部)

19年10月 (5,000部)

(7) 学生向けリーフレット 19年9月 (20,000部)

【主な配付先】

大学（農学部66ほか）、道府県立農業大学校（47校）

都道府県庁（47）、普及指導センター（約500）

問い合わせのあった個人（約200名）

新農業人フェア等のイベント 等

2 キャラバン実施 注：このほかに農政局もキャラバンを実施している

(1) 農学系大学 31校/57校（実施率 54%）

- (2) 道府県立農業大学校等 45校／47校（実施率 96%）
- (3) 都道府県庁 38道府県／47都道府県（実施率 81%）
- (4) 普及指導センター（注：支所等も含め）
48センター／511カ所（実施率 9%）
- (5) 農業高校等 11校 / 農業クラブ受賞校94校
（実施率12%）

3 サイエンスカフェ（全6回）

8／1（東京農大 34名）、9／29（京大 32名）、
10／6（早大 61名）、10／13（明大 36名）、
10／20（つくば 10名）、10／27（名城大 18名）

4 学校説明会等

(1) 学校説明会

一般向け（4回 注：京都、東京、つくば）

県立農大等（3回 注：埼玉、鯉淵、日本実践、10／3沖縄）

(3) 新・農業人フェアへのブース出展（予定も含め、全10回）

2／10（東京）、3／10（大阪）、5／26（大阪）、6／19（東京）

9／15（東京）、11／17（東京）、12／22（大阪）

2／16（札幌）、2／24（大阪）、3／15（東京）

(4) 農林漁業ことはじめトークフェアでのチラシ配布等（全国9カ所）

(5) 実りのフェスティバルにおける資料配布（11／2～3）

(6) アグリビジネス創出フェアにおけるブース出展（11／27～28）

5 教育応援団参加者

学識経験者、経済団体幹部、企業経営者、ジャーナリスト等 46名（注：参加者のうち1名は名簿掲載を拒否しているため、名簿上は45名となっている）

6 各種メディアを用いた広報・募集活動

(1) 農業者大学校ホームページ（随時更新）

(2) 新聞記事の掲載

（19年2月26日日本農業新聞で特集記事、6月20日読売新聞 等）

(3) 車内広告（19年5月：常磐線、6月：つくばエクスプレス）

(4) 学校検索サイト、教育機関ガイド等への掲載

(5) CATV（グリーンチャンネル）による広報

(6) 農業に関心のある学生向けフリーペーパー「SAT T」

（19年7月 農業者大学校特集号、2,000部増刷）

(7) 農業者大学校携帯版ホームページ、ブログ開設（19年9月）

6 農研機構研究機関によるPR活動

(1) 機構内の各研究機関に農業者大学校について周知、協力依頼

(2) 地域農研センター等が行う試験場公開日や学生等に公開されたシンポジウム等でのPRを検討

(3) 地域農研センターの近隣の大学に対するPRを検討

平成20年度における学生募集活動状況について

1 基本的考え方

- ①平成20年度の募集活動の成果を踏まえ、特に成果の高かった活動は充実して重点的に実施する。
- ②平成21年度に直ちに入学できる対象者へのはたらきかけに加えて、2～3年先の入学につながるはたらきかけも重視して実施する。
- ③従来からの対象はもとより、農学部以外の大学等へのはたらきかけを拡大する。
- ④農業団体、農業者による推薦活動を本格化させる。
- ⑤本部及び本省関係部局と連携を図りつつ、関係機関の協力を得て進める。
- ⑥つくばを新たな拠点とした情報発信、広報活動を行う。

2 広報活動

①学校案内、リーフレット、ポスターの作成配付

学校案内、学校案内（要約版）、リーフレット及びポスターを作成し、関係団体等に配付。

- | | | |
|--------------|---------|-------------|
| ア. 学校案内 | 5,000部 | (主に関係団体に送付) |
| イ. 学校案内(要約版) | 15,000部 | (主にイベントで配付) |
| ウ. リーフレット | 12,000部 | (主にイベントで配付) |
| エ. ポスター | 3,000部 | (主に関係団体に送付) |

②ホームページの充実

農業者大学校を知る最初のキッカケとして有効であり、ホームページを充実。

- ア. ホームページの見直し(見やすいよう改善)
- イ. 教育内容、学生生活の充実(写真集の掲載)
- ウ. ブログの更新(原則的には毎日更新)

③会議等での説明

ア. 農研機構の地域農業研究センターが開催する会議・イベントでの資料配布及び説明、各研究所の担当者による説明

イ. 機関誌などへの記事掲載

ウ. 農業大学校校長会の全国会議、ブロック会議での資料配布及び説明

エ. 県農大の役員校等への訪問、要請

オ. 全国農学系学部長会議での資料配布及び説明、各大学へのポスター掲示等
依頼

カ. 普及関係各種会議、新規規就農関係会議での資料配布及び説明

キ. 生活技術研修館等での普及指導員等に対する資料配布及び説明

ク. ハローワークへの資料送付、ポスター掲示依頼

ケ. 農業団体推薦(6団体)資料送付及び推薦入試活用の依頼

コ. 同窓会への農業者研修制度を活用した取組要請

3 募集活動

①オープンキャンパス（学校説明会）の開催

ア. 毎月定期的（第1水曜日及び第3金曜日）に開催するとともに、大学生等のため休日にも開催（月1回程度）。農林研究団地の一般公開、講演会開催時にも併せて開催。

イ. 24回開催し、参加者66名（1月末現在）。

②サイエンスカフェの開催

ア. 主として大学生等を対象に、食と農についての関心を高め、最近の農業研究の成果や農業経営者の取り組みを紹介し、仕事として農業を目指そうとする方に農業者大学校の教育を知ってもらうため、昨年度に引き続き開催。

イ. 開催回数6回（名城大学、東京農業大学、明治大学、京都市、日本女子大学、早稲田大学）、参加者340名。

③ルーラルサイエンスカフェの開催

ア. 各地域の農業研究センターの一般公開に併せて、サイエンスカフェと同様の目的・形式で今年度より開催。

イ. 開催回数2回（北海道、熊本）、参加者37名。

④農業者大学校ガイダンスの実施

ア. 全国6農政局所在都市において、農政局の協力を得てガイダンスを実施。

イ. 周知期間が短く、参加者7名。

⑤就農フェア「新・農業人フェア」への出展

ア. 昨年度に引き続き、今年度においても全国8カ所（東京4、大阪3、札幌）に出展し、学校説明を実施。

イ. 新たに茨城県主催の同フェアにも2カ所（つくば、水戸）に出展。

ウ. 相談者数は、72名（1月末現在）。

⑥「農林漁業ことはじめ2008」への出展

ア. 今年度は出展会場を拡大し、全国8カ所（東京2、名古屋、広島、金沢、仙台、福岡、大阪）に出展し、学校説明を実施。

イ. 相談者数は、28名。

⑦札幌キャラバンの実施

ア. 札幌市内の大学等を対象に学校説明するとともに、北海道農業研究センターと合同セミナーを開催。

イ. 周知期間が短く、参加者1名。

⑧農業ビジネスを考える講演会の開催

ア. 社会人、大学生等を対象に、農業の魅力と農業者大学校をPRするため、農林研究団地内（つくば農林ホール）において講演会を開催。併せて、キャンパスツアーも開催。

イ. 講演会参加者170名、キャンパスツアー参加者12名。

⑨道府県農業大学校との連携強化

ア. 農業後継者、新規農業者の確保及び質の向上を図るとともに農者大学生を確保するため、全国の校長又は進路担当職員を招集し、連携強化のための方策を検討。

イ. 道府県農大33校の校長等参加。

⑩その他

ア. 現学生による県農大での説明（鹿児島県農大）。

イ. PP版の学校紹介のCDを作成し、配布（地域農業研究センター、リエゾンオフィス、道府県農大）。

ウ. 同窓会との連携を強化するため、各種交流会等に参加。

4 フォローアップ活動

昨年2月以降の問い合わせ者、イベント参加者の中で、反応の良い方に資料（学校案内、イベント開催チラシ等）の送付、電話等での意志確認を継続して実施。

5 21年度入学試験（I期、II期）合格者の農者大との初めての接点

（ホームページは、ほぼ全員が見ている。）

・オープンキャンパス	6名
・就農フェア	6名
・サイエンスカフェ	4名
・学校等推薦	6名
・その他	3名
・接点なし	1名
計	26名

（ 参 考 ）

●農業者大学校との接点パターン

- ①首都圏在住者 ホームページ → オープンキャンパス
サイエンスカフェ、就農フェア等
- ②地方在住者 ホームページ → 就農フェア、ことはじめ
サイエンスカフェ

平成21年度における学生募集活動状況について

1 基本的考え方

- (1) 募集のターゲットと目標を明確化し、戦略的に取り組む。
- (2) コストとその効果を考え、効率的かつ計画的に実施する。
 - ① 21年度入学生が大学他学部出身者、関東地域出身者で過半を占めている状況に鑑み、都市部及び地方のバランスに配慮し、県農大生、農村青年等への働きかけに重点を置く。
 - ② 農者大OB、法人協会会員等への働きかけをはじめ、広報・募集活動が在学生の就農の支援にも連動するよう考慮する。

2 広報活動

(1) 学校案内、リーフレット、ポスターの作成配付

- ① 学校案内、リーフレット、ポスターを改訂し関係団体等に配付。また、幅広く周知するため、全国の市町村、地域JAにも直接配付（5月）。
- ② III期募集の周知のため、ポスターを増刷（5,000部）し、大都市圏の大学、全国の市町村、地域JAに学校案内、ポスターを再度送付（1月）。

ア. 学校案内	25,000部	（主に関係団体等に配付）
イ. リーフレット	15,000部	（主にイベントで配布）
ウ. ポスター	16,500部	（主に関係団体等に配付）

(2) ホームページの充実等

本校を知る最初のポイントとして大変有効であり、より見やすいよう改善（12月）。

- ① 学校の特色がわかるようトップページを見直し
- ② 教育内容、学生の生活等について詳細な情報を提供
- ③ ブログは引き続き毎日更新

(3) 広報誌「のうしゃだい」の発行

- ① 教育応援団、卒業生、法人協会会員等に本校教育の状況を知らせるため、21年9月に創刊。2号を3月に発行予定。
- ② 印刷部数は5,000部。

(4) 新聞広告の掲載

- ① 年末年始等において、主に農村出身者をターゲットに新聞広告を掲載。
- ② 新聞名及び掲載日

ア. 日本農業新聞	（12月22日、1月1日、1月22日、2月5日）
イ. 全国農業新聞	（1月22日）
ウ. 農業共済新聞	（1月27日）
エ. 産経新聞	（11月22日、大阪版）

(5) ポータルサイトへの掲載

本校をPRするとともにホームページへのアクセスを増やすため、学校情報ポータ

ルサイト（JSコーポレーション）への掲載（2月から）。

（6）会議での説明等

各種会議及びイベント等に出席し、学校説明を実施。

- ① 地域農業研究センターが開催する会議・イベントでの資料配布及び説明、各研究所の担当者による説明（随時）。
- ② 農業大学校長会全国会議、ブロック会議での資料配布及び説明（6月、10月）。
- ③ 全国農学系学部長会議での資料配布及び説明（6月、10月）、各大学へのポスター掲示等依頼（5月、12月）。
- ④ 農林水産研修所つくば館等での普及指導員等に対する資料配布及び説明（5月から延べ470名）。
- ⑤ 農業関係雑誌などへの記事掲載（11月：畜産コンサルタントなど）。

3 募集活動

（1）オープンキャンパス（学校説明会）等の開催

- ① 毎月定期的（第1水曜日及び第3金曜日）に開催するとともに、大学生等のため休日にも開催（月1回程度）。
- ② 平日のオープンキャンパスで授業を聴講するなど、一日体験入学的な内容で実施（2回：6月、11月）。
- ③ 研究団地の一般公開時にキャンパスツアーを実施（4月）。
- ④ 今年度（2月25日現在）に34回開催し、参加者62名。

（2）サイエンスカフェの開催

- ① 主として大学生等を対象に、食と農についての関心を高め、最近の農業研究の成果や農業経営者の取組を紹介するとともに、本校の教育を知ってもらうため、昨年度に引き続き開催。
- ② 今年度は、より効率的、計画的に3回開催（大阪市 8/11、名古屋市（名城大学）10/3、東京都（明治大学）10/24）、参加者84名。

（3）若者の集いの開催

- ① 地方の大学生等を対象に、地域農業研究センターの協力の下で、農場の見学、最近の農業研究の成果や農業経営者の取組を紹介するとともに、本校の教育を知ってもらうために開催。
- ② 盛岡市（11/7）において計画したが、見学予定先の卒業生が入院し、その時点で参加申込者がなかったため中止。

（4）就農フェア「新・農業人フェア」への出展

- ① 今年度は、全国8カ所（東京3、大阪3、札幌1、福岡1）に出展し、学校説明を実施。
- ② 茨城県主催の同フェアにも3カ所（つくば、水戸、土浦）に出展し説明。
- ③ 相談者数は、104名。

（5）「農林漁業ことはじめ相談会」への出展

- ① 今年度は、出展会場を大都市（東京2、名古屋、仙台）のみに限定して出展し、学校説明を実施。

- ② 相談者数は、10名。

(6) 道府県農大等への訪問、要請等

- ① 道府県農大等との連携を強化するため、本校職員が道府県農大等の進路指導担当者を訪問し、学校説明を実施（5月から10校）。
- ② 道府県農大等の校長等に対して学生募集の協力要請（5月から随時）。
- ③ 進路指導担当者あてに推薦入試の協力依頼（1月）。

(7) 農業者大学校セミナーの開催

- ① 夏休みの期間中（8/5～7）において、道府県農大等の学生を招集し、セミナーを開催。
- ② 全国から22校29名が参加し、模擬講義、卒業生の講話、学校説明、在学生との意見交換等を実施。

(8) その他

- ① これからの農業者教育を考えるフォーラムの開催（10月）
今後の農業者教育や道府県農大等と本校とが連携しての就農教育に取り組むための具体的な連携のあり方を検討。道府県農大等29校の担当者が参加。
- ② 県農大（愛知県）の就職説明会に参加し、学校説明の実施（5月）。
- ③ III期募集のチラシを作成（3,000部）し、研究所等が開催する各種会議等で配付するよう依頼（1月）。
- ④ 同窓会に対し、校長名で学生募集への協力依頼文の送付（5月）。卒業生等を参集した学生募集・就農支援検討会の開催（1月）。各種交流会等への参加。
- ⑤ 農業団体推薦の6団体に対し、資料の送付及び推薦入試活用の依頼（5月）。
- ⑥ 受験者の便宜を図るため、東京リエゾンオフィス及び地域農業研究センター等に校外窓口を設置し、学校案内・入試要項等を配布（5月）。

4 フォローアップ活動

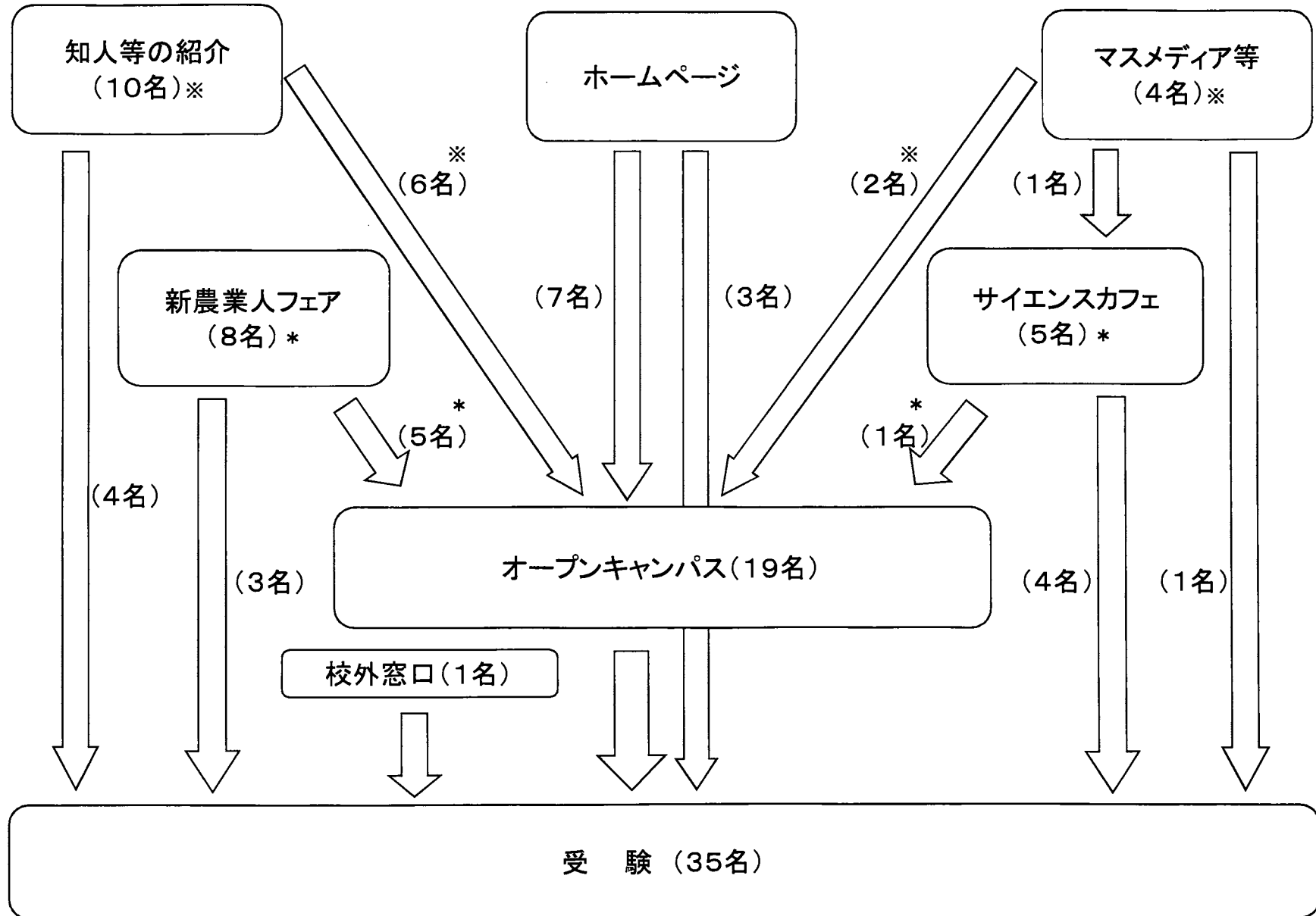
昨年2月以降の問い合わせ者、イベント参加者の中で、反応の良い方に資料（学校案内、イベント開催チラシ等）を送付し、メール等での意志確認を継続して実施（5月から随時）。

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果(平成20～22年度)(抄)

	ランク	評価結果
平成20年度	B	<p>入学者の確保に関しては、様々な取り組みが行われていることは評価できるが、前年度に引き続き入学定員を充足できていない。入学者確保に向けたこれまでの取り組みの効果について分析するとともに、入学者確保に向けた一層の努力が必要である。教育方法・内容に関しては、本科において入学者の多様性を踏まえた充実したカリキュラムが設定されていること、農業者を対象とした専修科において農研機構の研究成果を活かしたコースが設定されていること、学生授業評価アンケートによる授業改善の取り組みがなされていること等、人材養成目的に即した教育課程が編成されており評価できる。20年度に実施したアンケートの結果等を反映した、より充実かつニーズに合致したカリキュラムが構成されることを期待する。卒業生の就農率(94.7%)が高いこと、新教育課程の卒業生の就農を支援するために、無料職業紹介室を開設したことは評価できる。今後は、関係機関と協力しながら、農業者大学校の必要性や目的、農業の担い手育成業務に係る国民の理解増進を進め、意欲ある入学者や定員が確保されることを期待する。</p>
平成21年度	B	<p>定員の充足に関しては、オープンキャンパスに一日体験入学を取り入れたり、道府県農業大学校の学生を対象とする「農業者大学校セミナー」を開催することで、道府県農業大学校の卒業生や農学部以外の大学卒業生など、多様な入学者を確保したことは評価できるが、2年連続で定員40名を充足できていない。教育の手法・内容については、本科における科目選択の自由度を高めるカリキュラムの見直し、専修科における「農業者教育発展コース」の新設など、改善を進め、在学生へのアンケートにおいて、授業の満足度が約80%という結果を得ている。学生の要望を踏まえたオリエンテーション教育の充実等にも22年度から取り組んでいる。日本農業法人協会や全国新規就農相談センターなどとも連携し、非農家出身学生等の就農支援を行い、新教育課程最初の卒業生について、就農率90%を確保したことは評価できる。農業者大学校の活動について理解を深めるため、公開セミナーの開催、ホームページの改善、広報誌の配布を行っている。本校校舎等の売却及び移転は順調に進んでいる。なお、教授業務については22年4月の事業仕分けにおいて廃止(ただし、廃止時期については在学者に配慮)との評価結果となっており、適切な対応を期待する。</p>
平成22年度	B	<p>平成22年4月の事業仕分けの結果等を踏まえ、農水省において「現行の農業者大学校における教育については、平成23年度末をもって終了する」という見直しが行われたため、平成23年度入学者の新規募集は中止しているが、平成22年度に定員充足ができなかった要因についてしっかり分析する必要がある。教育の手法・内容については、農業者大学校評議会での審議や学生アンケートを踏まえて、カリキュラムの充実に努めており、授業の満足度は82%となっている。平成21年度卒業生の就農実態を調査し、在学生の就農支援、就農した卒業生の定着支援に活用するとともに、本校卒業生による農業経営実践に基づく講義及び就農相談、日本農業法人協会や全国新規就農相談センターと連携した就農相談などの取組により、平成22年度卒業生の就農率は96%となっている。このように優れた教育プログラムを持ち、地域のリーダーとなるべき人材として就農させてきたことは評価できる。在学者の卒業と就農に向けて、引き続き責任を持って教育と就農支援に努めることを期待する。</p>

平成21年度入学試験受験者の受験までの道のり

※※はそれぞれ1名重複



農業者大学校入学選抜委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構教授業務実施規程（20規程第111号。以下「規程」という。）第20条の規定の実施に必要な、入学選抜委員会の設置に関する事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 入学選抜委員会は、入学試験要項、入学試験問題、入学試験結果その他入学者選抜に関する重要事項について審議するものとする。

(構成)

第3条 入学選抜委員会は、農業者大学校、機構本部、機構内研究所の職員及び農業者大学校長（以下「校長」という。）が委嘱する学識経験者若干名をもって構成する。

2 入学選抜委員会の長は、校長が任命する。

3 入学選抜委員会に入学試験問題作成小委員会を置く。

4 入学試験問題作成小委員会に、多枝選択式問題検討部会、小論文検討部会、面接検討部会を置く。

(業務)

第4条 多枝選択式問題検討部会は、試験問題を作成し、正答及び基礎資料を添えて入学試験問題作成小委員会に報告するものとする。

2 小論文検討部会は、試験問題及び評価基準を作成し、入学試験問題作成委員会に報告するものとする。

3 面接検討部会は、面接の方法及び評価基準を作成し、入学試験問題作成委員会に報告するものとする。

4 入学試験問題作成小委員会は、各部会からの報告を受け、入学試験問題及び評価基準を決定するものとする。

5 入学選抜委員会は、入学者選抜の結果を校長に報告するものとする。

(庶務)

第5条 入学選抜委員会に関する庶務は、農業者大学校教務課において行う。

附 則

第1条 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 入学選考委員会設置要領（平成19年4月2日付け19農大第324号）は廃止する。

地域総合課題演習

現地調査及びグループワーク資料

茨城県つくばみらい市寺畑地区(抄)

平成23年6月27日

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構

農業者大学校

現地調査及びグループワーク 日程

1. 日時・場所

事前インタビュー 6月22日(水) 4～5時限目
つくばみらい市役所・会議室

現地調査 6月27日(月) 8:50
～ 28日(火) 18:10
つくばみらい市寺畑 寺畑ふるさと会館
(宿泊 つくばみらい市筒戸 古民家 松本邸)

グループワーク 6月29日(水) 3時限目～5時限目
7月 5日(火) 5時限目、6日(水) 4～5時限目
7月14日(木) 1～2時限目
農業者大学校 演習室

発表・意見交換 7月19日(火) 3～5時限目
農業者大学校 本科教室1

2. 現地調査の連絡事項

(1) 当日持参するもの

- 1) 筆記用具
- 2) 健康保険証
- 3) 雨具(天候次第ですが、梅雨時期ですので忘れずに持参して下さい)
- 4) 作業の出来る服装・長靴(該当者)・手ぬぐい
- 5) 宿泊関係

寝間着、洗面道具

(ホテルと違い、浴衣・丹前、バスタオル、手拭い、歯ブラシ等の用意はありませんので、持参してください)

(2) 経費(預かり金から支出します)

宿泊費 4,000円

食費等 6,000円程度

3. 緊急連絡先

教育指導専門職	上野 忠義	090-0000-0000
	伊藤 秀一	070-0000-0000
	◎原田 光久	090-0000-0000

4. 現地調査日程

6月22日(水) 事前インタビュー

- 14:35 集合(農業者大学校前)、バスにて移動
- 15:30 インタビュー(つくばみらい市役所会議室)
- 16:35 市役所発(農業者大学校到着 17:15)

6月27日(月) 現地調査

- 8:50 集合
- 9:00 出発
- 9:40 寺畑ふるさと会館着
- 9:50 説明 NPO法人古瀬の自然と文化を守る会の活動について
- 11:20 寺畑地区及び周辺案内
- 12:30 昼食・休憩
- 13:30 現地調査
 - ・関係者インタビュー(市役所、農協、商工会ほか)
 - ・農家めぐり(第1班)
- 17:30 夕食・休憩
- 18:30 現地調査
 - ・関係者インタビュー(NPO法人・集落関係者)
- 19:30 懇談会
- 20:30 移動

6月28日(火) 現地調査

- 7:30 起床、片付け
- 8:00 朝食
- 9:15 古民家 松本邸出発
- 9:30 寺畑ふるさと会館 到着
- 9:30 現地調査・体験
 - ・関係者インタビュー
 - ・農家めぐり(第2班)
 - ・農作業体験(A班)
- 12:00 昼食
- 13:00 現地調査・体験
 - ・関係者インタビュー
 - ・農家めぐり(第3班)
 - ・農作業体験(B班)
- 16:30 インタビュー・グループ意見交換等
- 17:30 移動(寺畑ふるさと会館→農業者大学校)

注:この間、時間をみてグループで独自に現地踏査、資料収集等を行うことも可。

地域総合課題演習 調査内容
入手可能な情報・データ、調査対象等

1. 資料

統計データ	つくばみらい市統計要覧 集落カード（農林業センサス） 農林水産統計（農林水産省ホームページ他）
行政データ	つくばみらい市要覧 つくばみらい市振興計画
地域の情報	図説・谷和原の歴史 谷和原の歴史（通史編・資料編）
その他	つくばみらい市役所ホームページ他

2. 現地踏査・調査の対象

・歴史文化

地域資源：薬師堂、愛宕神社、氏神様、公園（近隣施設）、伝統行事等
地域の成り立ち、地域の歴史的施設（神社等）と住民の関わりなど。

また、年中行事／娯楽等について、過去から現在までどのように変わってきたか等。

・環境、自然

地域資源：古瀬（旧小貝川流域）、遊歩道、小貝川河川敷など。

地域を取り巻く自然環境、景観がどのように変わってきたか。

昔と比べてどのように変わったか、今後、どのようなものを残したいか。

・交流・地域活性化活動（NPO法人：古瀬の自然と文化を守る会）

地域資源：寺畑ふるさと会館、古民家・松本邸（地区外）

活動の概要、活動のきっかけは何か。活動の担い手・参加者はどのような人たちか。参加者は、何を求めて参加したか、また何が得られたか。

今後、どのような活動を希望するか。

寺畑・古瀬の会と、新しく入ってきた人たちの交流はどのようなものか。

・農業（産業）

地域資源：農地、かんがい等用排水施設、JA、直売所等

農業の現状、過去から現在まで、地域の農業がどのように変化してきたか（担い手・後継者、農地、農法、作物、販売先等）を聞き取り、今後の農業についても考える。

また、農業以外の産業はどのようなものがあつたか、今後どのようなものが考えられるか。

・生活

地域資源：行政機関、交通、医療・福祉、教育、買い物、その他

地域のよいところ、住んでみてよかったと思うような点は何か。

こういうところを変えると良くなるといった点はないか。

つくばみらい市寺畑地区現地調査日程(4グループ・各6名:6月27日午前の説明・現地案内を除く)

日付

6月27日
(月)午後

担当	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	
A	昼食・休憩	企画政策課(伊奈)	みらいっ娘	移動:希望者は時間を延長して質問も可	休憩	寺畑在住者	懇親会 (インタビュー終了次第)	移動	古民家泊入浴等	
B		移動		児童福祉課(伊奈)		移動				寺畑在住者
C		産業政策課(谷和原)		寺畑在住者						
D		生涯学習課(谷和原)		古瀬の会会員等						
E		寺畑めぐり(1班)		古瀬の会会員等						
F				古瀬の会会員等						

6月28日
(火)午前

担当	7時	8時	9時	10時	11時	12時
A	起床・片付け	古民家松本邸 朝食等	移動	寺畑めぐり(2班)		昼食・休憩
B				農作業体験(A班)		
C						
D						
E						
F						

6月28日
(火)午後

担当	13時	14時	15時	16時	17時	18時
A	昼食・休憩	農作業体験(B班)		意見交換・片付け	移動	
B						
C		会員(主婦・脩い担当者)	寺畑めぐり(3班)			
D		会員(主婦・脩い担当者)				
E		会員(主婦・脩い担当者)				
F		古瀬の会会員等	現地調査			

注) インタビューについて

下記を除き、寺畑ふるさと会館でインタビューを実施。

・(伊奈)及び(谷和原)は、つくばみらい市役所の各庁舎、みらいっ娘(JA茨城みなみ直売所)は現地で実施。

・寺畑めぐり(寺畑を案内頂きながら、適宜インタビューを行う)は以下のとおり実施。

古瀬の会の方と職員が8名(各グループ2名×4グループ)程度の学生を引率して寺畑を案内頂きます。

半数は、最初に訪問したお宅に引率職員と残り、残りの学生が古瀬の会の方と一緒に次のお宅でインタビューを実施。

インタビュー終了後、待ち合わせて次のお宅に伺います。

つくばみらい市 寺畑地区の概要

1. 農業の概要

水稻栽培が中心で、一部に施設野菜等も作付け。

区画整理は行われておらず、生産効率は必ずしも高くない。

・農家戸数（2005年農林業センサス）

販売農家 21戸（うち主業農家3戸、準主業農家4戸、副業的農家14戸）

内訳（水稻 16戸、野菜 3戸、販売実績なし 2戸）

経営耕地面積 3040a（うち 田・21戸2783a、畑・11戸257a）

農家人口 97人

・集落の概要（2000年農林業センサス）

総戸数58戸

農家 31戸（うち 販売農家 24戸）、非農家 27戸

2. 地域の概要

つくばみらい市の北西部にあり、東に小貝川、北に古瀬（旧小貝川）が流れる。南は西の台団地に接する。

旧谷和原村の小絹地区の集落の一つ。

旧谷和原村は、昭和30年に谷原村をはじめ4つの村が合併してできたが、寺畑集落は、当時の小絹村の集落（旧村）の一つ。

3. 歴史

寺畑地区周辺で小貝川と鬼怒川が合流し、氾濫原になっていたが、17世紀に鬼怒川の流れをせき止め、運河で利根川に合流させた。

これにより、農業生産も安定し新田開発が行われる一方、利根川とつながった新しい鬼怒川は水運業が栄えることとなる。

寺畑の近くには縄文時代の遺跡もあり、寺畑周辺の歴史は800年とも言われているが、寺畑の地名は寛永11年（1634年）の検地でも確認されている。

元の鬼怒川の川筋は寺畑地区の南にその後も低湿地として残り、現在も遊水池がある。

4. 史跡、文化等

現在広く注目を集めるような史跡・伝統行事等はないが、以下のような施設がある。

・愛宕神社 寺畑集落の神社。年2回の祭礼が行われ、甘酒の振る舞いなどが行われている。江戸時代初期に創建。

・薬師堂 薬師如来像が流れ着いたことを縁起に建てたもの。9月に祭礼があり、以前は青年団がやぐらを組んでカラオケ大会などを行っていたが、青年団の活動休止に伴い中止となった。

これら施設は、集落で当番などにより管理されているもよう。

寺畑地区の祭りは以前行われていたが、ここ10数年は行われていない。

(旧谷和原村には、ほぼ集落毎に神社がある。江戸時代初期のものが多いが、中には11世紀、15世紀に創建されたとされるものもある。

また、近隣の祭りとしては、小絹地区の八坂神社の祭礼が大規模に行われている。)

5. 地域の活動概要

・青年団、消防団等は若者の減少などにより10年以上前に活動を休止。

・古瀬の自然と文化を守る会が中心となって地域活性化の活動を行っている。

この地区は、宅地開発が予定されていた時期があり、そのために区画整理が行われず、農業生産の効率は悪い。逆に、あぜ道など残った原風景を地域の資源として守り活かしていくため、活動が始まった。活動は、古瀬に桜を植えるところから始まった。

現在は、以下のような活動が行われている。

・古瀬地域の自然や文化などの保全や復元

・都市と農村の交流

葛飾区、豊学校（足立区）、小学校等との交流（稲刈り体験、灯籠流し等）

古民家（松本邸）を活用した宿泊体験

・田んぼアートなど

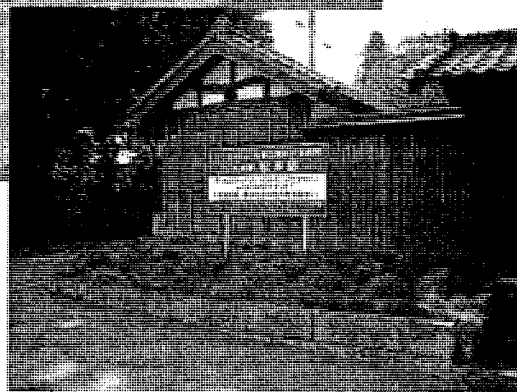
・古瀬の自然と文化を守る会は、寺畑地区の住民が中心であるが、寺畑から少し南に離れた絹の台団地の住人も参加している。

6. その他

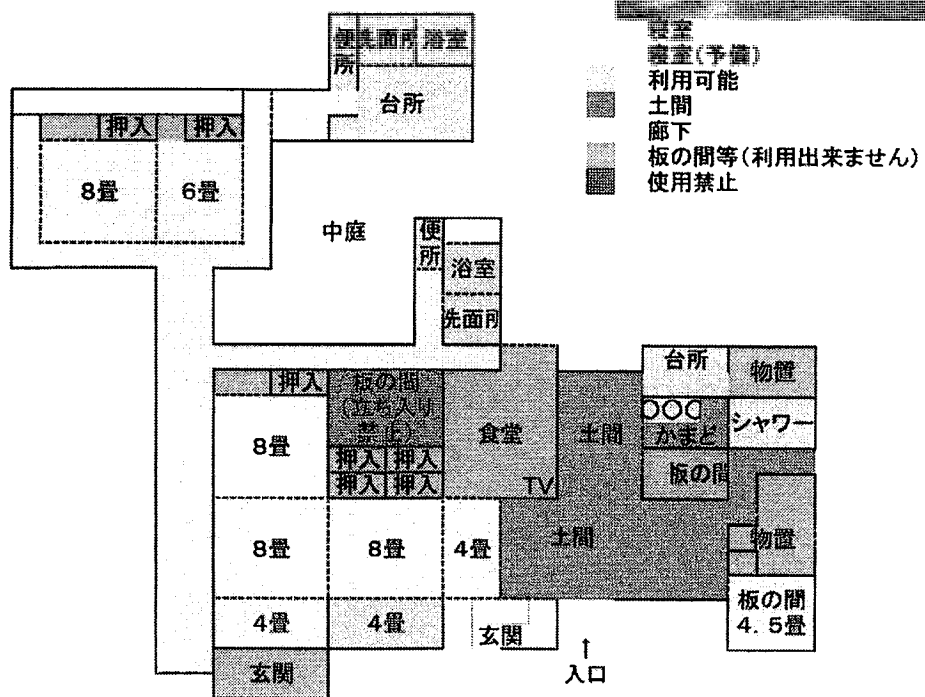
西の台団地の開発は昭和40年代に行われ、居住者は世代交代している。

絹の台団地は平成元年に街開きを行った。

古民家 松本邸



松本邸配置図



先進経営体等派遣実習の手引き

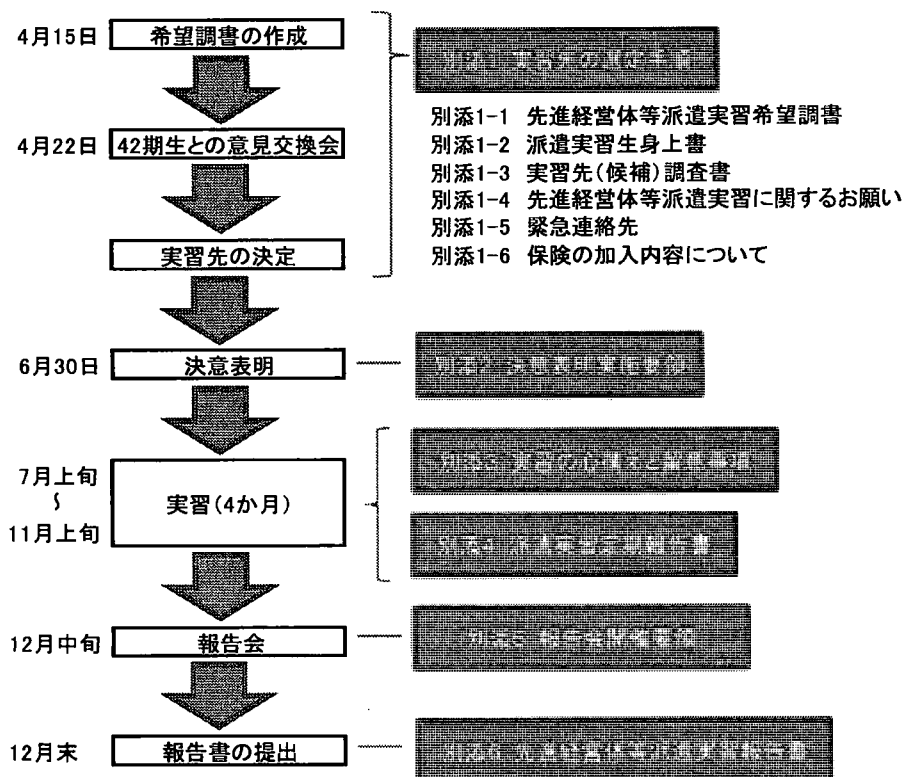
1 実習の目的

全国各地の先進的農家・農業法人等の元に4ヶ月間住み込んで、生きた農業技術・農業経営を学び、農村社会を知るとともに先進的な農業者から価値観、経営感覚、リーダーシップ、地域づくりなどを学び取る。
この実習は人間性を磨くチャンスでもある。

2 実習の流れ

教育指導専門職、就農支援専門職が指導・支援するが、基本的に学生自らが将来自分がやりたい農業のモデルとなる実習先を選定し、実習条件等を確認し、実習先を決定する。実習に入る直前の6月30日(水)に学内で決意表明を行う。実習中は毎日の活動概要、感想を記録し、定期報告書を作成して学校に提出する。実習終了後は、学内で実習内容について報告会をするほか、保存用に「派遣実習の概要」の原稿を作成し、冬休みに入る前までに提出する。

実習の流れと別添との相関図



3 実習までの準備

(1) 先進経営研究演習(ゼミ)

4月から6月のゼミで、実習希望調書の作成、実習予定の作物、経営等に関する関係資料の収集・学習、実習先の選定を行なう。

その際、農業体験が少ない学生については、つくば市周辺の農家・農業法人で土日祝祭日や授業のない平日を使って体験を行うことで、より現実に即した選定ができるようにする。

また、4月22日の13:10から15:50までの時間を使い、教室2において42期生から派遣実習先を選定する際の注意点等について直接意見を聞く場を設ける。

(2) 実習先の選定

別添1「実習先の選定手順」による

(3) 決意表明

別添2 「先進経営体等派遣実習決意表明実施要領」：略による

4 実習の心構え及び留意事項

別添3 「実習の心構えと留意事項」による

5 実習報告書の提出（毎月2回）

実習期間中の毎日の活動（作業と生活）概要、感想、学校への連絡等を別添4の「派遣実習定期報告書」：略にまとめ、毎月1日と16日に教務課あて送付する。提出された報告書をもとに通信指導誌を発行し、全員に郵送する

(各報告書の報告期間)

1回目	7/5 ~ 7/15	5回目	9/1 ~ 9/15
2回目	7/16 ~ 7/31	6回目	9/16 ~ 9/30
3回目	8/1 ~ 8/15	7回目	10/1 ~ 10/15
4回目	8/16 ~ 8/31	8回目	10/16 ~ 11/5

6 実習状況の聴き取り（巡回指導）

実習期間に一度、教育専門職、就農支援専門職が実習先を訪問し、実習状況、生活状況、健康状態等について聞き取りを行なう。

7 事故等緊急時の連絡体制

実習先、保証人等へ、学校の連絡先のほか夜間連絡用に職員の携帯連絡先をお知らせする。事故、病気等緊急時には速やかに連絡すること。

また、精神的な悩みについては、自分ひとりで抱え込まないで、専門医、カウンセラー等相談機関との連絡体制を整えているので、友人、家族、職員等に連絡し、相談すること。

8 実習後の報告会等

（1）報告会

12月中旬（正式な日程は後日提示）に実習報告会を行うので、その際の報告要旨を別添5：略の項目についてパワーポイントを使ってまとめる（説明7分、質疑3分程度、パワーポイントのひな形は別途提示）。

（2）実習の報告書

12月末までに保存用の冊子「派遣実習の概要」の原稿を別添6の「先進経営体等派遣実習報告書」にまとめ、冬休みに入る前までに提出する。

別添1

実習先の選定手順

1. 選定の考え方

基本的に学生自らが、将来やりたい農業のモデルとなる実習先を選定し、実習条件等を確認し実習先を決定する。この選定に当たっては先進経営研究演習を通して、教育指導専門職、就農支援専門職が指導・支援するとともに、非農家出身者など農業体験の少ない学生については、つくば市周辺の農家・農業法人で土日祝祭日や授業のない平日を使って体験を行うことで、より現実に即した選定を行いやすくしている。実習先は、個人経営、法人経営を問わず学生自らの将来目指す農業の現場、興味のある農業の現場を中心とする。

2. 実習希望調書の作成

将来自分がやりたい農業にとって、必要と思われる栽培技術、経営手法、流通・販売、環境保全・有機農業、農村地域活動、経営者の農業観などを整理し、自らの実習のねらい（問題意識）を明確にする。その上で、具体的な実習内容を検討していく。（別添1-1「先進経営体等派遣実習希望調書」：略）

第1次集約のための提出期限：4月15日（木）12：00まで

提出先：担任の教育指導専門職

3. 希望する実習先の例

作 目：水稲、野菜、果樹、花き、工芸作物（茶、きのこ等）、畜産（酪農、肉用牛、養豚等）

地 域：都道府県、中山間地域、平地農村、都市近郊等

経営形態：個人、法人

経営の特色：大規模経営、少量多品目、有機農業、減農薬、無化学肥料、慣行農法、耕畜連携、自家製堆肥、植物工場、観光農園、契約栽培、加工、レストラン、民宿等

その他：流通関係、加工、試験研究機関（農業経験のある人）

（注）

- ・実習期間としてはある程度の長さが必要である。見よう見まねで仕事を学び、惰性との戦いや人間関係・習慣の違いなどから生じるトラブル・失敗などを乗り越えて、本音のつきあいが始まる。旅の行きずりの人には本音は語らない。また、先進的な地域や優れた経営の根底を貫く考え方や理念などは表面的な現象を追うだけでは掴めない。このような観点から、実習先は、実習期間中1ヶ所で、実習期間は4か月とすることが望ましいが、2ヶ所とする場合は、1ヶ所2ヶ月間とする。なお、実習先の事情等によりこれによれない場合については、担任の教育指導専門職に相談すること。
- ・小売店、スーパー、デパートなどで、アルバイトと同様の扱いを受ける所は好ましくない。
- ・農村社会や農村での生活を体験することを目的の一つとしているので、住み込みが望ましいが、特殊な技術や経営手法を学ぶために必要な場合は自宅や寮から通ってもよい。

4. 実習先の候補

・各演習室に備え付けの冊子

- ① 実習受け入れ先リスト（農者大卒業生、農者大生の受入実績のある農家等）
- ② 卒業生の実習先での様子を取りまとめた派遣実習の概要
- ③ 就農支援情報ファイル

④ 受入農業法人台帳

・図書館の蔵書やインターネット等を活用して実習先を選定する。

なお、都道府県や市町村（普及センターを含む）に実習候補先のあっせんを依頼したい場合には、担任の教育指導専門職に申し出ること。

5. 身上書の作成

自身の履歴（農業知識、農作業経験を含む）及び自家の経営状況（非農家は除く）、実習のねらい・内容、将来計画の概要、生活上の問題等を作成する。

（別添1－2「派遣実習生身上書」：略）

6. 実習候補先へのコンタクト

農家や法人へ直接コンタクトする場合は、原則として学生自ら行うこととし、実習候補先へ身上調書、学校案内等を送付して、宿泊及び食事代を実習先で負担していただくかわりに作業労賃の支払いを受けない、いわゆるワーキングホリデーと同様の扱いをしていただけるかどうかといった受入の可否を聞き、経営の概要、実習内容、生活条件の確認を行う。その際、先方の了解が得られれば、別添1－3「実習先（候補）調査書」：略を送付し記入してもらっても良い。

また、学生の傷害保険と賠償責任保険に学校側が一括で加入していることを伝えるとより円滑な受入に結びつくことがある。（別添1－6「保険の加入内容について」：略）

なお、身上書や実習先（候補）調査書、学校案内を郵送する場合には、担任の教育指導専門職に申し出れば学校が費用を負担して送付することができる。

7. 実習先調査書の作成

実習先（候補）の経営概要、実習内容、生活条件等について、聴きとり等により整理する。実習候補先にコンタクトを取る際に、先方の了解が得られれば、これを送付し記入してもらっても良い。いずれにしても実習先が決定すれば公文書をつけて本調査書を実習先に送付するが、できるだけ事前に送付して受入条件等に相違がないかを確認しておいてもらうことが必要である。（別添1－3「実習先（候補）調査書」：略）

8. 実習先の訪問等

実習先を決定する前に一度訪問して、経営状況、経営主（社長）の農業観、家族（社員）の雰囲気、生活環境等を実際に確認することが望ましい（資料や電話での聞き取りでは把握できないことがある。訪問できない場合には、このようなことを踏まえできるだけ調べておくことが必要である）。

9. 実習先の決定

6月中旬までに、実習先調査書により、実習内容、生活条件、留意事項等の依頼事項を三者（実習先、学生（家族等保証人）、学校）で確認の上決定する。その後、学校より文書（校長名）で実習先に実習受け入れの依頼を行なう。

（別添1－4「先進経営体等派遣実習に関するお願い」：略）

別添 3

実習の心構えと留意事項

1 実習の心構え

(1) 自分の学習の目的を明確に、自分の尺度をもって出かけること

実習は、ただそこに行くだけでは決して十分な成果を上げることはできない。やはり、十分な成果をあげるためには、事前に、「自分は何を学びたいのか」のねらいを明確にし、自分の尺度（一定の基礎的、標準的知識、データ）をもって出かけることが大事である。

従って、まず、自分の将来計画、派遣実習のねらいなどに照らして、学習のねらい（問題意識）を明確にしておくとともに、将来志す経営、技術に関するデータをできるだけ詳しく持って出かけることが必要である（自家が農家の場合には、自分の地域や家の経営、技術の実態を把握すること）。

(2) 積極的に行動し、毎日の学習と記録を徹底すること

実習にあっては、受け入れ先の指導に十分従うとともに、常に積極的に行動し、質問もし、「自ら進んで学びとる」という態度がなければ、やはり満足な成果は期待できない。

さらに、毎晩、その日の学習内容や質問事項等を記録し、整理しておくことで、後の反省材料ともなり、また、将来の実践にも役立つ貴重な資料ともなる。体験は記録され、整理され、考察されてこそ一層価値のあるものとなる。

(3) 特別意識をもたないこと

学生は、実習先では「実習（研修）生」であって、一般に雇用されている人たちとは異なる。しかし、「私は学生だから教えてもらうのは当然だ」などという特別意識があるならば、それは決して自分にとっても、マイナスにこそなれプラスにはならない。受け入れ先の人々は、指導を主目的としているのではないので、あくまでも謙虚な気持ちで、しかも積極的に学ぶ態度が大切である。

(4) 批判や結論を急がず、勝手に実習先を変更しないこと

実習先の技術・経営・作業内容等が自分の想像していたところと違っていった場合等、批判の目をもつことは大切であるが、単にものごとの現象だけをとらえて、また、自分の考えや習慣と異なるといったことだけで、その原因や背景をよく理解しないで、早急に批判や結論を下すことのないように気をつけること。そうした現象がなぜ生じたのか、その因果関係を十分に究明することが先決であり、その上での批判や結論でなければ、説得力もなく、相

手にただ不快な感情を残すだけということになりかねない。

従って、実習先でそうしたことを口にするのは、慎重でなければならない。

もし、実習を中断して新しい実習先を希望したい場合はまず学校（担任）に相談し、勝手に実習を中断しないこと。

（５）病気、事故には万全の注意をすること

学校として一番心配するのは病気、事故である。初めての土地へ一人で行くので、自分のことは、まず自分自身で注意しなければならない。気のゆるみや不注意が往々にして、その原因となりやすい。

万一、病気や事故の場合には、直ちに受け入れ先の指示を仰いで、医者に診てもらったり、適切な処置をとることである。遠慮などのために、事態を悪化させてはかえって大きな迷惑をかけることになる。なお、極く軽微なものを除いて、できるだけ速やかに学校（担任）へ報告をすること。

（６）自家経営の把握（自家が農家の場合）

実習中には、自家の経営（耕地面積、栽培方法、作業手順・時期、販売方法など）について聞かれることがある。特に、自家と同じ作物（家畜）を栽培（飼育）している受け入れ先に入ると、自家の技術と細かく比較され問われることが多い。このため、少なくとも自家の経営について十分説明のできるよう事前に整理しておく必要がある。

（７）調査、見学、地域活動への参加

実習先の地域の実態を調査し、直接に自分の目で確かめるためにも、また視野を広げるためにも、休暇を利用して月１～２回程度は、各自のねらいや必要に応じ、外部へ調査や見学に出かけることを心掛けることが大切である。また、地域のグループ活動や研究活動等へも可能な限り参加するよう心がける。その際、受入先とよく相談し、その指導に従うこと。

2 留意事項

(1) 受け入れ先に溶け込む努力をする

実習は、今までほとんど面識もなかった人々と生活を共にするのであるから、溶け込むまでに時間がかかるものである。また、受け入れ先では、それぞれ生活上の習慣・しきたりを守り、自ら進んで受け入れ先に溶け込む努力をする必要がある。その際、基本は元気の良いあいさつとキビキビとした行動である。

(2) 社会生活上常に良識ある行動をとること

普段の行動については、社会生活上のルール、常識を十分わきまえ、常に良識ある行動をとるよう心がけねばならない。

自分の行動から実習生活に重大な支障をきたすようなことがあつては、受け入れ先に大きな迷惑をかけることになるのはもちろん、自分自身にとっても、また後に続く後輩にとっても、大きなマイナスとなることをくれぐれも認識しておく必要がある。

(3) 受け入れ先の普及指導センターへの挨拶

実習先に到着後は、できるだけ早い機会に学校（担任）に連絡するほか、受け入れ先の紹介等を得て、管轄の普及指導センターへ指導依頼を兼ねて挨拶に出向くことが望ましい。

派遣実習終了時も、これと同様に行うこととする。

(4) 保護者またはこれに代わるものへの連絡

研修先に到着後は、保護者またはこれに代わるものに連絡すること。

(5) 労務報酬は期待しない

実習は、実際に経営や研究の行われている場で、直接それに参加させてもらって、そこに展開する事象を生きた教材として学習するためのものである。すなわち学習させてもらうという意識が大切なので、労働に対する報酬は期待すべきでない。

(6) 相互の実習条件を比較しない

各人のねらいや実習先の事情等により、実習条件は千差万別といえる。従って、そうした条件を相互に比較し、一喜一憂したりすることは意味がない。要は自分自身の学習がより成果があるものとなるか否かを基準に考えるべきである。

なお、これは実習先あるいは近隣に本校の学生以外の研修生がいる場合も多いと思われるが、その人たちに対しても全く同様である。

(7) 休暇について

休暇は、原則として月4～5回ということで実習先に依頼しているが、具体的にはあくまで実習先と十分相談し、実習先の意向を尊重しなければならない。盆休みも同様である。

(8) 実習の終了の際には感謝の気持ちを表す

実習終了時に感謝の気持ちを表すことが大事である。実習先との良好な関係は、将来の経営の良き助言者となることもあり、今後とも実習先と良好な関係を築き、また、後輩を受け入れていただくためにも重要である。

(9) その他

- ・部屋は常に整理整頓しておくこと。
- ・寝タバコは絶対しないこと。
- ・無断外出・外泊は絶対にしないこと。必ず行き先、帰宅予定時間を実習先の人に伝えること。
- ・テレビ、パソコン等の実習先への持ち込みは、実習先と事前に相談して了承を得た上で行うこと。

別添 6 先進経営体等派遣実習報告書

学籍番号

氏名

1. 派遣実習先及び派遣期間

- ア. 実習先 名称： (代表者名)
所在地：
電話番号： ()
- イ. 派遣期間 平成22年 月 日から 月 日まで

2. 実習先の概要

- ア. 経営形態（個人経営、法人経営の別、他）
- イ. 構成概要（個人経営の場合は家族構成（名前、続柄、年齢）、農業における役割等、法人経営の場合は組織構成（組織図、係名称、人員）等）
- ウ. 地域における役割、位置（個人経営の場合は経営主の地域での主な役職、過去の受賞等、法人経営の場合は地域農業、他産業との関連等）
- エ. 経営規模（経営耕地面積、作目別面積、家畜頭羽数、資本金等）
- オ. 施設等の規模（建物・施設の大きさ、農業機械の台数等）
- カ. 経営の特色（経営の特徴を具体的に）

3. 当初の目的と実習先決定の経過

（実習で学びたかった事項、実習先決定までの経過等具体的に）

4. 実習の具体的内容

- ア. 時期別主要作業（月別に実施した主な作業を具体的に）
- 7 月：
8 月：
9 月：
10 月：
11 月：
- イ. 作業上の立場（作業を誰から指示され、どのように実施したかを具体的に）

5. 成果の具体的内容

- ア. 経営について（経営主の農業経営に対する考え方を含む）
- イ. 技術面、知識面で得たもの
- ウ. 人間関係について（家族、組織内のコミュニケーション等）
- エ. 地域活動について（地域の青年との交流、視察、研究会等）

6. 実習中の生活面について

(食事、居室、休日の過ごし方等)

7. 総括的な問題点、反省点について

(実習を終了して、改善すべき事項、反省事項等)

8. その他派遣実習について

ア. 事前準備等 (事前準備でこんなことをしておけば良かったと思われること等)

イ. 定期報告書、桜通り通信について (学校に対する意見、良かったこと等)

ウ. 後輩に対する助言 (具体的に)

エ. その他

先進経営体等派遣実習の派遣先

【41期】 (33か所)

都道府県	派遣実習先
北海道	福田嘉博
青森	田沼義行
岩手	ウレバモシリ
岩手	村沢牧場
岩手	東北農業研究センター
宮城	高橋畜産食肉株式会社
宮城	菅原牧場
福島	橋本源二郎
茨城	みずほの村市場 (2名受入)
茨城	シモタファーム
栃木	アルカナ同人栃木農場
埼玉	アグリクリエイト
埼玉	霜里農場 (2名受入)
埼玉	斉藤恭治
埼玉	トキタ種苗株式会社
埼玉	慶応大学薬用植物園
千葉	和郷園 (3名受入)
千葉	三穂グレイン
千葉	岩瀬園芸
山梨	浅間園
長野	長印ながのファーム
長野	まごころふれあい農園
静岡	ルーツファーム
静岡	赤ずきんちゃんのおもしろ農園
新潟	しなの川フルーツガーデン
岐阜	加茂養蜂組合
三重	伊賀の里モクモク手づくりファーム
滋賀	池田牧場
京都	アグロス胡麻郷
広島	平田観光農園
愛媛	無茶々園
鹿児島	原田浩朗
鹿児島	山脇農園

【42期】 (37か所)

都道府県	派遣実習先
北海道	夢がいっぱい牧場
北海道	谷口牧場
北海道	ILOVEファーム日胆
北海道	高橋牧場
北海道	富田ファーム (2名受入)
山形	FC赤とんぼ
山形	東光園
宮城	橋浦義博
宮城	イチゴの国ゾーナ
福島	鈴木農場
福島	福島県農業総合センター畜産研究所
茨城	ヤギファーム (柳橋成一)
茨城	ムラカミシード
茨城	渡辺花園
茨城	ヤギファーム (柳橋成一)
茨城	照沼勝一商店
茨城	やさと農場
栃木	三上農園
千葉	林農園
千葉	高橋農園
東京	磯沼牧場
長野	トップリバー
長野	宮坂愛農園

【42期つづき】

都道府県	派遣実習先
長野	唐沢トマト工房
長野	信州がんこ村 横森農園
長野	荒井農園
富山	サカタニ農産
石川	和多農産
石川	ぶどうの木
石川	皆口和寛
愛知	角田ナーセリー
愛知	コンドウ農園
三重	福花園種苗(株)美里試験農場
三重	ドリームファームスズカ
兵庫	ドリームズ・ファーム
岡山	石原果樹園
広島	平田観光農園

【43期】 (41か所)

都道府県	派遣実習先
秋田	やまだアグリサービス
茨城	ブルーベリーゆうファーム
茨城	なかのきのこ園
茨城	魚住
栃木	那須高原有機農場
栃木	サンファーム・オオヤマ
栃木	生井ファーム
栃木	アジア学院
群馬	あずま産直ネット
埼玉	風の丘ファーム
埼玉	加藤農園
千葉	ゆうふあーむ
千葉	三枝栄一
東京	特定営利法人 たがやす
神奈川	伊藤農園
山梨	サラダボウル
山梨	白州郷牧場
山梨	ピーチ専科ヤマシタ
長野	大盛堂
静岡	ネクト
静岡	宮崎農園
静岡	野菜茶業研究所
新潟	久保田園芸
新潟	今井農産
愛知	横山農園
三重	浅井農園
和歌山	のら農場
兵庫	ドリームズ・ファーム
鳥取	ありのみ倶楽部
岡山	濱農産
広島	川田いちじく農園、川田猪牧場
広島	花の里 二郎さん農園
愛媛	OCファーム
高知	渡辺ファーム
高知	高松伸夫
佐賀	佐藤柑橘園
長崎	秋津 実
熊本	ろのわ
熊本	(有) コッコファーム
宮崎	優美園
沖縄	サンヒルズ沖縄

派遣先研究チーム決定の手順

時 期	実 施 事 項	
1 年 次	4月～6月	・ 入学 <第1期集合教育> (オリエンテーション)
	7月～10月	<先進経営体等派遣実習>
	11月	<第2期集合教育> ・ フロンティアテクノロジーの講義開始 (各研究所が講義を担当) ・ 教育指導専門職は、ゼミの時間等を使って各研究所の研究内容の紹介をするなど、学生の動機づけを図る。 ・ つくば農林団地内の研究所見学を行う。(全9研究所一巡) (別紙4) ・ 学生は、第1次希望調書(様式1)を提出(質問事項等のリストアップ) ・ 各研究所の連絡担当者による研究チーム派遣実習の相談日を設ける。
	12月	・ 各研究所は、第1次希望調書を踏まえて、受入可能な実習内容、受入上限人数、受入条件等を記載した受入研究チームの一覧表を提示(様式2) ・ 学生による研究チームの訪問(研究概要等について聞き取り) (注) 訪問日時、学生の人数等は教育指導専門職が調整の上、連絡する。
	1月	・ 学生は、派遣先として希望する研究チームを第2希望まで選択して、志望理由、希望する実習内容等と合わせて、大学校に提出。(様式3) ・ 大学校は、学生の希望を取りまとめ、学生の派遣先研究チームの候補を選定し、各研究所に提示する。(その際、特定の研究チームに集中し過ぎないように、大学校側で事前に調整する。) ・ 候補となった研究チームは、学生の面接を行い、学生の希望する実習内容等を確認した上で、受入れの可否を決定する。(受入れ不可となった学生については、第2希望等により同様の手順で面接を行う。)
	2月	・ 遅くとも2月中に、全ての学生の派遣先研究チームを確定。
	3月	・ 研究チームは、受入学生の希望等を踏まえて実習の課題名、実習内容、実習計画の概要案を作成し、大学校に提出。(様式4) ・ 大学校は、研究チームから提出された案に基づき、実習計画を決定。
2 年 次	4月～10月	<第3期集合教育> 【研究チーム派遣実習】(5月後半～10月、週2日程度) (必要に応じ、夏休みに集中実施)
	11月	・ 実習によって得られた知見や自らの農業経営に導入する上での考え方などに関する内容のレポートを作成。
	12月	
	1月～3月	<第4期集合教育> ・ 卒業

研究チーム派遣実習について（ガイダンス資料）

平成23年4月8日
農業者大学校

1. 研究チーム派遣実習のねらい

研究チーム派遣実習のねらいは、①第一線の研究者の指導を受けての実習や研究者との意見交換などにより、科学的なものの見方・考え方、言い換えれば生産現場で生じる種々の問題についての原因究明とその解決に向けての科学的なアプローチの仕方（問題解決能力）を身につけること、②研究開発の現場に触れることにより、農業技術開発の背景や導入効果、さらに先端的な農業技術を学ぶことにある。

また、この実習を通じて、③研究者との人脈ができ、在学中や卒業後、研究者の助言・指導を得ることができる、④研究所に親しみを覚え、積極的に研究開発成果や新技術を導入する農業者になれる、といった効果も期待している。

2. 実習の内容

学生の将来志向する作目、関心のある分野等に応じ、つくば農林研究団地内にある研究チームに派遣し、週2日（木・金）実習する。5月後半～7月前半の2ヶ月を前期、9月～10月の2ヶ月を後期とし、前期・後期とも必修とする。（日程は別紙1参照）

学生は、研究チームの一員として、当該研究チームが取り組んでいる研究開発の業務に参加し、研究者の指導を受けつつ、実習計画に沿って現場における調査・実験、結果の分析、取りまとめ等に携わる。

学生が行う実習の具体的内容としては、各研究チームの特性にもよるが、

①学生個人に課題を与えての調査や実験、分析・取りまとめ

②試験研究業務の一環としての仕事

（作物の生育調査、サンプリング調査、土壌調査、データ測定、データ加工、試料の分析、文献の収集・整理、現地調査・現地検討会への参加など）

③研究対象の作物の栽培管理、家畜の飼養管理、及びそれらに関連する仕事

④最先端技術の習得

⑤普及途上にある研究成果・技術の習得

など様々なことが想定される。

実施にあたっては、各学生ごとに定められた実習計画（別添）に沿うものの、学生の実情を見つつ、柔軟に対応するものとする。

3. 実習の指導体制及び成績評価

各学生の担当の教育指導専門職は、受入研究チームの担当研究職員等と連絡を取り、実施状況と学生の動向を把握するとともに、密接な連携により実習の効果的かつ円滑な実施を図る。

学生は、実習内容等について実習日誌（様式1）を記録するとともに、最終的にレポート（実習によって得られた知見や自らの農業経営に導入する上での考え方などに関する内容）を作成する。

研究チーム派遣実習の成績評価は、実習への出席状況、実習日誌の提出状況及び内容、実習態度、理解度、努力の程度、目標到達度、実習終了後のレポートの内容、報告会での発表などを総合的に勘案して行われる。（別紙2参照）

4. 留意事項

(1) 経費負担

- ・学生が個人で使うもの（被服、靴、道具類等）で、新たに購入する必要があるものは学生が負担することとなる。
- ・実習に必要な資材・物品等は、可能な範囲内で、できるだけ研究所のものを使用させていただく。
- ・現地調査等に必要な旅費は、基本的に学生が負担することとなる。ただし、公用車等で行く場合は、できるだけ学生も同乗させていただくこととする。（交通事故等の場合、学生には傷害保険が適用される。）

(2) パソコンの扱い

- ・研修生等が使用できるパソコンや、貸出可能なパソコンが研究所にある場合は、可能な範囲でこれを利用させていただく。
- ・パソコンを研究所に持ち込む必要がある場合は、パソコンの持ち出し簿に教務課で記入した上で、各学生に貸与しているパソコンを携行して使用すること。
- ・個人所有のパソコンを研究所に持ち込み使用することは、セキュリティ対策上、原則禁止とする。

(3) 特に注意すべき事項

- ・集合時間や集合場所、必要な持参品、服装等を事前によく確認すること。
- ・実習日誌及び筆記用具は毎回必ず持参すること。
- ・無断欠席、無断遅刻は絶対にしないこと。
- ・病気等やむを得ない事情で欠席等する場合、研究チーム及び学校の双方へ連絡すること。
- ・研究チーム側の都合等で日程の変更がある場合は、学校にも連絡すること。
- ・実習中は研究チームの指示に従うこと。分からないことは質問し、確認すること。
- ・実習中は事故等のないように十分注意すること。特に化学実験、機械の操作、高所での作業、動物の扱い等には安全確保に十分気をつけること。万が一、事故や傷害が発生した場合には、直ちに研究チーム及び学校へ連絡すること。
- ・研究所の施設、物品等を壊さないように十分注意すること。特に、実験用機器は高額な場合が多いので、取扱う必要がある場合には、細心の注意を払うこと。万が一、壊した場合には、直ちに研究チーム及び学校へ連絡すること。

(注) 農研機構の組織改正と本実習の名称等について

農研機構においては、本年4月1日に組織改正が行われ、研究チーム制から機構横断的なプロジェクト型の研究推進体制に移行することとなり、各研究所には新たに研究領域が配置された。このため、農研機構の組織上「〇〇研究チーム」という固有名詞の名称は存在しないことになるが、農業者大学校のカリキュラムにおいては、「研究チーム」を「共通の研究課題を担当する研究者の集団」という意味の一般名詞ととらえ、本実習の名称を従来どおり「研究チーム派遣実習」とした。したがって、本ガイダンス資料中の説明においても、一般名詞として「研究チーム」という用語を使用しているので、留意されたい。

(別紙1)

研究チーム派遣実習 平成23年度日程

【前期】(2単位=90時間)

1回目	5月12日(木)
2回目	5月13日(金)
3回目	5月19日(木)
4回目	5月20日(金)
5回目	5月26日(木)
6回目	5月27日(金)
7回目	6月2日(木)
8回目	6月3日(金)
9回目	6月9日(木)
10回目	6月10日(金)
11回目	6月16日(木)
12回目	6月17日(金)
13回目	6月23日(木)
14回目	6月24日(金)
15回目	6月30日(木)
予備日	7月1日(金)
予備日	7月7日(木)
予備日	7月8日(金)

【後期】(2単位=90時間)

1回目	9月8日(木)
2回目	9月9日(金)
3回目	9月15日(木)
4回目	9月16日(金)
5回目	9月22日(木)
	(9月23日(金)=祝日)
6回目	9月29日(木)
7回目	9月30日(金)
8回目	10月6日(木)
9回目	10月7日(金)
10回目	10月13日(木)
11回目	10月14日(金)
12回目	10月20日(木)
13回目	10月21日(金)
14回目	10月27日(木)
15回目	10月28日(金)
	(11月3日(木)=祝日)
予備日	11月4日(金)
予備日	11月10日(木)
予備日	11月11日(金)

注：実習時間は、9：00～16：00（1日6時間程度）を目安とする。

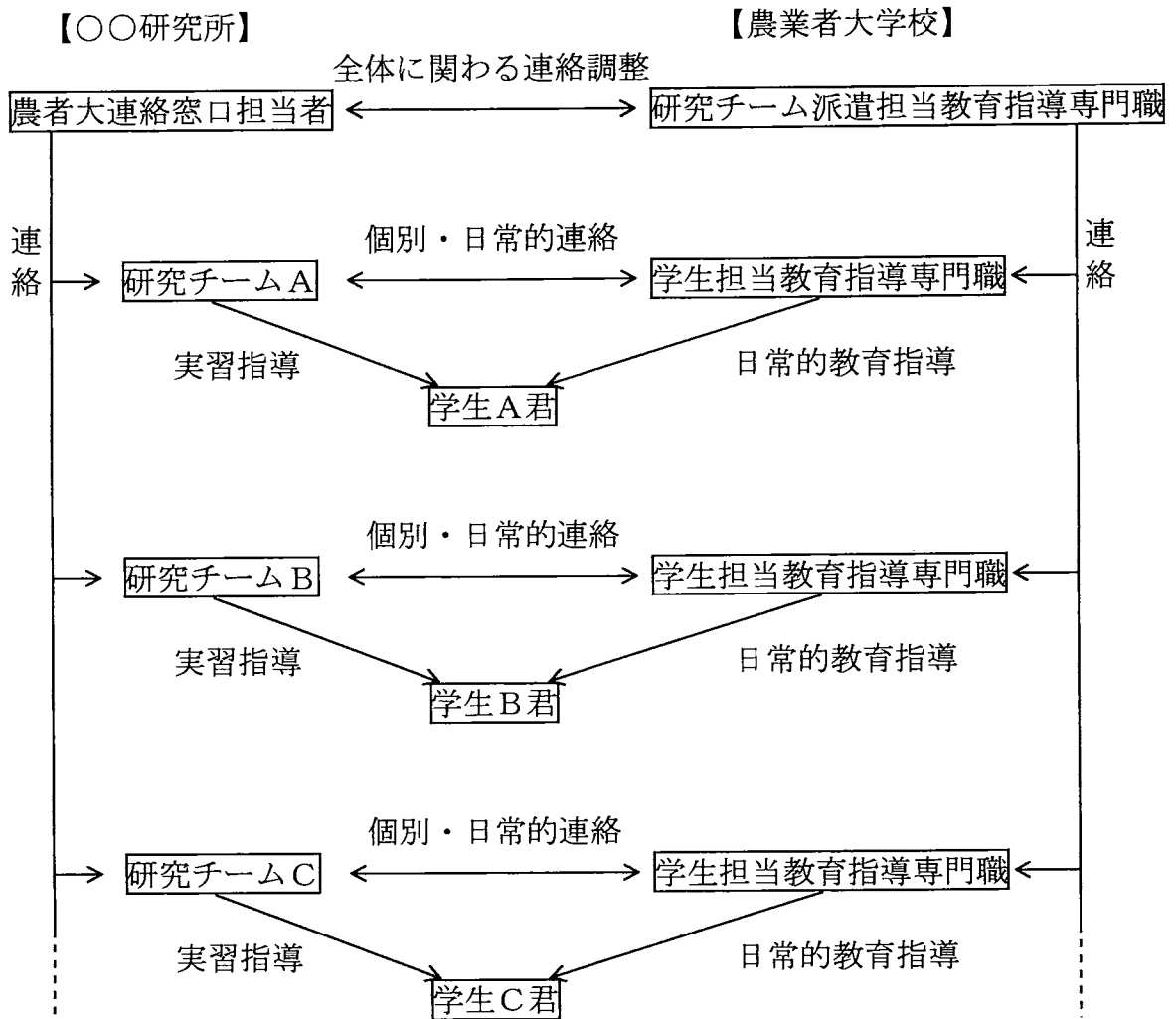
ただし、作業の必要性等に応じて、適宜変更できることとする。

<留意事項>

- (1) 前期・後期とも、原則として、予備日を含めた18回の中から15回実施することにより、90時間の実習時間を確保する。
- (2) (1)に寄りがない場合は、研究チームと学生、大学校との話し合いにより柔軟に対応する。
 - ① 予備日を含めた18回の中で15回実施できない場合は、他の日の授業の空き時間に振り替えたり、1日の実習時間を延ばす等により、90時間を確保する。
 - ② 夏期にしかできない生育調査等の実習をさせるため、2、3日程度まで夏休み期間中に実施日を振り替えることは可能とする。
 - ③ 前期・後期それぞれ90時間を満たした上で、さらに追加して夏休み期間中などに研究チーム派遣実習の一環として現地視察、研究成果発表会等に学生を参加させることはできる。ただし、当該時間は単位算定上は算入しない。

(別紙2)

研究チーム派遣実習の指導・連携体制及び成績評価について



◆実習の進捗状況や実習成果の確認方法、成績評価の方法◆

- (1) 学生は、その週の実習内容等について実習日誌を記録し、担当研究職員（又はその代理の者）の印又はサインをもらった後、原則として1週間以内に各自の担当の教育指導専門職に提出する。（様式1）
- (2) 学生が無断欠席（遅刻）した場合、担当研究職員（又はその代理の者）は各学生の担当の教育指導専門職に速やかに連絡することとし、担当教育指導専門職は当該学生を注意・指導する。
- (3) 必要に応じて、各学生の担当の教育指導専門職は研究チームを巡回訪問し、実習中の学生の様子を観察する。
- (4) 各実習期間（前期・後期）の終了後、担当研究職員は、学生の実習への取り組み状況等について、各学生の担当の教育指導専門職に報告する。（様式2）
- (5) 全実習期間の終了後、各学生の担当の教育指導専門職は、学生にレポート（実習によって得られた知見や自らの農業経営に導入する上での考え方などに関する内容）を作成させる。その際、担当研究職員に学生のレポート内容の妥当性等について意見を求める。レポート完成後、研究チーム派遣実習報告会を開催する（12月上旬頃）。
- (6) (1)～(5)を総合的に勘案して、教育指導専門職は学生の成績評価を行う。

(様式1)

研究チーム派遣実習 実習日誌

学籍番号

氏名

実習先		研究所	研究領域	
日・時間帯		実習内容		実施場所
月	午前			
	午後			
日 (木)	午前			
	午後			
月	午前			
	午後			
日 (金)	午前			
	午後			
実習で得られた知識・技術等		----- ----- ----- -----		
実習の感想・反省点等		----- ----- ----- -----		
担当研究職員等からのコメント・連絡事項等		----- ----- ----- -----	確認印 または サイン	

注：実施場所の欄は、「実験室」、「資料室」、「ほ場」などを記入する。

(様式2)

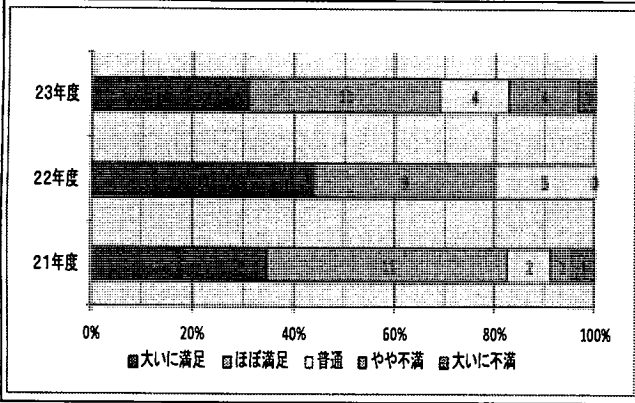
研究チーム派遣実習 実習終了報告書

派遣学生	学籍番号	氏名		
担当教育指導 専門職	氏名	電話	メール	@affrc.go.jp
派遣実習先	研究所	研究領域		
担当研究職員	氏名	電話	メール	@affrc.go.jp
副担当	氏名	電話	メール	@affrc.go.jp
実習課題名				
実習の目標				
項目	評価	評価基準		
実習態度		・真摯な態度で積極的に実習に臨んでいた者をA、 ・実習に対し消極的な姿勢又は不真面目な者をC、 ・その中間をBとする。		
理解度		・指示したことや教えたことを概ね的確に理解できた者をA ・指示したことや教えたことを的確に理解できないことが度々あった者をC、 ・その中間をBとする。		
努力の程度		・実習の目標を達成しようとしてよく努力した者をA、 ・実習の目標達成に対し、明らかに努力不足の者をC、 ・その中間をBとする。		
目標到達度		・実習の目標を概ね達成した者をA、 ・実習の目標をほとんど達成できていない者をC、 ・その中間をBとする。		
評価についての 総括的な コメント	----- ----- ----- -----			
卒業後の営農 等についての アドバイス	----- ----- ----- -----			

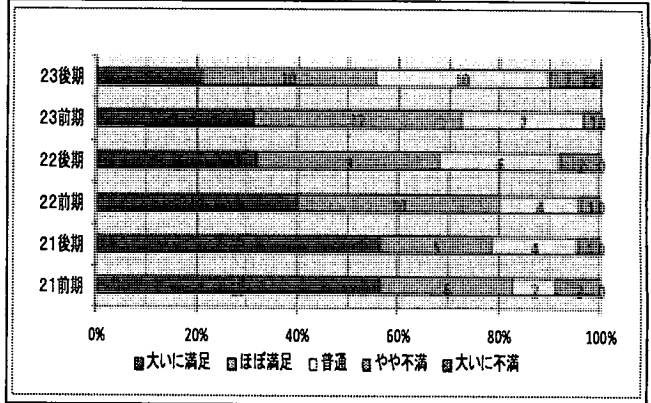
注：実習課題名、実習の目標の欄は、実習計画書に記したことを転記する。

研究チーム派遣実習アンケート結果

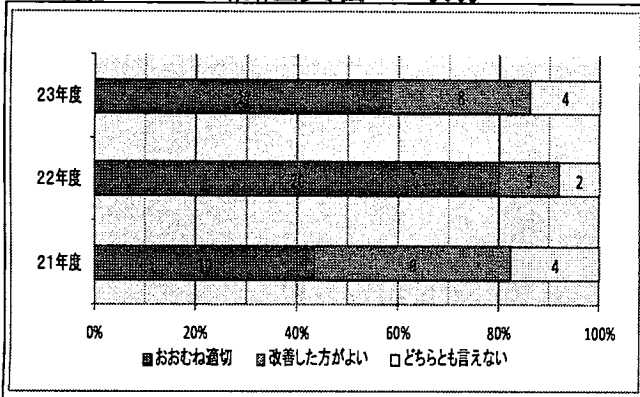
○研究チームの選択



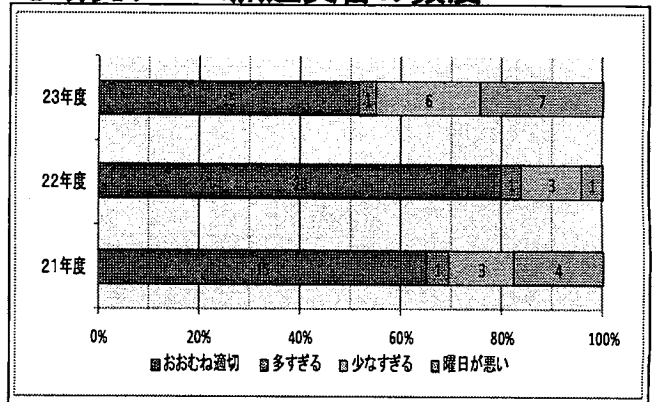
○研究チームの実習内容



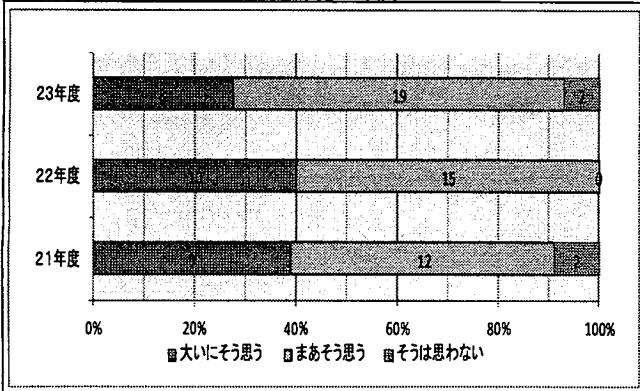
○研究チーム派遣実習の時期



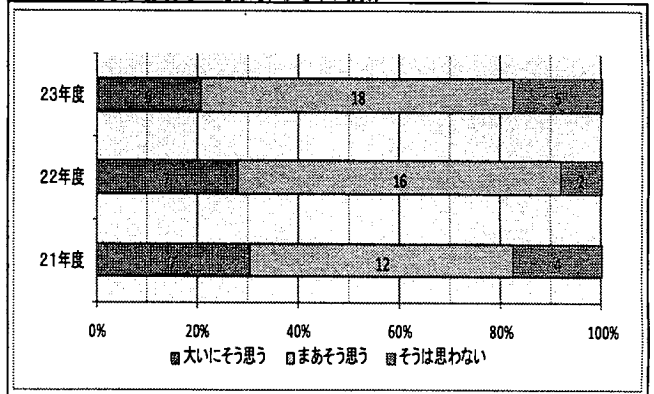
○研究チーム派遣実習の頻度



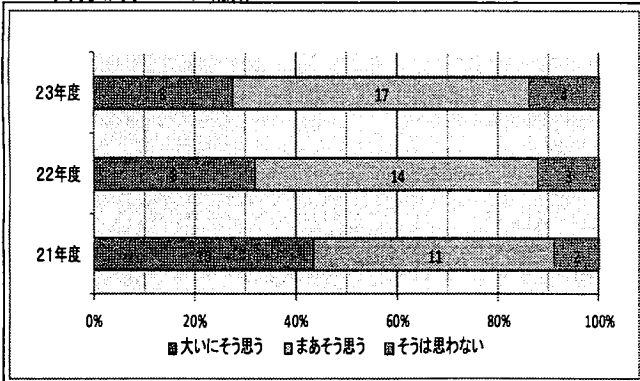
○研究チーム派遣実習の成果 (科学的なものの見方・考え方)



○研究チーム派遣実習の成果 (高度な技術・専門的な知識)



○研究チーム派遣実習の成果 (研究者との人脈)



平成22年度 農 作 業 実 習 計 画

月・日		4月			5月			6月				
		第2週	第3週	第4週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	
時限		14日(水)	21日(水)	28日(水)	12日(水)	19日(水)	26日(水)	2日(水)	9日(水)	16日(水)	22日(火)	
実 習 内 容	第1時限 13:00 ~ 14:00	オリエンテーション ・講師等紹介 ・実習内容のポイント紹介 ・グループ分け ・事務連絡等	農具による耕起整地作業 ・農具 ・万能による耕起作業 ・鍬による作畦	果樹研究所実習 ・摘蕾及び摘花作業	水稻育苗種子準備 ・水稻種子の脱芒・塩水選・種子消毒	畜試草地研究所実習 ・畜草研の概要	代掻き作業 ・代掻き等の田植え直前作業	慣行移植機による田植え ・田植え作業の実際を学ぶ	耕耘畝立て(さつまいも) ・畑作における耕耘・畝立て作業技術を学ぶ	イモ類収穫作業全般 ・収穫機による収穫作業	圃場周囲除草 ・乗用草刈り機や刈払機等の除草機の使い方を習得する	
		担当	[1科長]	<染谷班長>	[1科長]	<栽培・環境班>	[1科長]	<機械班>	<機械班> <開発普及班>	[3科長]	<機械班>	<機械班>
		圃場見学(本部地区) ・精密圃場 ・大型機械化圃場 ・高機能隔離圃場 ・B地区	小型機械による耕耘畝立て作業 ・小型管理機 ・ローター耕耘 ・マルチ張り作業	・摘蕾及び摘花作業	育苗トレイへの播種 ・水稻の汎用苗作り	鶏舎見学 ・採卵作業	同上	ロングマット苗の巻き取り作業 ・田植機にロングマット苗を設置、調整	耕耘畝立て(さつまいも) ・さつまいもの畝を立ててみる	同上	同上	
	担当	[科長補佐]	<染谷班長>	[1科長]	<栽培・環境班>	[1科長]	<機械班>	<機械班> <開発普及班>	<機械班>	<機械班>	<機械班>	
	第3時限 15:00 ~ 16:00	農機具の補修 ・溶接 ・機械整備 ・安全対策と資料	トラクターによる施肥耕起作業 ・施肥機 ・施肥・播種同時作業	・摘蕾及び摘花作業	ロングマット水耕育苗 ・中央農研開発の新水稻育苗技術を体験する	・農機具庫堆肥関係施設見学	同上	ロングマット移植機による田植え ・新しい田植え技術を体験する	挿苗(さつまいも) ・さつまいもの苗を植付けてみる	同上	同上	
		担当	<檜山班長>	<檜山班長>	[1科長]	<開発普及班>	[1科長]	<機械班>	<機械班> <開発普及班>	<サツマイモ班>	<機械班>	<作物班>
	場 所	本部地区	本部地区	果樹研究所	谷和原水田圃場	畜産草地研究所	谷和原水田圃場	谷和原水田圃場	谷和原畑圃場	谷和原畑圃場	谷和原畑圃場	

筑波大学生命環境学群と独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
農業者大学校との授業公開に関する協定書

筑波大学生命環境学群（以下「甲」という。）と独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業者大学校（以下「乙」という。）は、相互の授業公開に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互に授業を公開することによって、教育内容の充実と学生の資質向上を図ることを目的とする。

（実施形態）

第2条 前条の目的を遂行するため、甲及び乙は、それぞれの授業科目の一部を公開授業として実施する。

2 甲及び乙は、公開授業に係る授業科目名、授業担当教員名、実施時期、受講の条件及び受入可能人数を相互に提示するものとする。

（受講生の推薦）

第3条 甲及び乙は、前条第2項の受講の条件及び受入可能人数の範囲内で、公開授業の受講に必要な意欲、適性及び能力を持った学生を相互に推薦する。

（受講生の受入れ等）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により推薦された学生を、公開授業の受講生として受け入れるものとする。

（受講料等）

第5条 受講生の受講料は、相互に徴収しないものとする。ただし、テキスト代等の実費が必要となる場合は、これを徴収することができる。

（施設・設備の利用）

第6条 甲及び乙は、受講生が受講上必要とする施設・設備の利用について、便宜を供与する。

（修了証書）

第7条 甲及び乙は、受講生に対し、公開授業の受講状況を確認の上、修了証書を交付する。

(遵守事項等)

第8条 受講生の遵守事項等は、甲又は乙の定めるところによる。甲及び乙は、受講生が前項の遵守事項に違反し、又は受講生としてふさわしくない行為があったと認めたときは、相手方と協議の上、受講の許可を取り消すことができる。

(保険の加入)

第9条 甲及び乙は、受講生に対し、学生教育研究災害傷害保険等への加入を指導するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定書の有効期間は、この協定の締結日から平成22年3月31日までとする。

2 この協定書の有効期間満了の日の3月前までに、甲乙いずれから協定を更新しない旨の書面の意思表示がない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合若しくは改訂の必要がある場合又はこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

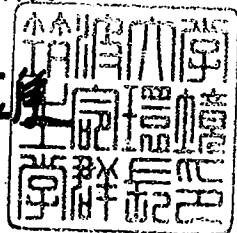
この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成21年3月3日

甲 茨城県つくば市天王台 1-1-1

筑波大学生命環境学群長

金井幸雄



乙 茨城県つくば市観音台 2-1-12

独立行政法人農業・食品産業技術

総合研究機構農業者大学校長

佐々木義之



農業経営者教育及び就農の促進に係る連携協力に関する協定書

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）と社団法人日本農業法人協会（以下「農業法人協会」という。）とは、農業経営者の育成及び就農を促進するための支援を連携協力して実施するに当たり、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、農研機構と農業法人協会が相互に連携協力して、今後の我が国農業・農村を牽引する担い手となるべき農業経営者の育成及び就農を促進するための支援を行うことにより、我が国農業の発展と豊かな国民生活に資することを目的とする。

（実施の組織）

第2条 農研機構において、この協定を実施する組織は、農業者大学校とする。

（連携協力）

第3条 農業者大学校と農業法人協会は、農業経営者の育成及び就農を促進するための支援として、次の各号に掲げる事項について連携協力を行う。

- 一 農業法人協会は、農業者大学校がその学生（以下「学生」という。）に対して行う「第一線で活躍する農業経営者による講義」に関し、農業者大学校から講師選定の依頼を受けた場合には、講師としての適任者を選定し、推薦する。
- 二 農業法人協会は、農業者大学校が行う先進経営体等派遣実習等の農業実習に関し、学生の受入れ先の決定に必要な情報を提供する。
- 三 農業法人協会は、学生の就農先の確保と農業法人の中核となるべき人材の確保のため、農業者大学校の業務に支障のない範囲内で、学生の希望に基づき、学生に対し、農業法人協会の会員である農業生産法人等（以下「会員」という。）への就職情報の提供・助言、円滑な就職に向けた農業実習等の情報提供を行うことができるものとする。
- 四 農業者大学校は、特別講義を開催する場合は、農業法人協会に通知するものとし、農業法人協会及び会員は、農業者大学校の業務に支障のない範囲内で、これに参加することができるものとする。
- 五 農業者大学校と農業法人協会は、それぞれが実施する業務の範囲内において、それぞれが実施するイベントの共催又は後援及び広報などへの協力をするとともに、学生又は会員にその参加を呼びかけるものとする。
- 六 農業法人協会は、農業者大学校の農業関係団体等推薦団体として、積極的に学生募集に取り組み、優秀な学生の確保に努めるものとする。

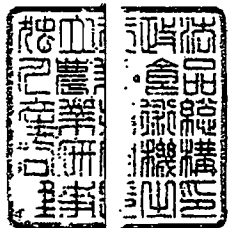
2 前項各号に掲げる連携協力に関する事項についての具体的な内容については、農業者大学校と農業法人協会とが相互に協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第4条 農研機構及び農業法人協会は、本協定を実施することにより相手方当事者から入手した個人を特定できる情報や個別農業経営に関する具体的情報などの情報（以下「秘密情報」という。）を前条第1項各号に掲げる連携協力を行う目的以外の目的に使用してはならない。ただし、当該秘密情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、この限りではない。

- 一 相手方当事者から開示を受けたときにおいて、既に公知となっているもの
- 二 相手方当事者から開示を受けた後に、開示を受けた当事者の責によらず公知となったもの
- 三 相手方当事者から開示を受けたときにおいて、既に自ら保有していたもの
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの
- 五 法令に基づき政府機関等から開示を要求されたもの

2 農研機構及び農業法人協会は、相手方当事者から入手した秘密情報を事前の承諾を得ずに第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。また、相手方当事者の事前の承諾を得て第三者に開示する場合であっても、当該第三者に対し、この条の規定と同等の義務を課すものとする。

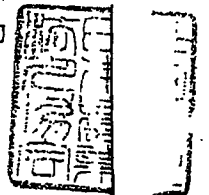


(協定の内容の変更又は中止)

第5条 農研機構及び農業法人協会は、本協定の内容を変更する必要があるとき、又はやむを得ない事由により本協定の継続が困難となったときは、相互に協議の上、本協定の内容を変更し、又は本協定を中止することができる。

(本協定と他の連携協力等の関係)

第6条 本協定は、農研機構が農業法人協会以外の者と、又は農業法人協会が農研機構以外の者と連携協力して、農業経営者の育成及び就農を促進するための支援に関する活動を実施することを妨げるものではない。



(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成23年3月31日までとする。

2 農研機構及び農業法人協会は、本協定の有効期間の延長を希望する場合には、有効期間満了の日の3ヶ月前までに相手方に協議するものとする。

(その他)

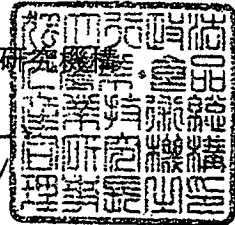
第8条 本協定に定めのない事項、その他本協定の実施に関して疑義が生じた場合には、相互が誠意を持って協議の上、円滑に解決を図るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、農研機構及び農業法人協会が記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成20年2月4日

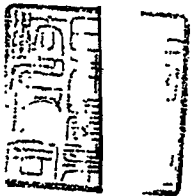
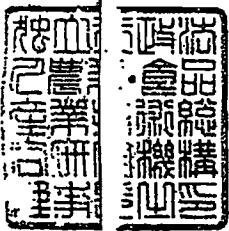
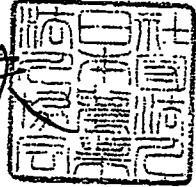
茨城県つくば市観音台3丁目1番地1
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事長

堀江 武



東京都港区虎ノ門1丁目25番5号
社団法人日本農業法人協会
会長

長谷川 久夫



平成20年度先端的水田農業経営戦略コース

【前期集合教育】 平成20年12月1日(月)～12月5日(金)

	時間	内 容 ・ 講 師
12/1 (月)	14:00	開講式・オリエンテーション
	14:30	演習 「自家経営の現状と課題」を各自発表 助言者 中央農業総合研究センター 研究管理監 増淵隆一 中央農業総合研究センター 研究管理監 寺島一男
	16:00	施設案内
		交流会
12/2 (火)	9:00	講義 「高生産性水田農業確立に向けた輪作体系技術」 中央農業総合研究センター 研究管理監 寺島一男
	10:30	講義 「直播技術を中心とした水稻低コスト化技術」 中央農業総合研究センター 研究管理監 寺島一男
	12:00	昼休み
	13:00	講義 「湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS」」 農村工学研究所 農村総合研究部 水田汎用化システム研究チーム長 藤森新作
	14:30 ～16:00	講義 「麦の高品質安定栽培技術」 中央農業総合研究センター 関東東海水田輪作研究チーム長 渡邊好昭
12/3 (水)	9:00	講義 「高温による胴割米の発生軽減技術など地球温暖化への適応策」 近畿中国四国農業研究センター四国研究センター 稲収量性研究近中四サブチーム主任研究員 長田健二
	10:30	講義 「製麺適性等に優れた麦品種の開発と利用」 作物研究所 めん用小麦研究チーム長 小柳敦史
	12:00	昼休み
	13:00 ～17:00	見学 「つくば研究機関見学」 中央農業総合研究センター、作物研究所、農村工学研究所 農業生物資源研究所
12/4 (木)	9:00	演習 「農業経営の財務分析の実際と経営計画手法」(パソコン教室) 中央農業総合研究センター 農業経営研究チーム長 梅本 雅
	12:00	昼休み
	13:00	演習 「営農計画策定支援システムBFMの利用方法」(パソコン教室) 中央農業総合研究センター 農業経営研究チーム 大石 亘
12/5 (金)	9:00	演習 「農業経営意思決定支援システムによる経営分析」 中央農業総合研究センター 農業経営研究チーム 松本浩一
	12:00	前期閉講式

【後期集合教育】 平成21年7月27日(月)～7月31日(金)

	時間	内 容 ・ 講 師
7/27 (月)	14:00	オリエンテーション
	14:30 ～	演習 「在宅学習のレポートの発表・講評」 助言者 中央農業総合研究センター 研究管理監 増淵隆一 中央農業総合研究センター 農業経営研究チーム長 梅本 雅
		交流会
7/28 (火)	9:00	講義 「ゲノム情報を利用した新品種の開発」 作物研究所 稲マーカー育種研究チーム長 安東郁男
	10:30	講義 「様々な用途向きの稲品種の開発と利用」 作物研究所 低コスト稲育種研究チーム長 春原嘉弘
	12:00	昼休み
	13:00	講義 「豆腐加工適性等に優れた大豆品種の開発と利用」 作物研究所 大豆育種研究チーム長 羽鹿牧太
	14:30 15:30	講義 「米をめぐる情勢」 前農林水産省総合食料局食糧部計画課長 枝元真徹 見学 「食品総合研究所見学」 (米のDNA品種判別技術、米粉利用技術など)
7/29 (水)	9:00 ～17:00	現地見学・現地講義 「新農業機械の開発動向」 生物系特定産業技術研究支援センター(埼玉県) 「無農薬・有機のイネづくり」 NPO法人 民間稲作研究所(栃木県)
	7/30 (木)	9:00
10:30		講義 「商品開発の手法」 中央農業総合研究センター マーケティング研究チーム 星野康人
12:00		昼休み
7/31 (金)	13:00 ～16:00	演習 「ケース・メソッドによる経営意思決定のトレーニング」 中央農業総合研究センター 農業経営研究チーム長 梅本 雅
	9:00 10:30	講義 「大豆の安定多収生産「大豆300A技術」」 株式会社クボタ 技術顧問 有原文二 演習 「受講の感想と今後の自家経営の方向」 助言者 中央農業総合研究センター 研究管理監 増淵隆一 中央農業総合研究センター 研究管理監 寺島一男
	12:00	閉講式 修了証書授与

平成20年度先端的自給型畜産コース

【前期集合教育】 平成20年11月10日(月)～11月14日(金)

	時間	内 容 ・ 講 師
11/10	11:00	開講式・オリエンテーション
	12:00	昼休み
	13:00 ～16:00	基調講義 「バイオマス燃料と国際穀物需給」 日本大学 教授 大賀圭治
11/11 (火)	9:00	講義 「自給飼料増産の課題と推進方策」 農林水産省 生産局畜産部畜産振興課課長補佐 相田剛伸
	12:00	昼休み
	13:00 ～16:00	講義 「飼料稲の利用と稲発酵粗飼料の意義」 中央農業総合研究センター 関東飼料イネ研究チーム長 石田元彦
11/12 (水)	9:00	講義 「多様な耕畜連携事例(共通的な課題と様々な対応策)」 新潟地域振興局 主査普及指導員 荒木 創
	12:00	昼休み
	13:00 ～16:00	演習 「稲発酵粗飼料の給与技術(給与設計の考え方)」 畜産草地研究所 飼料調製給与研究チーム長 野中和久
11/13 (木)	9:00	講義 「飼料生産における組織化・外部化(コントラクター)の状況」 JA全農 技術主管 千葉寿夫
	12:00	昼休み
	13:00 ～16:00	討論 「耕畜連携」 司会者 校長 佐々木義之 助言者 JA全農 技術主管 千葉寿夫 畜産草地研究所 山地畜産研究チーム主任研究員 宮路広武
		交流会
11/14 (金)	9:00 ～12:00	講義 「エコフィードの現状と将来展望」 畜産草地研究所 機能性飼料研究チーム長 川島知之
		個別相談

【後期集合教育】 平成21年6月15日(月)～6月19日(金)

	時間	内 容 ・ 講 師
6/15 (月)	13:00 ～16:00	基調講義 「飼料自給戦略への提言」 酪農学園大学 教授 荒木和秋
	6/16 (火)	9:00
12:00		昼休み
13:00 ～16:00		演習 「在宅学習中のレポート発表」 司会者 校長 佐々木義之 助言者 JA全農 技術主管 千葉寿夫 松永牧場 場長 松永和平 農林水産省 生産局畜産振興課課長補佐 相田剛伸 畜産草地研究所 企画管理部研究調整役 大同久明
		交流会
6/17 (水)	9:00	講義 「稲発酵粗飼料の経済的評価 TMRセンターの現状と課題」 畜産草地研究所 山地畜産研究チーム主任研究員 宮路広武
	12:00	昼休み
	13:00 ～16:00	講義 「コントラクターの設立と安定的な組織運営」 帯広市川西農業協同組合 畜産部長 谷本憲治
6/18 (木)	9:00 ～16:00	現地見学 那須TMR株式会社 (コントラクター組織・稲発酵粗飼料) 畜産草地研究所那須研究拠点 (飼料自給型畜産に向けた技術開発の現状)
	6/19 (金)	9:00
12:00		昼休み
13:00		閉講式 修了証書授与 個別相談

平成20年度先端的花き経営発展コース

【前期集合教育】 平成20年10月8日(水)～10月10日(金)

	時間	内 容・講 師
10/8 (水)	11:00	開講式・オリエンテーション
	12:00	昼休み
	13:00	演習 自らの花き経営の現状と課題を各自発表 助言者 日本フラワーカレッジ 校長 今西英雄
	15:00 ～17:00	講義 「花き産業の動向」 農林水産省 生産流通振興課花き産業振興室長 表 尚志 交流会
10/9 (木)	9:00	講義 「全国で問題となっている花き病害」 花き研究所 生育開花調節研究チーム長 築尾嘉章
	10:30	講義 「花き類病害研究の新展開と環境保全型防除技術」 花き研究所 生育開花調節研究チーム長 築尾嘉章
	12:00	昼休み
	13:00 ～17:00	講義 「花き経営実践者の取り組み」 グローバルゼーションの下での個性ある花き経営実践者 黒白秀之(洋ラン) 久家源一(グラジオラス、アルストロメリア)
10/10 (金)	9:00	講義 「花き経営に役立つ省エネルギー技術等」 花き研究所 企画管理室長 岡野邦夫
	12:00	昼休み
	13:00	見学 「研究機関見学」 花き研究所、種苗管理センター
	15:00	解散

【中期集合教育】 平成21年1月21日(水)～23日(金)

	時間	内 容・講 師
1/21 (水)	10:00	講義 「世界の花き生産と流通の動向」 (株)フラワーオークションジャパン 物流本部副本部長 長岡 求
	12:00	昼休み
	13:00	講義 「花の育種の考え方と実際」 花き研究所 新形質花き開発研究チーム上席研究員 小野崎 隆
	15:00 ～17:00	講義 「種苗法・知的財産制度の活用」 金澤 美浩、中曾根 健

1/22 (木)	9:00	講義 「グローバルゼーション下の花き経営のヒント」 千葉大学 園芸学部教授 安藤敏夫
	12:00	昼休み
	13:00 ～16:00	演習 「特徴のある花き経営の方向」 在宅学習レポートを発表 助言者 日本フラワーカレッジ 校長 今西英雄 茨城県農業総合センター 園芸研究所花き研究室長 本園竹司
		交流会
1/23 (金)	9:00	見学 「先進農業経営体現地見学」 千葉県 丸朝園芸農業協同組合 茨城県 (株) ケプラナガトヨ 茨城県 幸花園
	17:00	解散

【後期集合教育】 平成21年7月6日(月)～8日(水)

	時間	内 容・講 師
7/6 (月)	10:00	講義 「小売から見た花の消費トレンド」 (株)大田花き 営業本部第三グループマネージャー 穴戸 純
	12:00	昼休み
	13:00 ～17:00	講義 「花ビジネスの展開方向」 日本フローラルマーケティング協会会長、法政大学経営大学院 教授 小川孔輔
		交流会
7/7 (火)	9:00	話題提供 「種苗の輸入及び花きの輸出の実践者」 岩手県八幡平市 花き研究開発センター 所長 日影孝志
	12:00	昼休み
	13:00 15:00	講義 「契約書を作成する際の留意点」 機構本部 情報広報部知的財産センター長 山本真也 講義 「施設花き生産における光利用の可能性を探る」 花き研究所 生育開花調節研究チーム主審研究員 久松 完
7/8 (水)	9:00	発表 「特徴のある花き経営を展開するための具体的方法と手順」 助言者 日本フラワーカレッジ校長 今西英雄 茨城県農業総合センター生物工学研究所 研究調整監 本園竹司
	12:00	昼休み
	13:00	閉講式 修了証書授与 個別相談

平成21年度水田農業技術革新コース

【前期集合教育】 平成21年12月1日(火)～12月4日(金)

	時間	内 容 ・ 講 師
12/1 (火)	13:15	開講式・オリエンテーション
	13:30	討議 「自家経営の現状と課題」を各自発表 助言者 中央農業総合研究センター 農業経営研究チーム長 梅本 雅
	15:00 ～16:30	講義 「米作りは最先端ビジネスになる」 日本キヌカ蒔 代表取締役社長 長田竜太 (本校17期生)
		交流会
12/2 (水)	9:00	講義 「輪作体系技術など水田農業を支える新技術の開発と未来」 中央農業総合研究センター 研究管理監 寺島一男
	10:30	講義 「飼料イネ技術について」 中央農業総合研究センター関東飼料イネ研究チーム主任研究員 石川哲也
	12:00	昼休み
	13:00 ～16:30	講義 「農業経営意思決定支援システムによる経営分析」 中央農業総合研究センター農業経営研究チーム主任研究員 松本浩一
12/3 (木)	9:00	講義 「温暖化が水稻生産に及ぼす影響と適応策」 近畿中国四国農業研究センター稲収量性研究近中四サブチーム 主任研究員 長田健二
	10:30	講義 「地下水位制御システム「FOEAS」」 農村工学研究所水田汎用化システム研究チーム長 原口暢朗
	12:00	昼休み
	13:00 ～16:30	見学 「つくば研究機関見学」 ①中央農業総合研究センター ②農村工学研究所 ③農業生物資源研究所 ④作物研究所
12/4 (金)	9:00	講義 「水稻の病害管理の最新技術」 中央農業総合研究センター 研究管理監 藤田佳克
	10:30	講義 「水稻の虫害管理の最新技術」 中央農業総合研究センター斑点米カメムシ研究チーム長 渡邊朋也
	12:00	昼休み
	13:00	講義 「飼料用と業務用の新しい水稻品種とその利用」 作物研究所低コスト稲育種研究チーム上席研究員 加藤 浩
	14:45	解散

【後期集合教育】 平成22年7月28日(水)～7月30日(金)

	時間	内 容 ・ 講 師
7/28 (水)	11:00	講義 「直播技術を中心とした水稻低コスト化技術」 作物研究所企画管理室長 寺島一男
	12:30	昼休み
	13:15	討議 「在宅学習中のレポートの発表」 助言者 作物研究所企画管理室長 寺島一男 中央農業総合研究センター研究管理監 梅本 雅
	15:30 ～17:00	見学 「研究所見学」 食品総合研究所 (米 DNA 品種判別技術、米粉パンに関する研究紹介など)
		交流会
7/29 (木)	8:30 ～17:00	現地見学・現地講義 「新農業機械の開発動向」 生物系特定産業技術研究支援センター (埼玉県) 「無農薬・有機のイネづくり」 NPO法人 民間稲作研究所 (栃木県)
	7/30 (金)	9:00
	10:30	講義 「土壌肥料の最新技術」 中央農業総合研究センター土壌作物分析診断手法高度化研究チ ーム上席研究員 太田 健
	12:00	昼休み
	13:00	講義 「多様な新形質米の特長と米粉等の多用途利用について」 作物研究所米品質研究チーム長 鈴木保宏
	14:15	閉講式 修了証書授与

平成21年度先端的花き経営発展コース

【前期集合教育】 平成21年10月7日(水)～10月9日(金)

	時間	内 容 ・ 講 師
10/7 (水)	13:00	開講式・オリエンテーション
	13:30	演習 自らの花き経営の現状と課題を各自発表 助言者 茨城県農業総合センター 生物工学研究所 研究調整監 本園竹司
	15:00 ～17:00	講義 「花き産業の動向」 農林水産省 生産流通振興課 花き産業振興室長 表 尚志
		交流会
10/8 (木)	9:00	講義 「全国で問題となっている花き病害」 花き研究所 生育開花調節研究チーム主任研究員 佐藤 衛
	10:30	講義 「花き類病害研究の新展開と環境保全型防除技術」 花き研究所 生育開花調節研究チーム主任研究員 佐藤 衛
	12:00	昼休み
	13:00 ～17:00	講義 「花き経営実践者の取り組み」 グローバリゼーションの下での個性ある花き経営実践者 平野和実(愛知県) 菅谷博昭(福島県)
10/9 (金)	9:00	講義 「花き経営に役立つ省エネルギー技術等」 東京都農林総合研究センター 副参事研究員 島地英夫
	12:00	昼休み
	13:00	見学 「研究機関見学」 花き研究所、他
	15:00	解散

【中期集合教育】 平成22年1月20日(水)～22日(金)

	時間	内 容 ・ 講 師
1/20 (水)	9:45	開講式・オリエンテーション
	10:00	講義 「世界の花き生産と流通の動向」 (株)フラワーオークションジャパン 物流本部副本部長 長岡 求
	12:00	昼休み
	13:00	講義 「花の育種の考え方と実際」 花き研究所 新形質花き開発研究チーム 上席研究員 小野崎 隆
	15:00 ～17:00	講義 「種苗法・知的財産制度の活用」 常陸野カーネーション組合 組合長 沼田弘樹
		交流会

1/21 (木)	9:00	講義 「グローバリゼーション下の花き経営のヒント」 千葉大学 園芸学部教授 安藤敏夫
	12:00	昼休み
	13:00 ～16:00	演習 「特徴のある花き経営の方向」 在宅学習レポートを発表 助言者 茨城県農業総合センター 生物工学研究所 研究調整監 本園竹司
1/22 (金)	9:00	見学 「先進農業経営体現地見学」 埼玉県 有限会社 黒白洋蘭園 栃木県 株式会社 キヌナーセリー
	15:30	現地解散(宇都宮駅)

【後期集合教育】 平成22年7月6日(火)～8日(木)

	時間	内 容 ・ 講 師
7/6 (火)	9:00	講義 「花ビジネスの展開方向」 日本フローラルマーケティング協会会長、法政大学経営大学院教授 小川孔輔
	12:00	昼休み
	13:00 ～17:00	話題提供 「種苗の輸入及び花きの輸出の実践者」 岩手県八幡平市 花き研究開発センター 所長 日影孝志
		交流会
7/7 (水)	9:00	映像教材
	10:00	講義 「小売から見た花の消費トレンド」 株式会社大田花き花の生活研究所 代表取締役社長 桐生 進
	12:00	昼休み
	13:00	講義 「施設花き生産における光利用の可能性を探る」 花き研究所 生育開花調節研究チーム 主任研究員 久松 完
7/8 (木)	15:00	先進地見学 ポケットファームときどき
	9:00	講義 「品種保護制度と利用許諾」 機構本部 情報広報部知的財産センター長 山本真也
7/8 (木)	11:00	発表 「特徴のある花き経営を展開するための具体的方法と手順」 助言者 日本フラワーカレッジ校長 今西英雄 茨城県農業総合センター 研究管理監 本園竹司
	12:00	昼休み
	13:00	閉講式 修了証書授与 個別相談

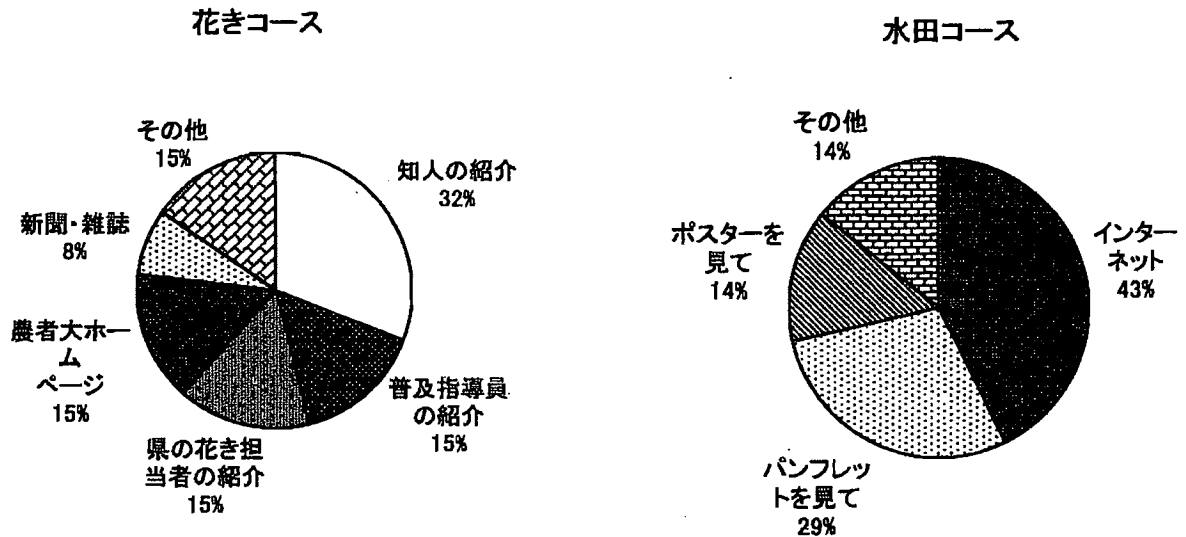
平成21年度農業者教育発展コース

【理論編】 平成21年11月11日(水)～11月13日(金)

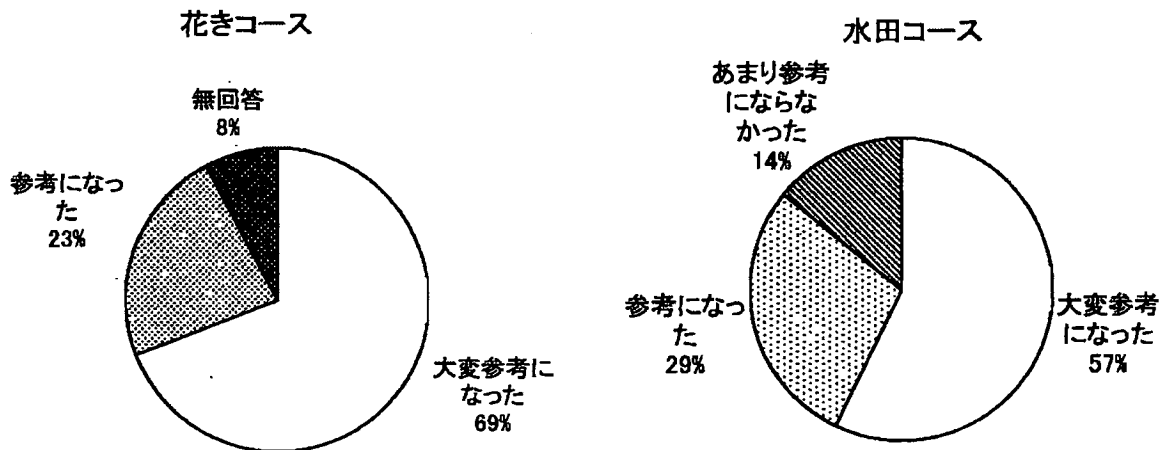
	時間	内 容 ・ 講 師
11/11 (水)	13:00	JR東浦和駅集合・開講式
	13:15	現地見学 「見沼田んぼ」 特別講義 東京大学名誉教授 元都留文科大学学長 大田 堯
	16:00	本校へ移動
		交流会
11/12 (木)	9:00	経営事例研究 助言者 宇都宮大学名誉教授 柿崎京一 筑波大学大学院 教授 納口るり子
	12:00	
	13:00	特別講義 「農業経営と地域活性化」 農林水産省 大臣官房政策課企画官 木村俊昭
	16:00	講義 「農業研究最新情報」 機構本部 研究調査チーム長 竹中重仁
11/13 (金)	9:00	各研究所訪問 各自の技術・経営課題解決に関連する研究機関
	12:00	解散

平成20年度専修科セミナーコースアンケート結果の概要

問:あなたは専修科のコースを何によって知りましたか？



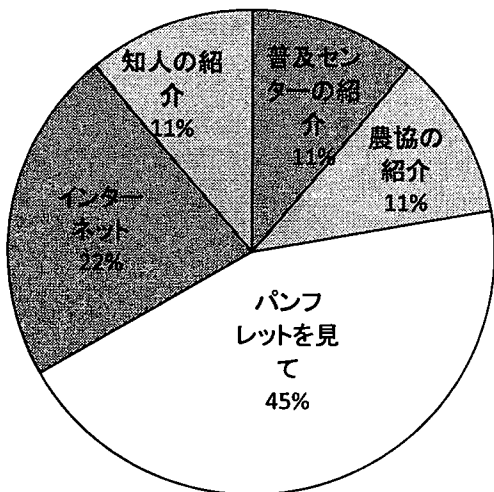
問:あなたは授業を受けて全体としてどのように思いましたか？



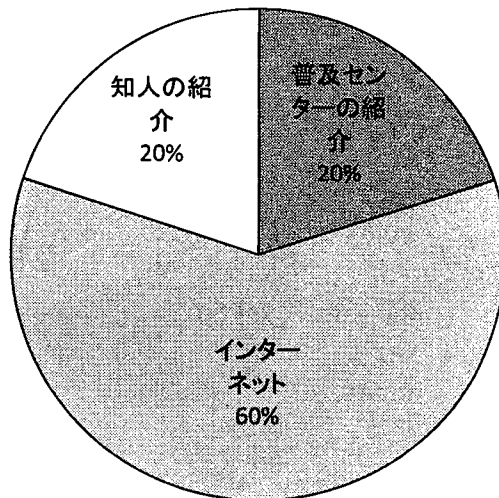
平成21年度専修科セミナーコースアンケート結果

Q1 あなたは専修科のコースを何によって知りましたか？

【水田】

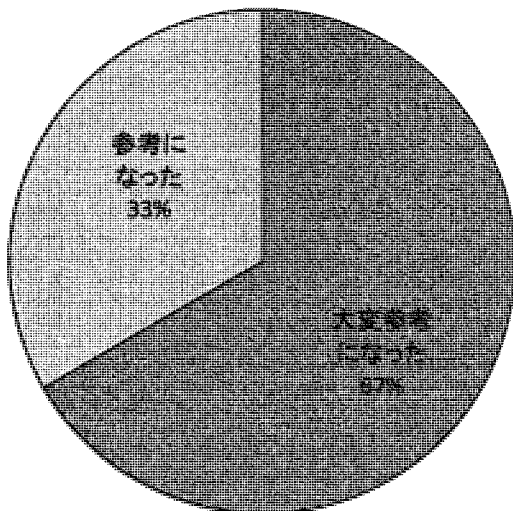


【花き】

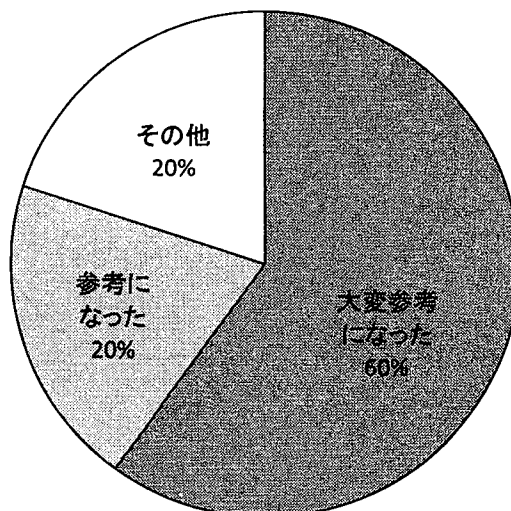


Q2 あなたは授業を受けて、全体としてどのように思いましたか？

【水田】



【花き】



農業者大学校教育応援団

◆農業者大学校では、我が国の学術・文化・経済などの幅広い分野のオピニオンリーダーの方々から本校の教育活動に対してご賛同をいただき「教育応援団」を組織しています。

◆教育応援団の方々には、広報活動への協力、特別講義などをお願いしています。

氏 名	所 属 ・ 役 職
足立原 貫	NPO法人農業開発技術者協会・農道館 理事長
荒蒔 康一郎	キリンホールディングス株式会社 相談役
池戸 重信	宮城大学食産業学部フードビジネス学科 教授
市田 知子	明治大学農学部 准教授
稲泉 博己	東京農業大学国際食料情報学部 准教授
稲葉 光國	NPO法人民間稲作研究所 理事長
今村 奈良臣	東京大学 名誉教授
上原 征彦	明治大学大学院グローバルビジネス研究科 科長
内山 節	立教大学大学院 教授、NPO法人森づくりフォーラム 代表理事
宇根 豊	NPO法人農と自然の研究所 代表理事
梅沢 昌太郎	日本大学大学院商学研究科 教授
大泉 一貫	宮城大学 副学長・事業構想学部長
太田 豊秋	全国農業会議所 会長
大野 和興	農業ジャーナリスト
長田 竜太	日本キヌカ株式会社 代表取締役
金子 美登	霜里農場 代表、NPO法人全国有機農業推進協議会 理事長、小川町議会議員
家老 洋	長岡市議会議員
栗田 和則	暮らし考房主宰、山形大学 非常勤講師
栗田 キエ子	暮らし考房主宰
見城 美枝子	青森大学社会学部 教授
齋藤 修	千葉大学大学院園芸学研究科 教授
桜井 直文	明治大学法学部 教授
生源寺 眞一	名古屋大学大学院生命農学研究科長 教授
菅井 益郎	國學院大學経済学部 教授
杉山 経昌	宮崎県綾町葡萄園経営
高橋 智子	山梨大学大学院 准教授
田嶋 一	國學院大學文学部 教授
塚本 晃子	ビジネス・マナー・コンサルティング 代表
徳野 貞雄	熊本大学文学部 教授
中村 桂子	JT生命誌研究館 館長
中村 靖彦	農政ジャーナリスト、東京農業大学 客員教授、女子栄養大学 客員教授
野中 和雄	中山間フォーラム副会長、食・農・水・里コンシェルジュ
服部 信司	東洋大学大学院経済学研究科 教授
服部 幸應	学校法人服部学園 理事長、服部栄養専門学校 校長、医学博士
藤田 富士男	作家、相模女子大学 講師
堀口 健治	早稲田大学 常任理事・副総長・政治経済学術院教授
松崎 昭雄	森永製菓株式会社 顧問
水野 葉子	(有)リーファース 代表取締役、NPO法人生物多様性農業支援センター 常務理事
陽 捷行	北里大学 副学長
宮城 道子	十文字学園女子大学人間生活学部 教授
宮田 勇	(学)酪農学園 理事、全国農業協同組合中央会 顧問、新篠津村農業協同組合 顧問
宮脇 昭	(財)地球環境戦略研究機関 国際生態学センター長
三輪 睿太郎	東京農業大学 教授
村尾 嘉孝	村尾人財総合研究所 所長
山崎 一之	おけら牧場、(有)三國湊物語 代表取締役
山崎 洋子	おけら牧場、(有)三國湊物語 理事

◎他に匿名での登録者が1名いらっしゃいます。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業者大学校評議会規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構教授業務実施規程（20規程第111号。以下「規程」という。）第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に設置する農業者大学校評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営等評議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織等)

第2条 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- 一 理事長
 - 二 理事（総務・農業者大学校担当）
 - 三 理事（産学官連携・評価担当）
 - 四 理事（研究管理担当）
 - 五 農業者大学校長
 - 六 研究機構の役員又は職員以外の者で学識経験者又は農業経営者のうちから、理事長が委嘱する者 10名程度
- 2 前項第6号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第6号の評議員に欠員が生じた場合における補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 評議会は、次に掲げる教授業務（規程第1条に規定する教授業務をいう。以下同じ。）に関する事項について審議する。

- 一 教育の基本的方向に関すること。
- 二 教育計画の策定及び見直しに関すること。
- 三 教育の進捗状況に関すること。
- 四 就農についての支援に関すること。
- 五 その他教授業務に関する重要事項

(招集等)

第4条 評議会は、理事長が招集する。

- 2 評議会は、評議員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 評議会は、必要があると認めるときは、評議員以外の者を出席させることができる。

(議長)

第5条 評議会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長に事故があるときは、理事（総務・農業者大学校担当）がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 評議会の庶務は、農業者大学校事務局企画管理室が行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、議長が評議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構業務方法書（抄）

第2節 農業・食品産業技術研究等業務

第2款 教授業務

（教授業務の基本方針）

第11条 研究機構は、法第14条第1項第10号に掲げる学理及び技術の教授の業務の実施に当たっては、その行う業務の公共的な重要性にかんがみ、農業の担い手育成に関する農政の動向等に沿い、都道府県、大学及び民間の農業研修教育機関その他関係機関との連携を図るとともに、研究開発業務との一体的な実施の確保に留意する。

（科の設置及び目的）

第12条 研究機構は、法第14条第1項第10号の規定に基づく学理及び技術の教授を行うため、本科及び専修科の課程を置く。

- 2 本科は、次代の農業を担うべき者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術の教授を行う。
- 3 専修科は、農業を担うべき者に対し、農業経営の発展に必要な学理及び技術の教授を行う。

（授業料）

第13条 研究機構は、学生から授業料を徴収する。

- 2 前項に規定する授業料の額及び納入方法は、別に定める。
- 3 研究機構は学生の学資負担者が死亡した場合その他授業料の納付が困難な場合には、別に定めるところにより、学生の授業料を免除し、又は納付期限を延長することができる。

（教授業務に関する細則）

第14条 研究機構は、本科及び専修科の修業の期間、入学期、入学者の選考の方法、教育内容及び教育方法、学生の成績評価並びに卒業等については、別に定める。

カリキュラム

【講義】

分野	科目	単位数	履修方法等	担当		講師
				年次	学期	
オリエンテーション	農業と地域	1	必修科目	1	1	寺戸 和憲 (農業者大学第1期生) 婦木 克則 (農業者大学第16期生) 伊藤 幸蔵 (農業者大学第20期生) 稲葉 健志 (農業者大学第33期生) 杉野 耕資 (農業者大学第37期生)
	生物・生命科学基礎	1.5	必修科目	1	1,3	大澤 良 (筑波大学) 本間 秀彌 (元筑波大学) 野村 港二 (筑波大学)
	簿記・会計	1	必修科目	1	1	中央農業総合研究センター担当者
	農業経営・経済	1	必修科目	1	1	津谷 好人 (宇都宮大学)
	植物生産学概論Ⅰ	1		1	1	塩谷 哲夫 (東京農工大学名誉教授)
	植物生産学概論Ⅱ	1		1	1	尾和 尚人 (電気化学工業株式会社) 内田 又左衛門 (農薬工業会)
	植物生産学各論Ⅰ	1		1	1	北条 雅章 (千葉大学)
	植物生産学各論Ⅱ	1		1	1	間学谷 徹 (元農林水産省果樹試験場)
	植物生産学各論Ⅲ	1		1	1	須藤 憲一 (元花き研究所)
	動物生産学概論	1		1	1	松川 正 (元農林水産省畜産試験場)
	動物生産学各論	3		1	1	畜産草地研究所担当者 佐々木 義之 (農業者大学校) 動物衛生研究所担当者 早川 治 (日本大学)
	法学	1		1	1	江口 幸治 (埼玉大学)
	農村社会	0.5		1	1	荒樋 豊 (秋田県立大学)
	心理学	0.5		1	1	松井 豊 (筑波大学) 山影 有利佐 (筑波大学) 小浜 駿 (筑波大学) 相羽 美幸 (筑波大学)
	労働安全衛生Ⅰ	0.5		1	1	白田 誠 (財団法人日本農村医学研究会 日本農村医学研究所)
	労働安全衛生Ⅱ	0.5		1	3	中央農業総合研究センター担当者
	英語基礎	1		1	1	末永 聡 (農業者大学校)
	コミュニケーション技法	1		1	1	伊藤 裕樹 (有限会社ネオリブラ)
	コンピュータⅠ	0.5		1	1	土屋 一郎 (オフィス・ティー)
	コンピュータⅡ	1		1	3	土屋 一郎 (オフィス・ティー)
フロンティアテクノロジー	バイオテクノロジーの応用	1		2	1	農業生物資源研究所担当者 畜産草地研究所担当者
	作物先端技術特講	1		1	3	中央農業総合研究センター担当者 作物研究所担当者
	野菜先端技術特講	1		1	3	野菜茶業研究所担当者
	果樹先端技術特講	1		1	3	果樹研究所担当者
	花き先端技術特講	1		1	3	花き研究所担当者
	土壌肥料先端技術特講	1		1	3	中央農業総合研究センター担当者
	畜産草地先端技術特講	1		1	3	畜産草地研究所担当者 近畿中国四国農業研究センター担当者
	動物衛生先端技術特講	1		2	1	動物衛生研究所担当者
	食品先端技術特講	1		2	2~3	食品総合研究所担当者
	経営情報先端技術特講	1		2	1	中央農業総合研究センター担当者
農業機械先端技術特講	1		2	2~3	生物系特定産業技術研究支援センター担当者	
地域先端技術特講	1		2	2~3	北海道農業研究センター担当者 東北農業研究センター担当者 中央農業総合研究センター担当者 近畿中国四国農業研究センター担当者 九州沖縄農業研究センター担当者	
アグリビジネス・情報システム	フードシステム論	1		2	1	齋藤 修 (千葉大学)
	アグリビジネス論	1		2	1	納口 るり子 (筑波大学)
	流通・マーケティング論	1		2	1	上原 征彦 (明治大学) 中 麻弥美 (株式会社コムテック)
	経営者論	1		2	2~3	大泉 一貫 (宮城大学) 大谷 尚之 (宇都宮大学) 昆 吉則 (株式会社農業技術通信社) 齋藤 訓之 (株式会社香雪社) 渋谷 住男 (株式会社三菱総合研究所)
	簿記実務	1		1	3	高橋 昌彦 (公認会計士)
	農業会計学	1		2	1	森 剛一 (税理士)
	管理会計	1		2	2~3	中央農業総合研究センター担当者
	経営法務	1		2	1	江口 幸治 (埼玉大学)
	情報システム論	1		1	3	松下 秀介 (筑波大学)
	食の安全・消費者コミュニケーション	食農関係論	1		2	1
食品安全とリスク管理		0.5		2	2~3	農林水産省担当官
品質管理と表示制度		1		2	2~3	池戸 重信 (宮城大学)
農産物の安全確保		0.5		2	2~3	農林水産省消費・安全局消費・安全政策課担当官 農林水産省消費・安全局農産安全管理課担当官 真板 敬三 (財団法人残留農薬研究所)
畜産物の安全確保		0.5		2	2~3	農林水産省消費・安全局消費・安全政策課担当官 農林水産省消費・安全局畜産安全管理課担当官 農林水産省消費・安全局動物衛生課担当官 動物衛生研究所担当者
消費者心理		0.5		1	3	竹村 和久 (早稲田大学) 吉川 肇子 (慶應義塾大学) 杉谷 陽子 (上智大学)
食農教育		1		1	3	中村 靖彦 (東京農業大学) 農林水産省消費・安全局消費者情報官担当官 竹下 和男 (元香川県綾川町立綾上中学校校長) 奥田 政行 (イタリアンレストラン アル・ケッチアーノ)

分野	科目	単位数	履修方法等	配当		講師	
				年次	学期		
環境保全型農業・有機農業	環境保全型農業・循環型社会論	1	2 本分野以上を履修	1	3	三輪 晋太郎(東京農業大学、農林水産省農林水産技術会議会長) 官野 芳秀(山形県農業者、レインボープラン推進協議会) 農林水産省生産局農業環境対策課担当官	
	有機農業論	1		1	3	中島 紀一(茨城大学) 農林水産省生産局農業環境対策課担当官 農林水産省消費・安全局表示・規格課担当官 金子 美登(有機農業者、全国有機農業推進協議会会長、農業者大学校第1期生)	
	環境保全型農業技術	1		1	3	中央農業総合研究センター担当 水野 昌巳(日本曹達株式会社)	
	環境保全型畜産技術	1		1	3	畜産草地研究所担当 北海道農業研究センター担当 九州沖縄農業研究センター担当 農業・食品産業技術総合研究機構本部担当	
	環境保全型農業・有機農業実践技術Ⅰ	0.5		1	3	橋本 力男(堆肥・育土研究所) 稲葉 光國(NPO法人民間稲作研究所)	
	環境保全型農業・有機農業実践技術Ⅱ	0.5		2	2~3	環境保全型農業・有機農業等実践者	
農村地域マネジメント	農村コミュニティ論	1	2 本分野以上を履修	1	3	原山 浩介(国立歴史民俗博物館)	
	地域経営論	1		2	1	柏 雅之(早稲田大学)	
	地域リーダー論	0.5		1	3	青木 隆夫(有限会社ベネット) 萩原 知美(農業体験塾ファームインさぎ山)	
	農村女性活動	1		1	3	安倍 澄子(日本女子大学)	
	地域営農論	0.5		2	1	中央農業総合研究センター担当 農業・食品産業技術総合研究機構本部担当	
	農村文化活動	1		2	1	宮崎 清(放送大学) 栗田 和則(暮らし考房) 栗田 キエ子(暮らし考房)	
国際食料・農業事情	世界の農産物貿易と輸出戦略	1	を位で本限以1分修上単野	2	2~3	櫻井 研(元日本大学)	
	世界の食料問題と農業政策	1		2	2~3	中川 光弘(茨城大学)	
	世界の農業・食料と環境・資源	1		2	2~3	農業環境技術研究所担当	
総合教科	特別講義Ⅰ	1	必修科目	1	1,3	今村 奈良臣(JA総合研究所) 土門 秀樹(山形県農業者) 山崎 洋子(おけら牧場、有限会社三國凌物語) 生瀬寺 真一(東京大学) 中村 桂子(JT生命誌研究館)	
	特別講義Ⅱ	1	必修科目	2	1~3	外部講師	
	農の哲学	1	必修科目	1	3	田嶋 一(國學院大学) 藤田 昇吾(大阪教育大学名誉教授)	
	日本農業史	1		2	2~3	坪井 伸広(元筑波大学)	
	思考の技術	0.5		2	2~3	高島 和哉(早稲田大学、明治大学)	
	科学技術の発展と環境	1		2	1	陽 捷行(北里大学)	
	農業とバイオマス	1		2	2~3	中央農業総合研究センター担当 農村工学研究所担当	
	自然と人間	1		2	1	宇根 豊(元農と自然の研究所) 藤原 一繪(横浜市立大学、横浜国立大学名誉教授)	
	農民の生き方	1	5 本分野以上を履修	1	1,3	長谷川 久夫(株式会社みずほ) 白石 好孝(大泉 風のがっこう、白石農園) 中川 和義(中川農園) 木之内 均(有限会社木之内農園) 佐藤 俊文(茨城県酪農家) 高井 民枝(元社団法人全国酪農協会)	
	法と倫理	1		1	3	菊池 英雄(西武文理大学名誉教授) 水村 典弘(埼玉大学)	
	農と文学・芸術	1		2	2~3	山下 悠一(作家) 藤田 富士男(作家)	
	世界の農業と文化	0.5		2	2~3	稲泉 博己(東京農業大学)	
	農政の新たな動き	0.5		2	2~3	農林水産省担当官(予定) 生瀬寺 真一(名古屋大学)	
	経営者の社会貢献	0.5		2	2~3	佛田 利弘(株式会社ぶった農産、農業者大学校第13期生、金沢大学)	
	生命誌の中の人間	0.5		2	2~3	中村 桂子(JT生命誌研究館)	
	園芸福祉	0.5		2	2~3	近藤 まなみ(NPO法人花の情景研究所)	
	先進経営研究演習	4		必修科目	1	1,3	教育指導専門職 就農支援専門職 外部講師
	地域総合課題演習	3		必修科目	2	1~2	教育指導専門職
	卒業論文演習	2	必修科目	2	1~3	中央農業総合研究センター担当 教育指導専門職	
	卒業論文	4	必修科目	2	2~3	教育指導専門職	
先進経営体等派遣実習	14	必修科目	1	2	教育指導専門職 就農支援専門職 受入先経営体等担当者		
研究チーム派遣実習	4	必修科目	2	1~2	農業・食品産業技術総合研究機構各研究所の在つくば研究チーム研究者		
農作業実習	1		1	1	中央農業総合研究センター担当 果樹研究所担当 畜産草地研究所担当 就農支援専門職		
夏期特別研究チーム派遣実習	1~4	夏期休暇等を利用して実習。1週間の実習を1単位とし、それぞれ単位数を上回りに認定。	2	1	農業・食品産業技術総合研究機構各研究所(つくば以外も可)の研究チーム研究者		
農業インターンシップ	1~4		1~2		教育指導専門職 受入先経営体等担当者		
連携授業	筑波大学連携協定授業	1~4	学生が休暇や授業のない時間を利用して実施。4単位を上限に認定。	1~2		筑波大学の教授、准教授	

【習】

【実習】

【連携授業】

【卒業要件単位数】	必修科目	選択科目
総単位数105単位中	38.5単位	23.5単位以上
62単位以上	合計	62単位以上

平成20年度農業者大学校全体スケジュール

項目 時期	評議会等	運営連絡会等	募集・広報活動	入学試験関係	教育(つくば校)	教育(多摩校)	専修科関係	備考
H20年4月		17 第1回運営連絡会	ホームページ更新(随時) 教育応援団依頼(随時) 各種会議等での説明(随時) 18~19 説明会・キャンパスツアー		[1学期] 9 入学式 第1期集合教育 オリエンテーション 〔農作業実習 先進経営研究演習〕	中期集合教育		
5月		28 第1回研究チーム派遣実習実施委員会	【前期試験に向けての募集・広報活動】 学校案内作成、配付	22 多枝選択式問題検討部会	29~30 先進農家等見学	26~6/16 海外農業研修	PR活動(パンフ作成・配付)	
6月	13 第1回評議会	23 第2回研究チーム派遣実習実施委員会	オープンキャンパス (6月から月2回開催)			24 海外農業研修発表会		
7月			サイエンスカフェ開催 (12北海道、19名城大、 26東農大) ガイダンス実施(23~30 全国6カ所)	28 多枝選択式問題検討部会	[2学期] 先進経営体等派遣実習	在宅学習	1 受付開始	
8月		21 農作業実習委員会	【Ⅱ期試験に向けての募集・広報活動】	13 入学試験問題(Ⅰ期)作成小委員会				
9月		2 研究チーム派遣実習実施委員会	オープンキャンパス (9月から休日月1回開催)	4 Ⅰ期日程試験 12 入学選抜委員会 17 合格発表				
10月		15~16 農業教育を考える全国会議 23 第2回運営連絡会	サイエンスカフェ開催 (18九州、25明大) 20~22 キャンパスツアー(札幌)			後期集合教育	8~10 花き経営(前期)	
11月			サイエンスカフェ開催 (1京都、8日女大、 22早大) 14 農業ビジネス講演会・ キャンパスツアー		[3学期] 26 先進経営体等派遣 実習発表会		4~ 科目履修コース 10~14 飼料自給(前期)	
12月				2 多枝選択式問題検討部会 17 入学試験問題(Ⅱ期)作成小委員会	第2期集合教育 環境保全型農業・有機農業 フロンティアテクノロジー 消費者コミュニケーション		1~5 水田農業経営(前期)	
H21年1月			【Ⅲ期試験に向けての募集・広報活動】	14 Ⅱ期日程試験 22 入学選抜委員会 27 合格発表			21~23 花き経営(中期)	
2月	17 第2回評議会	農作業実習委員会	【H21年度前期試験に向けての募集・広報活動】	入学試験問題(Ⅲ期)作成小委員会				
3月		14 公開講座		10 Ⅲ期日程試験 12 入学選抜委員会 13 合格発表		2 卒論発表会 4 卒業式 5 多摩校舎とのお別れ会 31 廃止		

平成21年度農業者大学校全体スケジュール

項目 時期	評議会	運営連絡会等	募集・広報活動関係	入学試験関係	本科教育関係		専修科関係	備考
					42期生	41期生		
H21年4月		・第1回運営連絡会 (4/16)	・ホームページ更新(随時) ・教育応援団依頼(随時) ・各種会議等での説明(随時) ・オープンキャンパス (3回/月) ・研究団地一般公開(4/17~ 18、キャンパスツアー) 【Ⅰ期試験に向けての募集・ 広報活動】 学校案内、ポスター配付		【1学期】 ・入学式(4/8) ・第1期集合教育 オリエンテーション 【農作業実習】 ・先進経営研究演習 (4月~3月)	【1学期】 ・始業(4/7) ・第3期集合教育 食の安全・安心 農村地域マネジメント アグリビジネス・情報 システム ・地域総合課題演習 (4月~10月)		
5月			・道府県農大への説明 (5/22愛知)	・多枝選択式問題検討部 会 (5/15)		・研究チーム派遣実習 (5月~10月)	・PR活動(パンフ作成・ 配付)	
6月	・第1回(6/15)		・一日体験入学(6/16)		・先進農家等見学(6/24 ~26)		・飼料自給(後期) 6/15~19	
7月			・道府県農大への説明 (7/3大阪、奈良) (7/13香川、7/30滋賀)	・多枝選択式問題検討部 会 (7/7) ・入学試験問題(Ⅰ期)作 成 小委員会(7/20)	【2学期】 ・先進経営体等派遣実 習(7月~10月)	・夏休み(7/20~8/31)	・花き経営(後期) 7/6~8 ・水田農業経営(後期) 7/27~31	
8月		・研究チーム派遣実習実 施委員会(8/27)	【Ⅱ期試験に向けての募集・ 広報活動】 ・サイエンスカフェ開催(8/1) ・農業者大学校セミナー 開催(8/5~7)	・Ⅰ期願書締切(8/10) ・Ⅰ期入学試験(8/26)				
9月			・道府県農大への説明 (9/11福岡、9/18三重) ・広報誌発行	・入学選抜委員会(9/4) ・Ⅰ期合格発表(9/8)		【2学期】 ・卒業論文演習 (9月~3月)		
10月		・第2回運営連絡会 (10/22) ・道府県農大との連携会 議(10/27~28)	・サイエンスカフェ開催 (10/3) ・道府県農大への説明 (10/8北海道、10/30宮城 和歌山) ・サイエンスカフェ開催 (10/24)	・多枝選択式問題検討部 会 (10/29)		・地域総合課題現地調査 (10/19~21)	・花き経営(前期) 10/7~9	
11月			・一日体験入学(11/12)	・Ⅱ期願書締切(11/24) ・入学試験問題(Ⅱ期)作 成小委員会(11/30)	【3学期】 ・第2期集合教育 環境保全型農業・有機 農業 フロンティアテクノロジー 消費者コミュニケーション		・農業者教育発展 11/11~13 ・豊饒祭(11/22)	・関東ブロック大会(11/7)
12月			・日本農業新聞等広告掲載 (12/22~2/5) ・ホームページデザイン変 更	・Ⅱ期入学試験(12/9) ・入学選抜委員会(12/18) ・合格発表(12/22)			・稲作技術革新(前期) 12/1~4	
H22年1月			【Ⅲ期試験に向けての募集・ 広報活動】 学校案内、ポスター等配布 【H23年度学生募集に向け ての準備】			【3学期】 ・第4期集合教育 国際食料・農業事情 総合教科	・花き経営(中期) 1/20~22	
2月	・第2回(2/25)		・学校情報ポータルサイト への掲載(2/1~)	・入学試験問題(Ⅲ期)作 成 小委員会(2/9)				
3月		・農作業実習委員会 (3/17)	・広報誌発行(3/31)	・Ⅲ期願書締切(3/3) ・Ⅲ期入学試験(3/9) ・入学選抜委員会(3/11) ・Ⅲ期合格発表(3/12)	・先進農家等見学(3/8-9)	・卒業論文発表会(3/3) ・卒業式(3/5)		

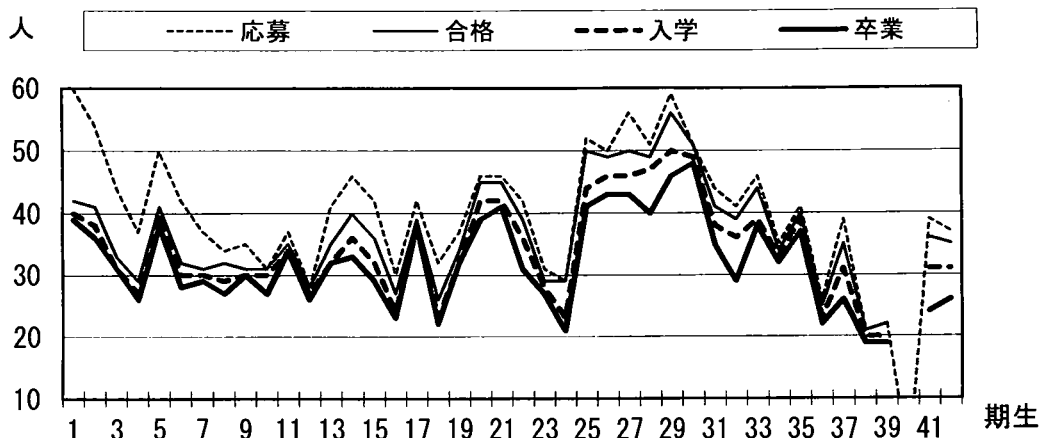
平成22年度農業者大学校全体スケジュール

項目 時期	評議会・運営連絡会等	募集・広報活動関係	入学試験関係	本科教育関係		専修科関係	備考
				43期生	42期生		
H22年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ更新(随時) ・オープンキャンパス(3回/月) ・研究団地一般公開(4/16~17、キャンパスツアー) 【募集活動】 ※4/27以降全て中止		[1学期] ・入学式(4/8) ・第1期集合教育 オリエンテーション ・農作業実習(4/14~) ・先進経営研究演習(4月~3月) ・先進農家等見学(つくば市内、4/30)	[1学期] ・始業(4/7) ・第3期集合教育 食の安全・消費者コミュニケーション 農村地域マネジメント アグリビジネス・情報システム ・地域総合課題演習(4月~10月) ・卒業論文演習(4月~3月)		<ul style="list-style-type: none"> ・バレーボール大会(4/15) ・行政刷新会議メンバー視察(4/18) ※行政刷新会議の事業仕分け(4/27)
5月	・第1回運営連絡会(5/13)				・研究チーム派遣実習(5月~10月)		・学生が赤松農水大臣に署名提出(5/24)
6月				・千葉大学見学(6/18) ・先進農家等見学(東京、埼玉、群馬、長野県下、6/23~25)	・地域総合課題演習現地調査(那珂市、6/14)		<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション(千葉県下、6/1) ・井出事務次官視察(6/2)
7月				[2学期] ・先進経営体等派遣実習(7月~10月)	・夏休み(7/20~8/31)	・花き経営(後期)7/6~8 ・水田農業技術革新(後期)7/28~30	<ul style="list-style-type: none"> ・同窓会熊本県人会30周年祝賀会(7/13) ・中国四国ブロック大会(7/18~19)
8月		・サマーセミナー開催(8/3~5)					・第1回農業者大学校のあり方に関する意見交換会(8/2)
9月					[2学期] ・卒業論文演習(9月~3月)		
10月	・第2回運営連絡会(10/19)				・地域総合課題現地調査(つくばみらい市、10/18~19)		・第2回農業者大学校のあり方に関する意見交換会(10/18)
11月				[3学期] ・第2期集合教育 環境保全型農業・有機農業 フロンティアテクノロジー 食の安全・消費者コミュニケーション	・生物系特定産業技術研究支援センター見学(11/10)		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回農業者大学校のあり方に関する意見交換会(11/22) ・豊饒祭(11/28)
12月							
H23年1月					[3学期] ・第4期集合教育 国際食料・農業事情 総合教科		
2月	・第1回評議会(2/21)				・卒業論文発表会(2/18)		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討会(2/15) ・九州ブロック大会(2/19~20) ・第2回検討会(2/25) ・第3回検討会(3/2)
3月		・広報誌第3号発行(3/1)		・先進農家等見学(茨城、千葉県下、3/8~9)	・卒業式(3/4)		

平成23年度農業者大学校全体スケジュール

項目 時期	運 営	本科教育関係(43期生)	専修科関係	就農・定着支援	備 考
平成23年4月	・第1回運営連絡会(4/27)	↑[1学期] ・始業(4/7) ・第3期集合教育 [食の安全・消費者コミュニケーション 農村地域マネジメント アグリビジネス・情報システム] ・地域総合課題演習 (4月～10月) ・卒業論文演習(4月～平成24年3月)	↑ ・開講	↑ ・就農支援 ・作物栽培活動	
5月		・研究チーム派遣実習 (5月～10月)			
6月		・地域総合課題演習現地調査(6/27-28)			
7月		↓ ・夏休み(7/20～8/31)	↓		
8月					・農者大セミナー(8/2-5)
9月		↑[2学期] ・卒業論文演習 (9月～平成24年3月)	↑ ・開講		・広報誌第4号発行(9/1)
10月	・第2回運営連絡会(10/13)	・地域総合課題演習現地見学(10/3-5)		↑ ・41期生定着状況調査 ・42期生就農状況調査	
11月	・研究チーム派遣実習実施委員会 (11/28)				・豊饒祭(11/27)
12月		↓ ・研究チーム派遣実習報告会(12/16)	↓	↓	
平成24年1月		↑[3学期] ・第4期集合教育 [国際食料・農業事情・総合教科]]	↑ ・開講		
2月	・評議会委員個別説明(下旬)	・卒業論文発表会(2/16-17)			
3月	・閉校式(3/23)	↓ ・卒業式(3/2)	↓		・広報誌第5号発行(3/1) ・教育の記録(仮称)発行 ・物品・文書・図書資料の引継等

農業者大学校の学生数等の推移



期生	入学 年度	応募	受験	合格	入学	卒業	
1	43	60	57	42	40	39	
2	44	54	47	41	38	36	
3	45	44	42	33	31	31	
4	46	37	34	29	27	26	
5	47	50	49	41	40	38	
6	48	42	42	32	30	28	
7	49	37	36	31	30	29	
8	50	34	33	32	29	27	
9	51	35	35	31	30	30	
10	52	31	31	31	30	27	
11	53	37	37	35	34	34	
12	54	28	28	28	27	26	
13	55	41	38	35	32	32	
14	56	46	46	40	36	33	
15	57	42 (2)	42 (2)	36 (2)	32 (2)	29 (2)	
16	58	30	28	27	24	23	
17	59	42 (3)	40 (3)	39 (3)	38 (3)	38 (3)	
18	60	32	29	26	23	22	
19	61	37 (4)	37 (4)	34 (4)	32 (3)	32 (3)	
20	62	46 (1)	46 (1)	45 (1)	42 (1)	39 (1)	
21	63	46 (2)	46 (2)	45 (2)	42 (2)	41 (2)	
22	1	42 (3)	41 (3)	39 (2)	36 (1)	31 (1)	
23	2	31	29	29	28	27	
24	3	29 (1)	29 (1)	29 (1)	23 (1)	21 (1)	
25	4	52	50	50	44	41	
26	5	50 (1)	49 (1)	49 (1)	46 (1)	43 (1)	
27	6	56 (3)	56 (3)	50 (3)	46 (3)	43 (2)	
28	7	51 (2)	50 (2)	49 (2)	47 (2)	40 (2)	
29	8	59 (2)	57 (2)	56 (2)	50 (2)	46 (2)	
30	9	51 (4)	51 (4)	51 (4)	49 (4)	48 (4)	
31	10	44 (2)	41 (2)	41 (2)	38 (2)	35 (2)	
32	11	41 (1)	39 (1)	39 (1)	36 (1)	29 (1)	
33	12	46 (3)	45 (3)	44 (3)	39 (2)	38 (2)	
34	13	35 (1)	34 (1)	34 (1)	33 (1)	32 (1)	
35	14	41 (3)	40 (3)	40 (3)	39 (3)	37 (2)	
36	15	26	25	25	23	22	
37	16	39 (4)	36 (4)	35 (4)	31 (4)	26 (3)	
38	17	21 (1)	21 (4)	21 (1)	20 (1)	19 (1)	
39	18	22 (1)	22 (1)	22 (1)	20	19	
		募集停止					
41	20	39 (2)	37 (2)	36 (2)	31 (2)	24 (1)	
42	21	37 (4)	35 (4)	35 (4)	31 (4)	26 (3)	
43	22	36 (3)	36 (3)	35 (3)	31 (3)	27 (3)	
合計		1,699 (53)	1,646 (56)	1,542 (52)	1,428 (48)	1,334 (43)	

(注) 平成19年度入学生については募集を停止し、入試を実施していない。
 ()書きは女性で内数である。